

加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画

令和4年4月

稲美町 ・ 播磨町
加古郡衛生事務組合

目 次

1	一般廃棄物処理基本計画	
	計画策定の基本的事項	
1-1	計画の目的	P 1
1-2	計画の位置付け(法的根拠)	P 2
1-3	計画の期間	P 4
1-4	計画対象区域	P 5
1-5	計画の範囲	P 5
2	本圏域の概要	
2-1	地理・地形的特性	P 6
2-2	気象	P 7
2-3	人口	P 8
2-3-1	人口推移	P 8
2-3-2	人口構造	P 9
2-4	産業構造	P 10
2-5	土地利用	P 12
2-6	関連計画	
2-6-1	稲美町総合計画	P 13
2-6-2	播磨町総合計画	P 16
2-6-3	播磨町環境基本計画	P 18
2-6-4	東播臨海広域市町村圏におけるごみ処理広域化計画	P 22
3	ごみ処理の概要	
3-1	対象となる廃棄物	P 23
3-2	一般家庭収集ごみの分別区分と排出方法	P 23
3-3	ごみの収集・運搬体制	P 24
3-4	処理実施主体	P 26
3-5	中間処理施設	P 27
3-6	最終処分場	P 29
3-7	その他の中間処理	P 30
3-8	ごみ処理の実績	P 31
3-8-1	年間排出量	P 31
3-8-2	ごみの性状	P 38
4	前回計画における目標の達成状況	
4-1	ごみ排出量の目標の達成状況・達成見込み	P 41
5	ごみ処理行政の動向	
5-1	国際的な動向	P 42
5-2	国の動向	P 43
5-3	兵庫県の動向	P 45
5-4	ごみ処理の課題	P 46
5-4-1	ごみ処理の広域化	P 46
5-4-2	ごみ減量化の推進	P 46
5-4-3	事業系ごみの排出抑制	P 46

5-4-4	資源化の推進	-----	P 46
5-4-5	不法投棄防止	-----	P 46
5-4-6	分別収集品目の見直し	-----	P 46
5-4-7	最終処分	-----	P 47
5-4-8	災害廃棄物	-----	P 47
6	ごみ処理基本計画		
6-1	ごみ処理基本計画	-----	P 48
6-1-1	基本理念及び基本方針	-----	P 48
6-1-2	計画目標年次	-----	P 48
6-2	ごみ処理基本計画目標	-----	P 49
6-3	ごみ排出量の予測	-----	P 51
6-3-1	家庭系ごみ排出量	-----	P 52
6-3-2	事業系ごみ排出量	-----	P 54
6-3-3	総ごみ排出量	-----	P 55
6-4	目標達成のための指針	-----	P 56
6-5	発生抑制、資源化の取組の現状	-----	P 59
6-5-1	発生抑制の取組	-----	P 59
6-5-2	資源化の取組	-----	P 59
6-5-3	その他の取組	-----	P 59
6-6	目標達成のための施策	-----	P 60
6-6-1	家庭系ごみ	-----	P 60
6-6-2	事業系ごみ	-----	P 65
6-6-3	最終目標年度(令和18年度)のごみ処理状況の流れ	-----	P 68
6-7	収集運搬計画	-----	P 69
6-7-1	分別して収集するごみの種類及び分別の区分	-----	P 69
6-7-2	収集区域	-----	P 69
6-7-3	ごみステーション	-----	P 70
6-7-4	ごみ中継	-----	P 70
6-7-5	収集・運搬車両	-----	P 70
6-7-6	ごみの戸別収集	-----	P 70
6-7-7	まとめ	-----	P 70
6-8	ごみの適正処理及び実施主体	-----	P 71
6-8-1	家庭系ごみ	-----	P 71
6-8-2	事業系ごみ	-----	P 71
6-9	評価システムの構築	-----	P 72

7	生活排水処理の概要	
7-1	基本理念及び基本方針-----	P 73
7-2	生活排水処理の実績 -----	P 74
7-2-1	生活排水処理形態別人口の実績 -----	P 74
7-2-2	し尿・浄化槽汚泥収集量の実績 -----	P 75
7-2-3	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制 -----	P 75
7-2-4	し尿・浄化槽汚泥の処理体制 -----	P 75
8	生活排水処理行政の動向と課題	
8-1	生活排水処理行政の動向 -----	P 76
8-1-1	国の動向 -----	P 76
8-1-2	兵庫県の動向 -----	P 77
8-2	当圏域内での課題 -----	P 77
9	生活排水処理基本計画	
9-1	基本理念及び基本方針-----	P 78
9-1-1	基本理念 -----	P 78
9-1-2	基本方針 -----	P 78
9-2	生活排水処理の目標 -----	P 79
9-2-1	生活排水処理形態別人口の見込み -----	P 79
9-2-2	し尿・浄化槽汚泥量の見込み -----	P 80
9-2-3	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬 -----	P 80
9-2-4	し尿及び浄化槽汚泥の収集区域の範囲 -----	P 80
9-2-5	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の方法及び量 -----	P 80
9-2-6	し尿及び浄化槽汚泥の処理 -----	P 81
9-3	処理施設 -----	P 81
9-4	その他の施策 -----	P 82

1 一般廃棄物処理基本計画

計画策定の基本的事項

1-1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

稲美町及び播磨町（以下「本圏域」といいます。）は、加古郡衛生事務組合を組織し、不燃・粗大等のごみ、し尿・浄化槽汚泥等の一般廃棄物を共同で処理していることから共通の基本計画を策定することによって、実施主体並びに責任を明確にするために加古郡衛生事務組合を加えた2町1事務組合にて平成22年度に「加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。同計画に基づき住民・事業者の協力のもと、令和4年に稼働する広域ごみ処理施設東播臨海広域クリーンセンター（以下「エコクリーンピアはりま」という。）に合わせて可燃ごみの減量に取り組み、剪定枝・草類の資源化や使用済小型家電のリサイクル、事業系ごみ指定袋制の導入（稲美町）などの様々な施策を実施し、ごみの減量やリサイクルをすすめました。

近年、人口減少・少子高齢化の進展、東日本大震災以降の大規模災害の頻発化、エネルギー及び循環資源としての廃棄物の役割の見直し、「水銀に関する水俣条約（平成29年8月発効）」の採択など、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しています。これを受け、国においては、第五次環境基本計画（平成30年4月）及び第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）を策定し、社会・経済情勢の変化を踏まえた計画の見直しを行っています。

特に、平成30年6月に示された循環型社会形成推進に関する事項を定めた第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフスタイル全体での資源循環システムの構築や、地域住民や事業者と連携した地域循環の仕組みづくりや災害廃棄物対策の取組が求められています。

加えて、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの幅広い課題に対応する「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月）の施行など、循環型社会の形成に向けた動きを加速させています。

一方で、世界では、この間にもプラスチックごみによる海洋汚染などの新たな問題の発生や、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出増加による地球温暖化の進行など、地球規模での環境問題が顕在化、深刻化しています。こうした中、国連においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月）が採択され、持続可能な世界に向けて、経済、社会、環境にかかる課題に統合的に取り組んでいくことが示されました。

兵庫県では、平成30年8月に兵庫県廃棄物処理計画を改定し、県内における廃棄物の減量とその適正な処理に関する計画を示しています。

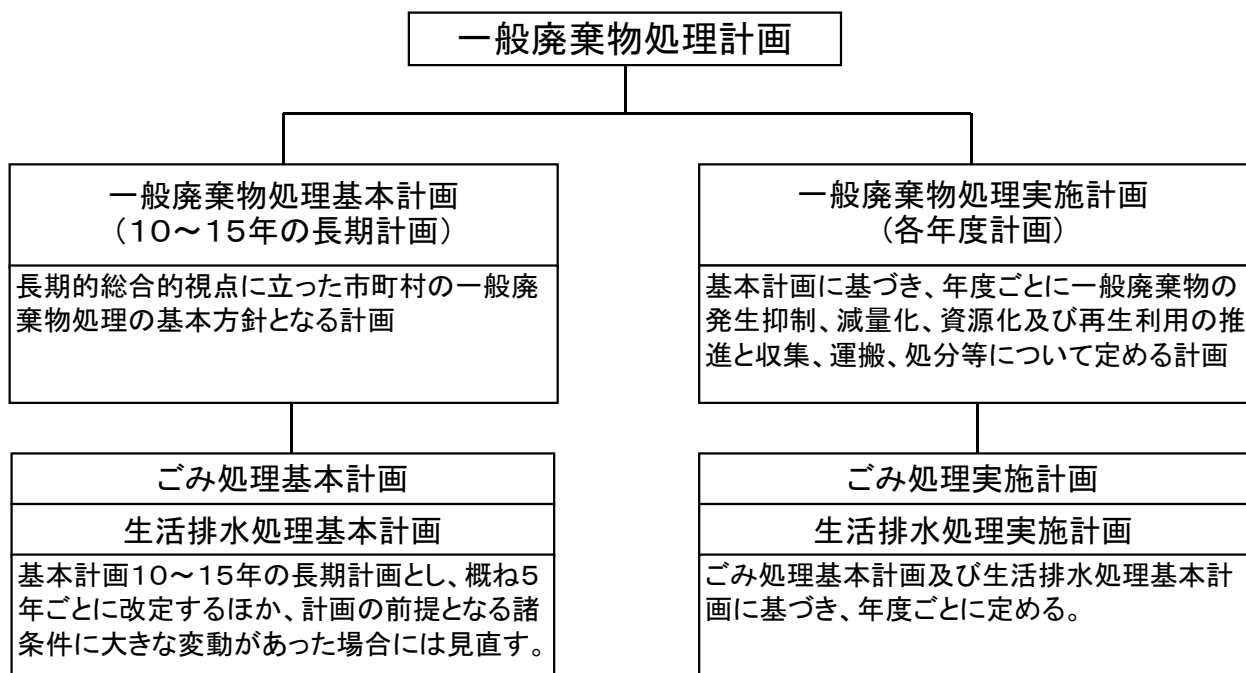
また、東播臨海広域市町圏（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）におけるごみ処理広域化計画の策定（平成24年2月）に伴い、東播臨海広域市町圏における一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃・粗大ごみに限ります。）の処理について、高砂市に事務の委託方式による共同処理の形で、令和4年度の施設稼働に向け、事務を進めました。ごみ処理の広域化を進めるにあたっては、東播臨海広域市町圏内で、分別区分やごみ減量の目標等統一しました。それに合わせて、播磨町では高砂市の事業系可燃ごみを受け入れるとともに「播磨町可燃ごみ中継センター」を整備し、できる限り現在と同様の形で住民や事業者がごみを排出できるようにはかっています。稲美町では、広域ごみ処理施設にごみステーションから直送できるよう受入基準に合わせてごみ分別区分を見直しながら収集運搬体制の強化をはかっています。

2市2町のあらたな取り組みとして住民と事業者サントリーが三位一体で使用済ペットボトルからペットボトルを再生する「ボトルtoボトル」リサイクル事業を行っています。

以上のことから、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化、さらには「エコクリーンピアはりま」や「播磨町可燃ごみ中継センター」の整備計画を踏まえ、住民・事業者・行政のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、令和4年度を初年度とする加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置付け(法的根拠)

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づく法定計画であり、関係法令、国や県の計画を踏まえ、長期的・総合的視点から、ごみの発生抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方針、目標及び施策を定めるもので、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置付けるものとします。また、本計画は、本圏域の最上位計画である「総合計画」（稲美町・播磨町）の環境施策の実現や環境政策の総合的な計画である「環境基本計画」（稲美町・播磨町）の個別計画として策定します。そして、循環型社会の形成だけでなく、脱炭素社会の実現に向けて「地球温暖化対策推進計画」と連携を図るとともに、他の計画とも整合・連携を図り、本圏域の廃棄物行政を推進していきます。

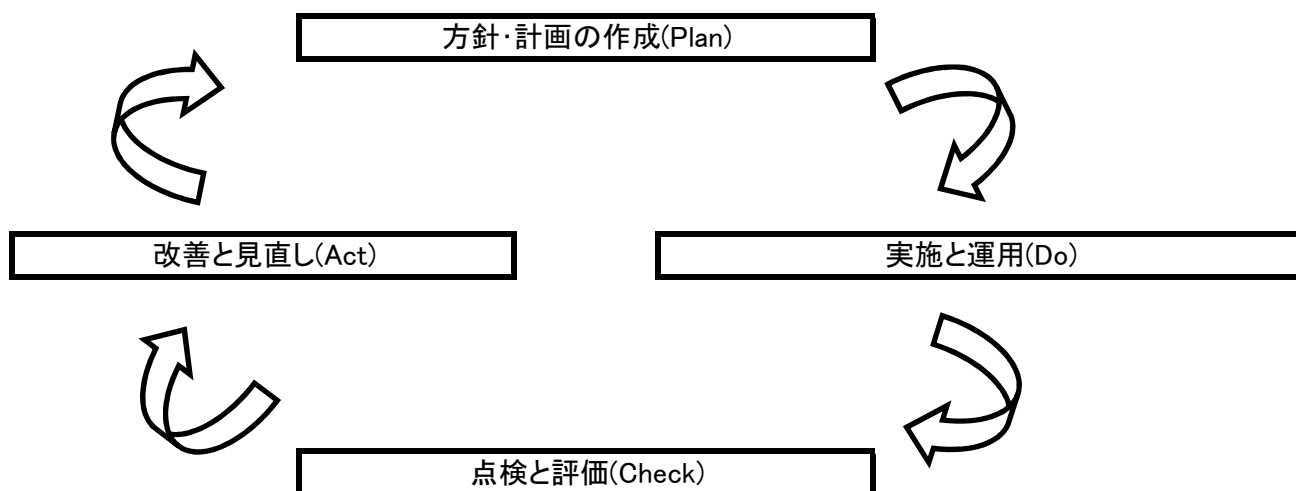


この計画は、ごみの減量、循環型社会の形成、良好な水環境の保全という目標への取組です。

事業が着実に進展し、目標が達成できるよう計画の推進と管理を行うことが必要です。

計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政が本計画の目標を共有することが必要ですので、周知徹底と普及啓発を積極的に行うとともに、多くの住民・事業者からごみの減量に対する理解と協力が得られるよう働きかけを行います。

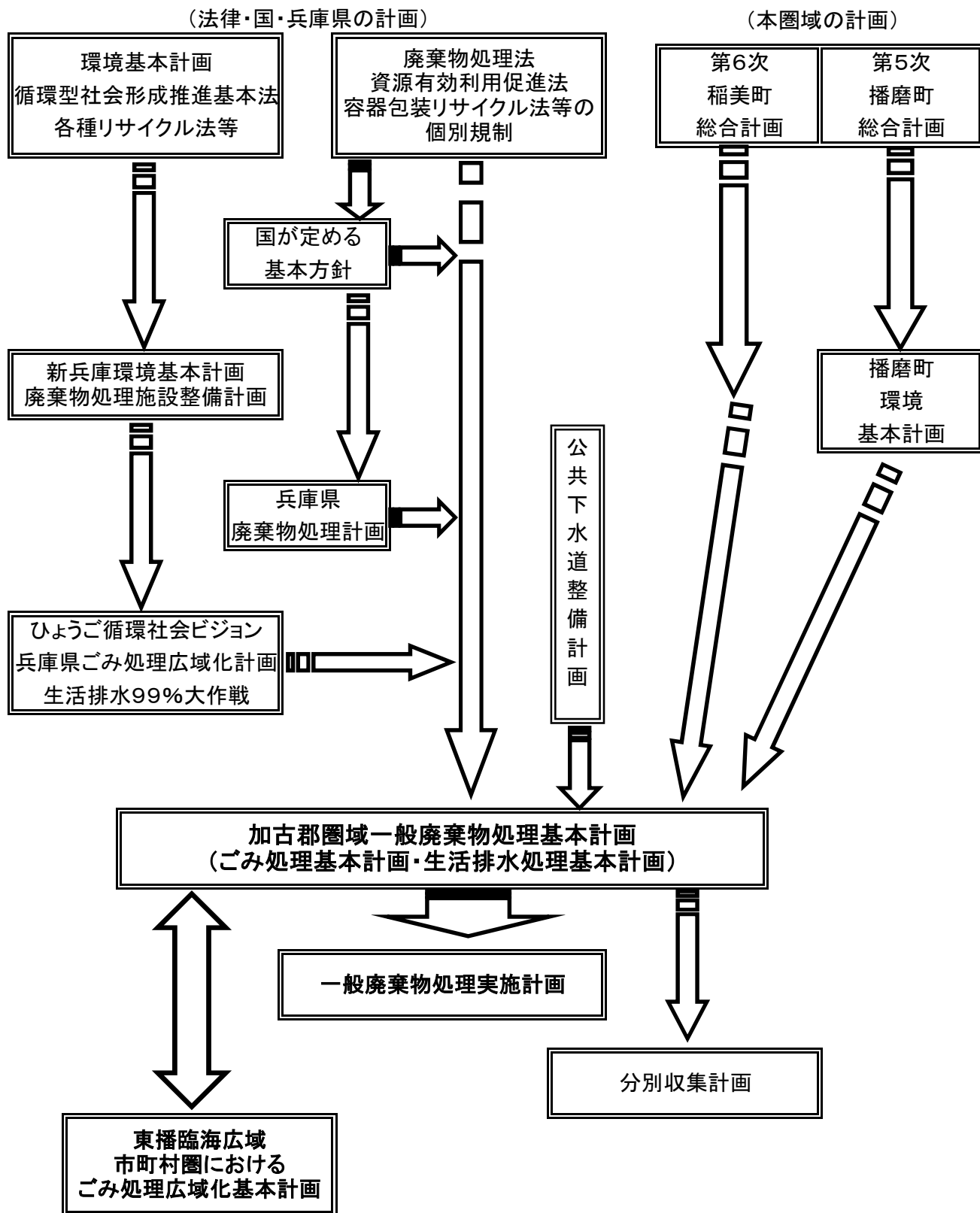
また、計画の管理については、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自ら点検、見直し、評価を行います。



なお、計画の策定にあたりまして、「第6次稲美町総合計画」・「第5次播磨町総合計画」及び「播磨町環境基本計画」の分野別の計画として位置づけられるとともに、国や兵庫県が定める基本方針や各種関連計画等に十分配慮しつつ、本圏域が作成する分別収集計画や下水道事業計画等との整合性をはかるものとします。

さらに、本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決に繋げることで、SDGsの達成に貢献していきます。

本計画の位置づけを下記の表に示します。

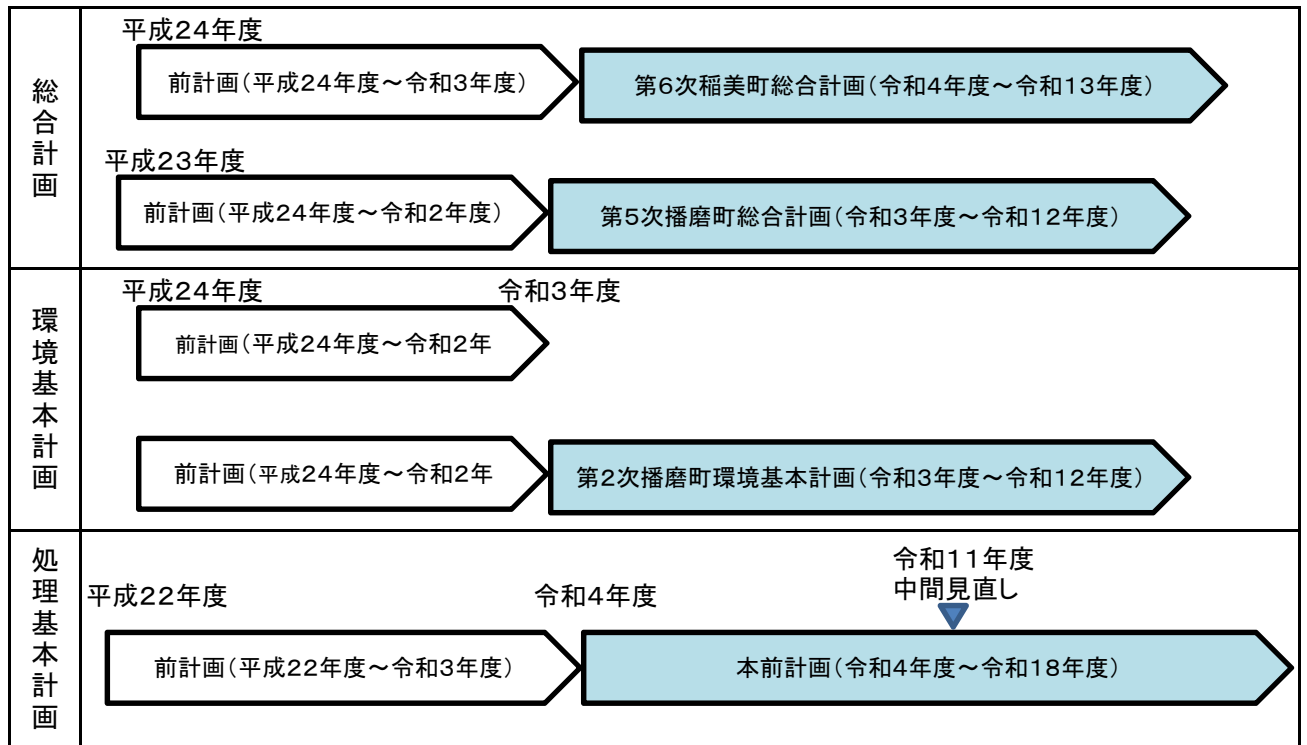


1-3 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度として令和18年度を目標年度とする15年間を計画期間とします。
 また、中間年度の令和11年度を経過した時点で、ごみ減量や各施策の進捗状況などについての評価を行い、必要な見直しを行います。

なお、関係法令の改正や本圏域上位計画の変更などにより、計画の前提条件に著しく変更が生じた場合にも、適宜計画を見直すものとします。

本計画の策定期間と上位計画との関係は、下記のとおりです。



本圏域に係る処理施設の稼働期間と本計画との関係は、下記のとおりです。

		令和(年度)									
		4	6	8	10	12	15	14	16	18	
エコクリーンピアはりま	令和4年4月稼働	稼働期間 20年									
稲美町清掃センター(令和4年廃止)	平成8年4月稼働	(エコクリーンピアはりまに集約化)									
播磨町塵芥処理センター(令和4年休止)	平成4年4月稼働	(エコクリーンピアはりまに集約化)									
加古郡 リサイクルプラザ	粗大ごみ処理	平成10年4月稼働	(エコクリーンピアはりまに集約化)								
	ペットボトル	平成10年4月稼働	稼働期間 40年								
	剪定枝	平成25年4月稼働	稼働期間 25年								
	水銀使用廃製品	平成30年4月稼働	稼働期間 20年								
加古郡	プラ容器類	平成12年4月稼働	稼働期間 40年								
ストックヤード	草類	平成31年1月稼働	稼働期間 20年								
加古郡衛生センター	昭和62年3月稼働	稼働期間 50年									
一般廃棄物処理基本計画		本計画の計画期間									

1-4 計画対象区域

本圏域の全域とします。

	面積(Km ²)	人口(人)	世帯(世帯数)
稲美町	34.92	30,734	12,797
播磨町	9.13	34,778	15,351
圏域	44.05	65,512	28,148

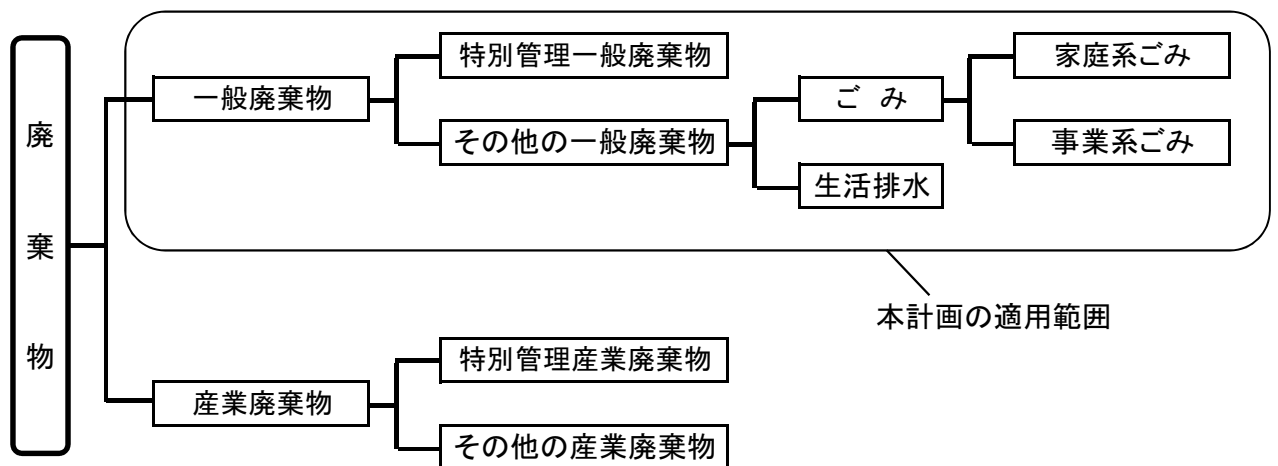
※令和3年10月1日現在

1-5 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、本圏域で発生する一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。



2 本圏域の概要

2-1 地理・地形的特性

本圏域は、播磨平野東部の東播磨地域に位置し、稲美町は、東は神戸市、南は明石市、西は加古川市、北は三木市に隣接し、万葉集に『いなみ野』と詠まれ、古くから人々が生活していた土地であり、水に恵まれない自然条件のもと、ため池等でかんがい用水を確保して豊かな田園環境を築いています。

播磨町は、南を瀬戸内海に面する臨海部に位置し、東は明石市、西と北は加古川市に隣接し、面積は9.09Km²と兵庫県下で最も小さな町で、その3割は海を埋め立てて造られた人工島です。広域幹線道路として、東西に国道250号線(明姫幹線)が町の中央に、国道2号線及び加古川バイパスとも隣接し、鉄道もJR山陽本線、山陽電鉄が東西方向に走り、JR土山駅、山陽電鉄播磨町駅がある交通の要所でもあります。



2-2 気象

本圏域の気候は、瀬戸内海気候で年間を通して比較的雨量が少なく、令和元年の年間降水量は稲美町が875.5mm、播磨町が1,029.5mmとなっています。気温は温暖であり、年平均16℃程度となっています。

稲美町の気象

区分	気温			降水量 (mm)	平均風速 (m/S)
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)		
平成27年	16.2	36.5	-1.4	1,390.5	2.8
平成28年	16.7	36.0	-4.6	1,357.0	2.8
平成29年	15.7	35.2	-3.0	1,163.5	2.9
平成30年	16.3	35.8	-3.7	1,457.5	3.0
令和元年	16.8	36.7	-2.0	875.5	3.0
1月	4.1	12.7	-2.0	17.5	2.8
2月	4.2	15.5	-1.1	36.5	2.8
3月	10.3	19.5	0.1	85.0	3.2
4月	15.8	25.5	1.0	88.0	3.2
5月	19.3	30.9	6.1	68.0	3.1
6月	22.7	30.7	16.0	157.5	3.3
7月	28.7	34.3	20.4	101.0	3.1
8月	28.9	36.7	20.3	87.0	3.2
9月	23.7	34.2	15.6	40.0	3.1
10月	18.8	30.5	10.6	144.5	2.9
11月	13.4	22.4	1.4	8.5	2.6
12月	8.2	16.5	0.8	42.0	2.9

播磨町の気象

区分	気温			降水量 (mm)	平均風速 (m/S)
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)		
平成27年	16.1	33.4	-1.0	1,427.5	3.7
平成28年	16.5	35.9	-3.7	1,264.5	3.7
平成29年	15.6	32.0	1.5	1,174.5	3.7
平成30年	16.1	35.5	-1.0	1,613.0	3.7
令和元年	16.5	37.2	-1.6	1,029.5	3.5
1月	5.9	13.0	-1.6	19.0	3.9
2月	6.9	14.3	-0.5	38.0	3.6
3月	9.6	18.5	1.0	83.0	3.9
4月	13.0	24.3	1.8	102.5	3.5
5月	18.7	27.8	6.8	78.0	2.8
6月	22.3	28.8	16.4	160.0	3.4
7月	25.4	32.4	20.6	144.5	3.0
8月	28.1	37.2	20.1	131.0	3.3
9月	25.7	33.3	16.6	41.5	3.5
10月	20.1	29.8	10.8	172.0	4.2
11月	13.2	22.4	2.3	8.5	3.7
12月	8.7	17.7	1.8	51.5	3.6

2-3 人口

2-3-1 人口推移

本圏域の人口、世帯数の推移は下記に示すとおりです。

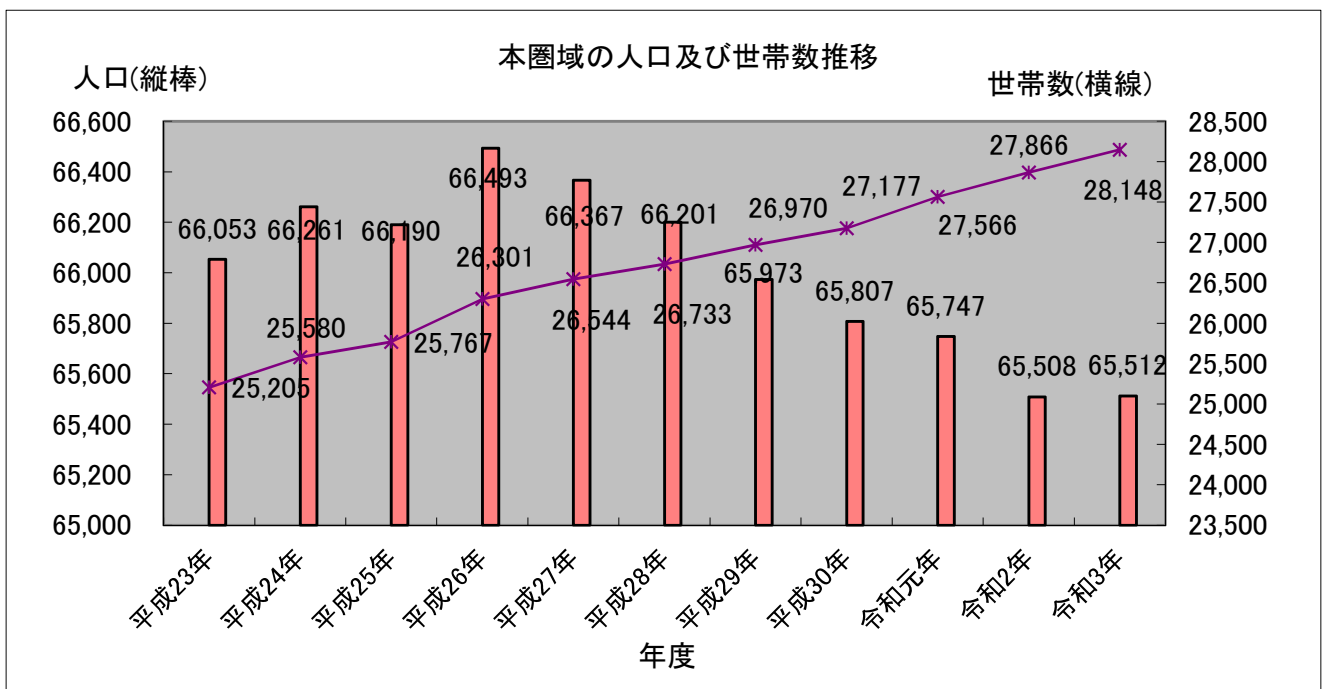
稲美町の人口は、平成18年以降微減傾向にあり、世帯数は増加（核家族化）傾向にあります。

播磨町の人口は、横ばい状況にあり、世帯数は増加（核家族化）傾向を示しています。

なお、外国人人口は、令和2年度では稲美町が約532人、播磨町が約511人います。

年度	人 口 (人)		
	稲美町	播磨町	合 計
平成24年	31,603	34,658	66,261
平成25年	31,811	34,379	66,190
平成26年	31,745	34,748	66,493
平成27年	31,650	34,717	66,367
平成28年	31,539	34,662	66,201
平成29年	31,404	34,569	65,973
平成30年	31,259	34,548	65,807
令和元年	31,138	34,609	65,747
令和2年	30,885	34,623	65,508
令和3年	30,734	34,778	65,512

年度	世帯数(世帯)		
	稲美町	播磨町	合 計
平成24年	11,574	14,006	25,580
平成25年	11,844	13,923	25,767
平成26年	11,988	14,313	26,301
平成27年	12,097	14,447	26,544
平成28年	12,229	14,504	26,733
平成29年	12,347	14,623	26,970
平成30年	12,419	14,758	27,177
令和元年	12,534	15,032	27,566
令和2年	12,689	15,177	27,866
令和3年	12,797	15,351	28,148



2-3-2 人口構造

本圏域における年齢別人口について整理したものを下記に示します。

年齢別にみると、15歳未満の若年層に対し65歳以上の人口が多くなっています。

また、男女別では、15歳未満では男性の方が多く、65歳以上では女性の方が多くなっています。

単位：人

項目		総数	年少人口 15歳未満	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上
稲美町	男	15,218	2,145	8,897	4,176
	女	15,802	1,965	9,014	4,823
	圏域	31,020	4,110	17,911	8,999
播磨町	男	16,409	2,523	10,041	3,845
	女	17,330	2,398	10,278	4,654
	圏域	33,739	4,921	20,319	8,499
圏域	男	31,627	4,668	18,938	8,021
	女	33,132	4,363	19,292	9,477
	圏域	64,759	9,031	38,230	17,498
人口割合 (%)			14.0	59.0	27.0

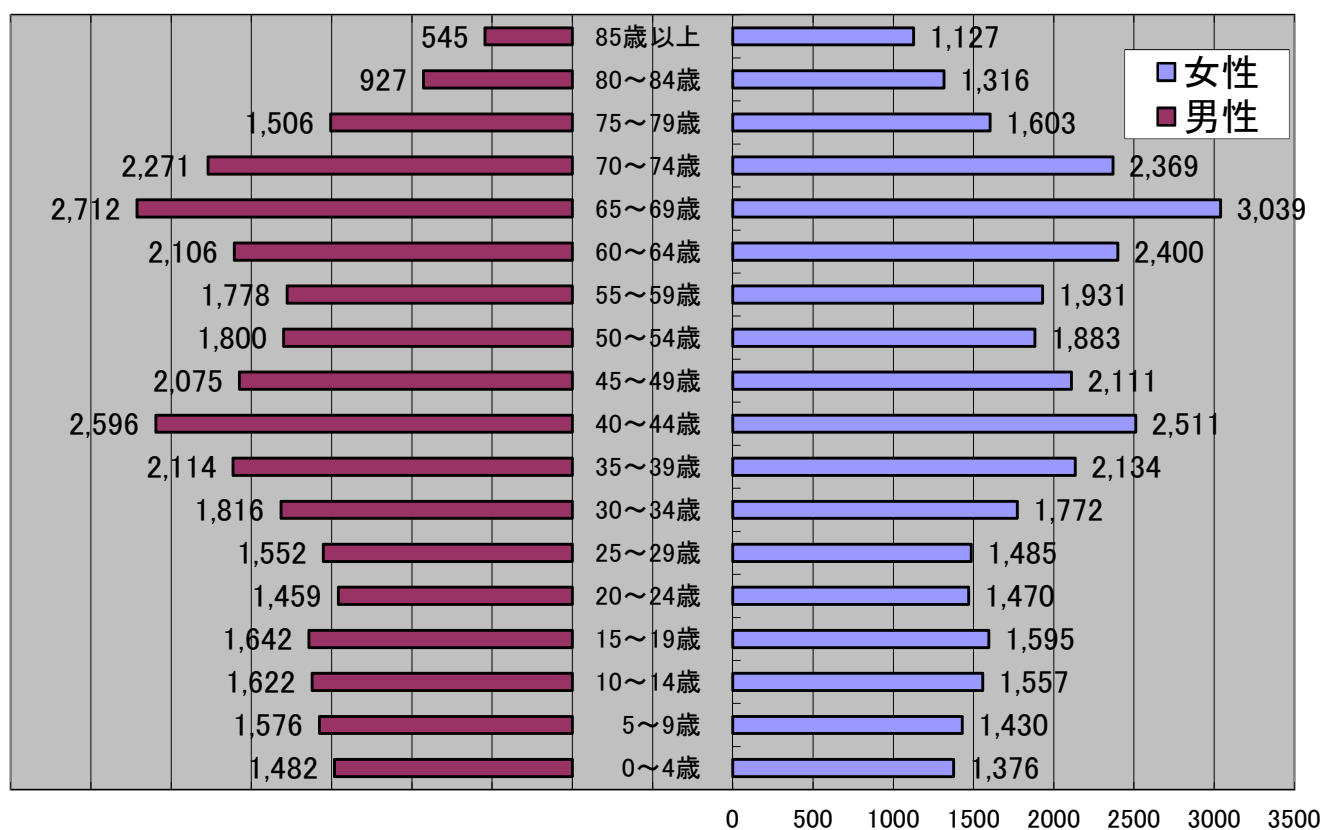
※別途年齢不詳者が稲美町において25名、播磨町において46名います。

※合計欄は、年齢不詳分も含んだ値のため合計が一致しない場合があります。

資料；平成27年 国勢調査

年齢5歳階層別人口

3500 3000 2500 2000 1500 1000 500 0



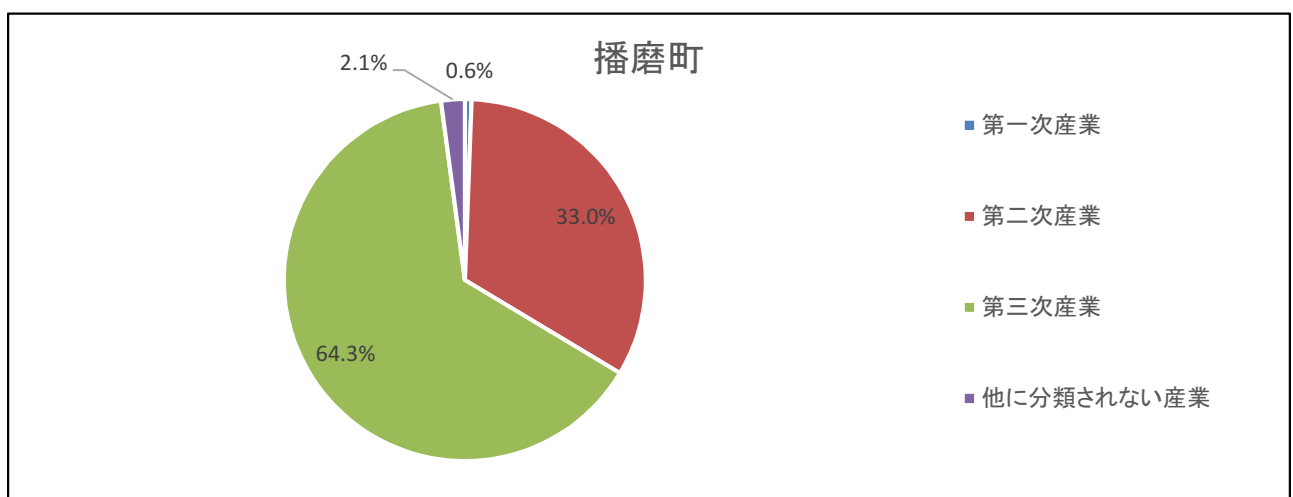
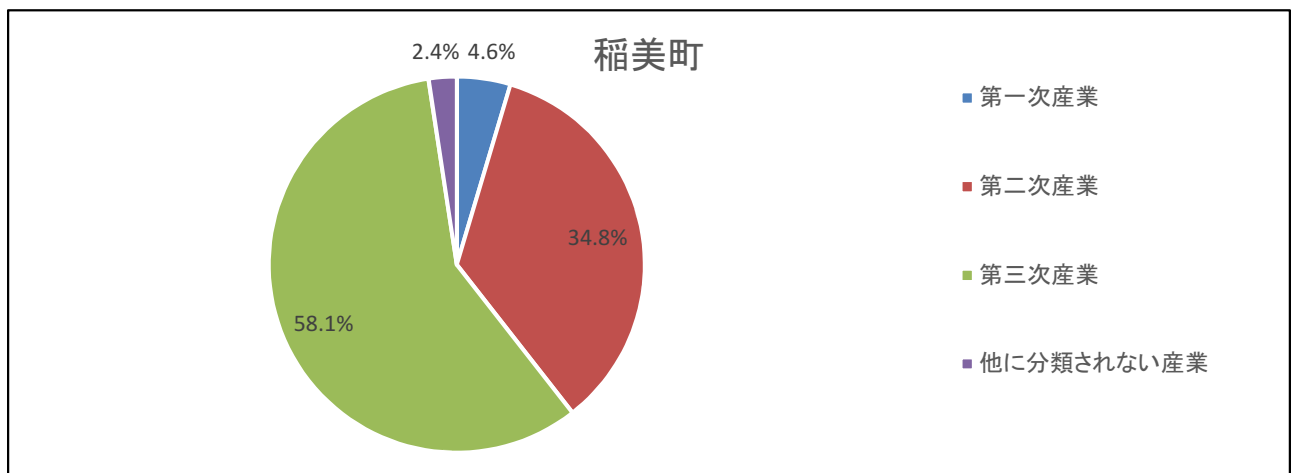
2-4 産業構造

国勢調査年における産業別人口(大分類)の推移は、次の表のとおりです。

第三次産業の全体に占める割合は、年々増加を続け、平成27年度には稲美町で58.1%、播磨町で64.3%となっており、第一次産業及び第二次産業は、稲美町で4.6%・34.8%、播磨町は0.6%・33.0%とそれぞれ横ばい、微減傾向にあります。

単位:人

分 類		平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	稲美町	786	606	663
	播磨町	77	83	91
	圏 域	863	689	754
第二次産業	稲美町	5,760	5,071	5,005
	播磨町	5,222	4,938	5,029
	圏 域	10,982	10,009	10,034
第三次産業	稲美町	8,743	8,313	8,346
	播磨町	9,854	9,563	9,809
	圏 域	18,597	17,876	18,155
他に分類 されない産業	稲美町	160	400	350
	播磨町	254	450	322
	圏 域	405	850	672
総 数	稲美町	15,449	14,391	14,364
	播磨町	15,407	15,034	15,251
	圏 域	30,856	29,425	29,615



平成27年度における本圏域の産業別人口の内訳は、下記のとおりです。

単位：人

区 分		稲美町	播磨町	合 計
第 一 次	農 業	661	74	735
	林 業 ・ 狩 猟 業	1	—	1
	漁 業 ・ 水 産 養 殖 業	1	17	18
第 二 次	鉱 業	—	1	1
	建 設 業 製 造 業	1,049 3,956	990 4,038	2,039 7,994
第 三 次 産 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	56	56	112
	情 報 通 信 業	167	1,168	2,171
	運 輸 業	836		
	卸 売 ・ 小 売 業	1,939	3,063	5,555
	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	553		
	金 融 ・ 保 険 業	189	490	833
	不 動 産 業	154		
	医 療 ・ 福 祉 業	1,743		
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	555	4,533	8,545
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	188		
サ ー ビ ス 業	1,526			
公 務	440	499	939	
他 に 分 類 さ れ な い 産 業		350	322	672
合 計		14,364	15,034	29,398

平成27年度における本圏域の産業別事業所数の内訳は、下記のとおりです。

分 類	事業所数	
第 一 次 産 業	稲美町	6
	播磨町	1
	圏 域	7
第 二 次 産 業	稲美町	415
	播磨町	228
	圏 域	643
第 三 次 産 業	稲美町	649
	播磨町	780
	圏 域	1,429
他 に 分 類 さ れ な い 産 業	稲美町	71
	播磨町	—
	圏 域	71
総 数	稲美町	1,141
	播磨町	1,004
	圏 域	2,145

※サービス業に公務は含んでいません。

2-5 土地利用

令和元年度における本圏域の土地利用状況は、稲美町は「農地」が46.6%と、播磨町は「宅地」が57.7%と最も高くなっています。

稲美町

総面積 (km ²)	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
34.92	15.32	0.87	6.24	1.06	0.01	2.02	9.40

播磨町

総面積 (km ²)	田	畑	宅地	鉄軌道 用地	原野	その他
9.13	0.53	0.03	5.29	0.06	0.00	0.20

2-6 関連計画

2-6-1 稲美町総合計画（令和4年3月策定）抜粋

（1）基本理念

「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」

本町は、地域の生活を支えるために造られた数多くのため池やそれらを繋ぐ水路網、その恩恵を受けて拓かれてきた農地や農村集落、地域の歴史や文化を伝える社寺や祭り、自然豊かな景観など、美しい水と緑や歴史・文化に恵まれた地域で、それらが織りなす美しい風景は、四季折々にさまざまな姿を見せながら、本町で暮らす人々に豊かさと安らぎを与え続けています。

「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」は、本町のこれらの特性をいかし、愛着と誇りを持ちながら、ともに暮らし、ともに学び、ともに支えあいながら、先人たちが築きあげてきた豊かな自然や歴史・文化などの資産を次代にしっかりと受け継ぎ、更なる飛躍につなげるまちづくりを進めていこうとする姿勢を表現しています。

（2）基本目標

基本目標1	緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち
基本目標2	だれもが健やかに地域で暮らせるまち
基本目標3	生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち
基本目標4	地域の特性をいかした活力と魅力あるまち
基本目標5	ともに進める持続可能なまち

基本目標1 緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

- ① 調和のとれた土地利用の推進
- ② 快適な生活空間の整備
- ③ 快適な暮らしの基盤の整備
- ④ 自然豊かな環境の保全
- ⑤ 安全な暮らしを守る環境の整備

基本目標2 だれもが健やかに地域で暮らせるまち

- ① 健やかに暮らせる健康づくりの推進
- ② 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現
- ③ だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現

基本目標3 生涯にわたる学びを充実し夢と志を育むまち

- ① 子どもの夢と志を育む教育の充実
- ② 地域と人を育む生涯学習の推進
- ③ お互いを認めあう社会の実現

基本目標4 地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

- ① 地域の特性をいかした農業の振興
- ② 活力ある地域経済の振興
- ③ 魅力ある交流・観光の推進

基本目標5 とともに進める持続可能なまち

- ① とともに進めるまちづくりの推進
- ② 持続可能なまちづくりの実現

（3）基本計画

◎自然豊かな環境の保全

○環境保全の推進

循環型社会の構築をめざし、本町の地域資源である、ため池、水路、農地の保全とごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進するとともに、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めます。

また、住民、事業者、行政が協力して地球温暖化防止に向けて取り組むとともに、環境意識の啓発

に努めます。

○快適な生活環境の形成

快適な環境の形成をめざして、生活環境問題を住民一人ひとりが身近なこととして考え、住民や事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、互いに気持ちよく暮らせる社会の構築に努めます。また、斎場・し尿処理施設は、加古郡衛生事務組合と共に適正な運営に努めます。

◎快適な暮らしの基盤の整備

○上下水道の整備

安全・安心なおいしい水を安定供給するため、水源の確保や施設の整備改修を進め、上水道事業の健全経営に努めます。また、生活環境の向上や環境保全のため、下水道整備を行うとともに接続を推進し、下水道事業の健全化に努めます。

(4) 施策の方向性

○環境保全の推進

・ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進するため、家庭から出るごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）を推進します。また、事業者には指定ごみ袋制度の導入やごみ減量マニュアルの配布などを通して、ごみの発生抑制を図ります。

さらに、家庭での食品ロス削減に向けての取り組みを推進するとともに、食品製造に関する企業・事業所での食品廃棄物などの不適正処理対策の徹底と食品リサイクルの取り組みを促進します。

・ごみ処理の適正化

2市2町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）が連携しながら、広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」（高砂市）における、ごみ処理の適正化に努めます。

また、広域化にともない廃止する稲美町清掃センターは、周辺環境に配慮した安全な解体撤去に努めるとともに、跡地の利用については住民の声を聞きながら進めます。

・環境意識の啓発

国の令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標に向けて、脱炭素型のまちづくりが求められているため、持続可能な社会の構築をめざし、町広報や町ホームページ、環境出前講座などを通して環境意識の啓発に努めます

○快適な生活環境の形成

・生活環境問題への対応

住民一人ひとりのモラルの向上を図るため、生活面における環境問題に対し、関係者の理解と協力のもと適切に対応するとともに、ルールやマナーの啓発に努めます。

また、工場や事業所等の生産活動にともなう環境問題に対し、関係機関とともに各種法律等の遵守を求めるなどの監視・指導に努めます。

・斎場・し尿処理施設の適正運営

斎場やし尿処理施設は、加古郡衛生事務組合において適正な運営と施設の維持管理を行います。

また、町営墓地の適正な維持管理に努めます。

○上下水道の整備

・下水道の整備と接続の推進

老朽化した管渠や処理場等の施設の計画的な更新・耐震化及び浸水対策として雨水幹線等の整備を進めるとともに、下水道等への接続を推進します。

また、下水道事業・農業集落排水事業計画区域外は、合併浄化槽の設置を推進します。

(5) とともに進めていく取り組み

○環境保全の推進

< 自助の取り組み >

- ・ごみの発生が少ない商品やリサイクル可能な商品を選びましょう。

- ・買い物袋（マイバッグ）を持参しましょう。
- ・食べ残しを減らしましょう。
- ・生ごみの水切りや雑がみの分別など、ごみの減量を行いましょう。
- ・エコカーに乗りましょう。

< 共助の取り組み >

- ・ごみを再資源化するためにみんなで分別を徹底しましょう。
- ・みんなで集団回収に協力しましょう。
- ・みんなで温室効果ガス排出抑制に取り組みましょう。
- ・節電や自動車の運転を控えるなど、家庭から出る二酸化炭素の排出抑制にみんなで取り組みましょう。

○快適な生活環境の形成

< 自助の取り組み >

- ・地域のルールや日常生活のマナーを守りましょう。
- ・不法投棄を発見した場合は、速やかに通報しましょう。
- ・空き地等を適切に管理しましょう。

< 共助の取り組み >

- ・事業活動にともなう環境問題に対して、みんなで対策を考えましょう。
- ・住宅に隣接する工場等においては、周辺住民の生活に配慮した事業活動を行いましょう。

○上下水道の整備

< 自助の取り組み >

- ・台所からごみや油を流さないようにしましょう。
- ・下水道に接続しましょう。
- ・水道料金や下水道使用料を期限内に納付しましょう。

< 共助の取り組み >

- ・節水に努め、みんなで貴重な水資源を大切にしましょう。

2-6-2 播磨町総合計画（令和3年4月策定）抜粋

（1）基本政策

「いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」

将来像の実現に向けて、次に示す3つの基本政策に基づくまちづくりを進めます。

基本政策は、それぞれ2つのまちづくりの方向性により構成されており、これらの方向性を基本としたまちづくりの推進により、将来像の実現をめざします。

基本政策1

誰もが安心して安全に暮らせるふるさと

基本政策2

身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと

1 誰もが安心して安全に暮らせるふるさと

安心して暮らせるまちへ〈保健・福祉〉

すべての住民が地域や家庭で、生きがいを持って、健やかで安心して暮らせる、ふれあいのあるまちをめざします。

少子高齢化が進行する中で、複合化・複雑化する地域課題を住民一人ひとりが「我が事」として捉え、お互いに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会をめざします。

安心して子どもを産み育て、生涯を通じて健康でいきいきと暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したまちをめざします。

安全に暮らせるまちへ〈防災・防犯〉

様々な災害から住民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図るとともに、防災・減災対策に取り組み、災害に強い強靱なまちをめざします。

交通安全や防犯対策、消費者対策の充実に取り組み、誰もが安心して安全に日々の暮らしを送ることができるまちを創ります。

2 身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと

うるおいのあるまちへ〈都市基盤・住環境〉

住民の快適で便利な生活や、行き交う人々の交流やビジネス・産業活動を支える都市基盤・インフラが適切に維持・整備されたまちをめざします。

秩序ある適切な土地利用を図るとともに、住民の暮らしをより快適で便利なものにし、自然と調和のとれた魅力あふれる住環境の創出をめざします。

身近な自然環境を守り、循環型社会の形成により環境と調和したうるおいある暮らしを実現できるまちをめざします。

活力のあるまちへ〈産業・就業〉

住民の暮らしを支え、まちの活力やにぎわいの源となる産業の一層の活性化を通じて、播磨町に暮らし、働き、行き交うすべての人が、豊かさを実感できるまちをめざします。

播磨臨海工業地域の一角をなす臨海部に集積した工業のほか、地域特性を活かした農漁業や商業の活性化を図るとともに、地域資源を活かした魅力ある新たな産業の創出・育成をめざします。

3 多様な個性と夢をみんなでつなぐふるさと

人を育むまちへ〈教育・文化〉

次代を担う子どもたちが、人と人とのふれあいを通じて、豊かな心と「ふるさと はりま」への郷土愛を育むため、家庭・学校・地域の一層の連携を図るとともに、自ら考え行動できる自主性を育て、自立できる教育を推進します。

住民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる環境を整え、誰もが生きがいを持って暮らせるよう、文化・スポーツ・レクリエーションなど生涯学習を推進するとともに、貴重な歴史・文化遺産の保存と活用を推進します。

すべての住民の人権が尊重され、多様な文化や価値観など互いの個性を認め合うことができるまちをめざします。

人がつながるまちへ〈協働・行政〉

住民や地域団体、事業者など多様な主体が自発的にまちづくりや地域活動に参加し、それぞれの役割と責任を果たすことができる協働のまちづくりを進めます。

地域コミュニティの育成・活性化を図り、地域に応じた身近なまちづくりの展開を進めます。

住民にとっての「ふるさと はりま」がいつまでもふるさととしてあり続けるように、効率的で健全な行財政運営を進め、持続可能なまちをめざします。

(2) 方向性

7 生活環境の向上

〔ビジョン〕 生活環境を良好に保つまちづくり

自然環境保全意識の普及啓発に努めるとともに、住民・事業者・行政が環境に対する責任と役割を理解することで、低炭素社会、自然共生社会をめざします。

【目標1】 地球温暖化防止対策を推進する

住民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない低炭素社会への転換を図ります。

【目標2】 生活環境の改善に係る活動を推進する

住民一人ひとりの環境意識の向上、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をめざします。

【目標3】 子ども向けの環境学習機会を確保する

人と環境との関わりについて理解を深め、責任ある行動がとれる人づくりを推進します。

8 ごみの減量・リサイクル活動の推進

〔ビジョン〕 環境への負荷が少ない資源循環型のまちづくり

限られた資源の有効活用と環境負荷の軽減を図り、資源循環型社会の構築をめざします。

【目標1】 ごみの減量化を推進する

食品ロスの発生抑制等の取り組みを通して可燃ごみの減量化を図り、環境負荷の軽減をめざします。

【目標2】 古紙等のリサイクル率の向上を図る

資源回収を促進させることで資源の有効利用を図り、循環型社会の形成に努めます。

2-6-3 播磨町環境基本計画（令和3年3月策定）抜粋

（1）めざすべき環境像

「ひとが環境を思いやり行動できる 循環・共生のまち はりま」

（2）基本目標

基本目標1	環境を思いやるひとが育ち・行動できるまち（ひとづくり、活動支援）
基本目標2	自然・文化が共生できるまち（自然環境の保全、生物多様性の保全・再生、まちの文化保存・活用）
基本目標3	安心できる生活環境と資源循環があるまち（公害の防止、廃棄物処理・環境美化）
基本目標4	地球を思いやり環境保全に貢献するまち（地球温暖化対策）

（3）重点的な取組

情報	多様な機会での環境に関する積極的な情報発信・交流
行動	ごみの少ない・美しい町並みの保全
協働	町民・事業者・町がつながって取り組む環境保全

<情報（多様な機会での環境に関する積極的な情報発信・交流）>

- ごみ処理や水質保全、外来種等の町内の身近な環境問題を学べる機会をつくりまします。
- 町や環境団体による活動やイベント・講座等の情報提供を行います。
- 町の歴史や文化、偉人の功績を学べる機会をつくり、ふるさとの環境を守る意識を醸成します。

<行動（ごみの少ない・美しい町並みの保全）>

- ごみの削減・正しい分別、3Rを推進するとともに、不法投棄防止のための対策を講じます。
- 環境に関する各団体の活動の実施や、イベント・講座等の開催を支援します。
- 地域の美化活動について、住民への啓発と、必要に応じて公園等の点検等を行います。

<協働（町民・事業者・町がつながって取り組む環境保全）>

- 事業者の地球温暖化対策をホームページ等で紹介し、みんなで取り組む意識を醸成します。
- 清掃、不法投棄防止、省エネ等、町民・事業者・町が共に取り組む環境保全活動を促進します。
- 町民・事業者・町の協働により、次代の環境保全活動の担い手を育てていきます。

（4）町の取組方針

1-1 ひとづくり

①意識啓発の推進

- 子どもたちが、自然環境や歴史文化など町の多様な地域資源について、体験し学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。また、職員の環境保全意識の向上を図ります。
- 身近な環境の状況や地球環境問題、環境保全につながる行動などの情報を収集・整備するとともに、それらの情報をホームページや「広報はりま」、SNS、町主催のイベントなどを活用して広く発信し、環境に関する意識の醸成を図ります。

②環境教育の推進

- 子どもたちが、自然環境や歴史文化など町の多様な地域資源について、体験し学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。また、職員の環境保全意識の向上を図ります。
- 農業体験や川遊び、身近な自然の観察など、自然の大切さを学ぶことができる機会と場を提供します。

③環境学習の推進

- 環境に関する研修会の開催などにより、町民や事業者が環境に対して理解を深める機会を増やします。

1-2 活動支援

①環境活動団体の支援

●地域組織や環境関連団体の活動がさらに充実するよう、活動の場の提供や周知などの支援を勧めます。

●環境教育・環境学習の実施、各種行事の開催等の際には、地域で活動する住民団体、企業等の連携を図るとともに、町内で環境保全活動を展開する町民団体等に対する積極的な支援に努めていきます。

●地域において専門知識や経験等を有し、環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った環境保全活動を支える指導者等の育成に努めていきます。また、そうした人材を環境保全活動の場面において積極的に活用していきます。

②事業者の取組支援

●環境配慮指針の周知を通して、事業者の環境保全活動を醸成し、事業活動における積極的な CSR 活動をサポートします。

●環境問題や本町における環境保全活動等に関する情報の集約に努めるとともに、ホームページや『広報はりま』等を活用した発信に努めることで、事業者等の各主体の環境に対する意識の高揚を図っていきます。

2-1 自然環境の保全

①自然環境の保全

●地域と連携して河川やため池、海などの保全・再生を図ります。

②緑の保全・再生

●本町の身近な緑を使って、より質の高い生活環境をみんなで創っていきます。

2-2 生物多様性の保全・再生

①動植物とふれあう場の充実

●町の中に生息・生育する希少野生生物の周知と保全を推進します。

●環境や生物に配慮した持続可能な産業の振興を図り、貴重な動植物の生息・生育環境を守ります。

②外来生物対策の強化

●県と連携して情報発信などを行い、外来生物の侵入の未然防止や分布拡大を防ぎます。

●在来種の生態系に影響を与える外来生物が本町で発見された場合には、速やかな情報提供等を通じ町民の関心や理解を高めるとともに、生息・生育調査の実施、国をはじめ県や近隣自治体等の関係機関と連携の上、町外からの侵入防止対策及び繁殖防止対策を行うことで、生態系被害及び人的被害の予防に努めていきます。

2-3 まちの文化の保存・活用

①歴史資源や文化財の保存・活用

●地域の歴史・文化遺産を伝えていくために、それらを保存・活用するとともに、郷土文化に関する学習機会の確保や後継者の育成などに努めます。

●町内に存在する歴史資源や文化財について、ホームページ等を通じた積極的な情報発信に努めていきます。

●国や県、近隣の他自治体と連携の上、歴史資源や文化財の広域的な活用を図るとともに、これらを活用した交流人口などの増加による地域の活性化を図っていきます。

②町民文化の振興

●町民が主体となった地域の伝統的な文化を活かした、環境学習、まちづくり活動などを支援します。

●伝承された伝統行事や祭りの記録を保存し、後世への伝承とともに、担い手の育成に努めていきます。

●町民が歴史文化遺産の価値を再認識することが可能となるよう、学習機会の提供をはじめ、ホームページ等を通じた啓発活動に取り組むことで、郷土に対する愛着の醸成と地域の活性化に努めていきます。

3-1 公害の防止

①公害発生防止のための監視の推進

●大気、騒音・振動、河川水質、有害化学物質などについて、県と連携して定期的な測定・調査を行い、その結果をホームページ等で公表します。

●県や関係機関と連携して自動車公害防止月間を実施し、自動車による大気汚染、騒音、振動公害の防止に取り組みます。

●工場・事業所からの汚水や騒音発生など生活への影響が発生した場合は、適切に対処するとともに、事業者に対する指導を行います。

②生活排水の適正処理の推進

●下水道の整備、老朽管の更新、管路の耐震化を計画的に行い、生活排水の適正な処理を推進し、良好な水環境の保全を図ります。

●水道施設等の水質の監視体制の強化に努めるとともに、設備の更新や耐震化を行い、長寿命化を図ることで、安全安心な水道水を安定的に供給していきます。

●風呂の残り湯や雨水の雑用水への利用等に向けて、ホームページ等を通じた啓発活動とともに、雨水浸透ます、雨水タンク等の設備に関する情報提供に努めることで、水資源の有効利用を促進していきます。

3-2 廃棄物処理・環境美化

①3Rの推進

●ごみの分別と減量の徹底に向けた情報提供、意識啓発を推進します。

●食べ残しや買い過ぎ防止などの食品ロスを防ぎ、生ごみの発生抑制を推進します。

●ICTの活用によるペーパーレス化などにより、紙の使用量の削減を推進します。

●建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事における再生資材の積極的採用や、再生品やリサイクルが容易な資材の活用を推進します。

●ごみの分別・出し方についての周知徹底を図るため、ホームページや「広報はりま」等を活用した情報提供を実施していきます。

●マイバッグの積極的な利用に関して、ホームページ等を活用した情報発信に努めることで、町民にマイバッグを持参した買い物による不要なレジ袋の排出規制に取り組んでもらえるよう、啓発活動を実施していきます。

②廃棄物の適正処理

●廃棄物処理の広域化移行の周知を行い、住民の協力を求めます。

●播磨町可燃ごみ中継センター及び加古郡リサイクルプラザにて処理することが出来ない処理困難物や廃家電品など引き取り可能な製造元や販売店等を紹介し、適正な処理及び資源化を推進していきます。

●スプレー缶やカセットボンベ等について、中身を使い切って排出することなど、適正な排出方法を周知した上で、安全な体制による収集と処理を実施していきます。

●大規模災害発生時においても災害廃棄物の処理が図れるよう、平時から大規模災害を意識した訓練に努め、廃棄物処理施設における防災機能の強化を進めていきます。

●町民や事業所にごみ削減の啓発に取り組みます。

③環境美化の取組の推進

●不法投棄パトロールや看板・監視カメラの設置のほか、関係機関との連携を密にして、不法投棄の未然防止やごみの野焼き防止に努めます。

●地域の住民や事業者等が実施する環境美化活動や清掃活動について、広報活動や廃棄物の処分等の

実施による積極的な支援を行っていきます。

●各種イベントや人が集まる場所等においては、住民や訪問者への啓発活動の実施により、散乱ごみの減少を図っていきます。

4-1 地球温暖化対策

①省エネルギー活動の促進

●省エネ性能に優れた製品・蓄電システム、低燃費車等、環境に配慮した生活用品の買い替えやサービスの選択についての普及促進に努め、エネルギーの効率的利用を推進します。

●住宅や建物における省エネルギーを高める改修として、断熱化をはじめ省エネ型のLED照明、家電製品に関する情報提供に努めていきます。

●ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等を備えた住宅づくりや建物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の導入をはじめ、HEMS（住宅エネルギー管理システム）やBEMS（ビルエネルギー管理システム）、省エネルギー化に資する運用改善等に関する情報提供に努めていきます。

②再生可能エネルギーの利用促進

●再生可能エネルギーに由来する電力の利用など、環境に優しい再生可能エネルギーに関する情報発信に取り組みます。

●行政自らが率先して、公共施設などにおける太陽光発電をはじめとする設備の導入を推進し、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めていきます。

③地球温暖化緩和策の推進

●温室効果ガス排出量の削減に向けて、公共施設における省エネルギー診断の実施などの各種省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等をはじめとする取組を強化・拡充するとともに、職員による「クールビズ」や「ウォームビズ」、「COOL CHOICE」等に関する意識の共有に努めていきます。

●緑のカーテンの普及を図ります。また建築物の屋上・壁面における緑化等の実施をはじめ、市街地での街路樹の植樹などによる緑の創出にも取り組んでいきます。

●フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や専門事業者を通じた適正な処分方法について、ホームページ等を活用した情報提供の実施により、フロン類の大気中への排出抑制に努めていきます。

●アイドリングストップなど、エコドライブに関する積極的な啓発活動に努めていきます。

④地球温暖化適応策の推進

●温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症や河川洪水、農業への影響などについて把握し、それらに関する情報提供を行うとともに、国や県などと連携して対策を進めます。

●豪雨対策として、雨水幹線や雨水ポンプ場の整備などの治水対策を推進します。

●熱中症対策として、本町の地域特性を踏まえた熱中症の予防に関する各種情報提供をはじめ、高齢者等への積極的な啓発活動に取り組むと同時に、室内での発症の危険性への注意喚起を実施していきます。

●感染症対策として、ウイルスや感染状況の情報公開、ワクチンの接種、上下水道の維持に努めていきます。

2-6-4 東播臨海広域市町圏におけるごみ処理広域化計画

(1) 経緯等

平成19年度	東播臨海広域行政協議会においてごみ処理広域化について検討開始
平成22年度	ごみ処理広域化実現可能性調査を実施
平成22年12月	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町（以下「2市2町」という。）がごみ処理の広域化に参加する意思を表明
平成23年度	ごみ処理広域化基本計画を策定
平成24年度	用地選定委託
平成25年2月	処理施設建設用地が高砂市に決定
平成25年度	ごみ処理方式選定、広域ごみ処理施設整備基本計画策定
平成26年12月	事務委託について2市2町で議決
平成26年度	運営方式の選定、公設民営方式（D B O方式）に決定
平成27年4月	高砂市が他市町から広域ごみ処理事業に係る事務を受託
平成27・28年度	広域ごみ処理施設事業者選定、生活環境影響調査を実施
平成29年2月	播磨町が高砂市の事業系可燃ごみの受入を開始、加古川市が高砂市の家庭系可燃ごみ及び不燃粗大ごみの受入開始
平成29年度	高砂市美化センター施設解体、広域ごみ処理施設建設開始
令和4年4月	広域ごみ処理施設稼働予定

※広域ごみ処理施設の試運転に伴い、令和3年11月より一部のごみを広域ごみ処理施設で中間処理を行いました。

(2) 基本構想（理念）

東播臨海広域市町圏を構成する2市2町は、互いに役割を分担しながらごみ処理に関する施策、事業の広域化により、ごみ処理の効率化を図り、周辺環境に配慮した施設の建設を目指すとともに、環境学習・環境教育を推進し、資源化・ごみ減量化を促進する循環型社会の構築を図る。

(3) 基本方針

1. 環境負荷を低減する。
2. 循環型社会の構築を目指す。
3. 省エネルギーを推進する。
4. 経営の効率化を図る。
5. 安全で安定した長寿命施設を整備する。



(4) 施設整備の目標年次

令和4年度

(5) 広域化の対象施設及び方式

可燃ごみ処理施設（429t/日）及び不燃・粗大ごみ処理施設（34t/日）

可燃ごみ：ストーカ式 不燃・粗大ごみ：低速破砕機＋高速破砕機＋選別機

※大阪湾フェニックスの第3期事業の動向を見ながら最終処分場についても設置する。また今後資源化施設の建設についての検討する。

(6) 事業者及び建設運営費

建設工事：株式会社神鋼環境ソリューション

運営業務：株式会社高砂環境サービス

※株式会社神鋼環境ソリューション、神鋼環境メンテナンス株式会社、株式会社IHI環境エンジニアリングの3社共同出資により設立した特別目的会社

建設工事請負契約：23,815,982,880円（消費税及び地方消費税含む）

運営業務委託契約：13,500,341,280円（消費税及び地方消費税含む）

3 ごみ処理の概要

3-1 対象となる廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、本圏域で発生する一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

3-2 一般家庭収集ごみの分別区分と排出方法

一般家庭から排出される家庭ごみは、稲美町では13種19分別、播磨町では14種19分別に分別しています。

本圏域における家庭系ごみと種別ごとの代表的な排出方法を下の表に示します。（令和4年度）

分別区分	稲美町	播磨町
可燃ごみ	中身の見える袋に入れて、名前を書くか名札を付けて出す。	中身の見える袋に入れて、名前を書いて出す。
長尺(可燃)ごみ	ふとんはたたんで、カーペット・ござなどは巻いてひもでくっつけて出す。	ふとんはたたんで、カーペット・ござなどは巻いてひもでくっつけてください。
不燃ごみ	必ず透明な袋に入れて、名前を書くか名札を付けて出す。	小さいものは中身の見える袋又は箱に入れて出す。
粗大ごみ	誰が出したか分かるようにして出す。	石油ストーブの中の灯油と乾電池は必ず取り除く。
あきびん	軽く水洗いして、「無色透明」「茶」「青・その他」の3種類に分けて出す。	軽く水洗いして、「無色透明」「茶」「青・その他」の3種類に分けて出す。
あき缶	必ず透明な袋を使用する。スプレー缶やカセットガスボンベ等を入れない。	中身を空にして、汚れたものは軽く水洗いする。
ペットボトル	キャップとラベルを外し、水洗いし軽く踏みつぶして回収用のかごに入れる。	キャップとラベルを外し、中を水洗いし軽くつぶして回収用のかごに入れる。
プラスチック製容器包装類		汚れているときは洗って出す。チューブ式のものも可燃ごみとして出す。
古紙類	「新聞」「雑誌」「段ボール」「飲料用紙パック」「雑紙」の5種類に分けてひもで括って出す。	「新聞」「段ボール」「飲料用紙パック」「その他の紙」の4種類に分けてひもで括って出す。
布類	中身の見える袋に入れて出す。	中身の見える袋に入れて出す。座布団など中に綿が入っているものは可燃ごみで出す。
蛍光灯	割れないように回収用のかごに入れる。LEDランプや割れたものは不燃ごみで出す。	割れないように蛍光灯だけを回収用のかごに入れる。
乾電池	電極をテープで絶縁して透明な袋に入れて蛍光灯と同じ「回収かご」に入れる。	電極をテープで絶縁して中身の見える袋に入れて回収用のかごに入れる。
使い切りライター	中身のガスをできるだけ使い切って透明な袋に入れて蛍光灯と同じ「回収かご」に入れる。	中身のガスをできるだけ使い切って透明な袋に入れて蛍光灯と同じ「回収かご」に入れる。
スプレー缶等	キャップを取り中身を出し切り穴をあけて回収用のかごの袋に入れる。	
食用廃油		廃油回収ステーションに設置の回収容器に入れる。

※令和3年度から、「長尺可燃ごみ」「使い切りライター」の分別収集を開始

3-3 ごみの収集・運搬体制

家庭系ごみの収集回数・収集方法を下の表に示します。本圏域の収集方法は、各地区ごとに定められた集積場所に各家庭のごみを排出する「ステーション回収方式」です。

稲美町は委託方式で収集し、播磨町は町の直営方式で収集しています。

分別区分ごとの排出場所としてのごみステーション数を示しています。

(令和3年度)

分別区分		収集運搬形態		収集回数	排出場所	
家庭系ごみ	可燃ごみ(燃えるごみ)	稲美町	委託方式	2回/週	ごみステーション(約600ヶ所)	
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約447ヶ所)	
	長尺可燃ごみ(長尺物)	稲美町	委託方式	3回/年	ごみステーション(約110ヶ所)	
		播磨町	直営方式	1回/月	ごみステーション(約127ヶ所)	
	使い切りライター	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約127ヶ所)	
	不燃ごみ(燃えないごみ)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約600ヶ所)	
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約447ヶ所)	
	粗大ごみ	稲美町	委託方式	3回/年	ごみステーション(約110ヶ所)	
		播磨町	直営方式	1回/月	ごみステーション(約127ヶ所)	
	資源ごみ	あきびん類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
			播磨町	委託方式		ごみステーション(約103ヶ所)
		ペットボトル	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
			播磨町	直営方式		ごみステーション(約127ヶ所)
		あき缶類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約600ヶ所)
			播磨町	直営方式		ごみステーション(約127ヶ所)
		プラスチック製容器類	播磨町	直営方式		ごみステーション(約447ヶ所)
		古紙類(分別)	稲美町	委託方式	2回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
			播磨町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
布類		稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
		播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)	
スプレー缶等		稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
蛍光灯・乾電池 使い切りライター	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)		
	播磨町	委託方式		ごみステーション(約127ヶ所)		
食用廃油	播磨町	直営方式	1回/月	各コミセン、ごみステーション(一部)		

事業系ごみは、事業者自らの責任で適正に処理する必要があり、許可を有する一般廃棄物収集運搬業者による収集運搬又は自己搬入により処理施設で受け入れています。

事業系一般廃棄物の搬入先

稲美町	エコクリーンピアはりま
播磨町	播磨町可燃ごみ中継センター 加古郡リサイクルプラザ

収集しないごみ

事業系ごみ	店舗、事務所、事業所の一般廃棄物	業者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入することが義務付けられています。 搬入処理手数料 130円/10kg
引越の際などに出る一時の多量ごみ、一般家庭から排出されるオートバイ(但し、播磨町は排気量50cc未満は収集)、自動車の部品、タイヤ、バッテリー、消火器、ドラム缶、農機具等の大型機械類、農薬、劇薬、ピアノ、仏壇、廃油(固化処理されていないもの)、耐火金庫、FRP船、石、家屋の改造・解体による建築廃材(がれき類、スレートなど)		排出者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。 ※引越ごみを引越業者が、直接、処理施設に搬入することは廃棄物処理法施行規則によりできません。

扱わないごみ

ごみ品目	主な処理相談先
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル法対象品は、購入先(買い替えも含む)の販売店 または 兵庫県電機商業組合加盟の協力店
産業廃棄物、建築廃材(住宅設備、材木、ブロック等)	(一社)兵庫県産業資源循環協会 または 請負業者など
オートバイ	購入店 または 二輪車リサイクルコールセンター
自動車の部品	購入店 または 自動車修理工場・解体業者
プロパンガスボンベ	ボンベに記載されている販売店 または (一社)LPガス協会
消火器(汚損しているもの)	消防設備取扱店 または (株)消火器リサイクル推進センター
薬品、農薬等	購入店 または 製造元 または 農協(農薬の場合)
塗料、シンナー等	購入店 または シンナー取扱店
注射器など感染性医療廃棄物	受診された医療機関 または 薬局
FRP船	(一社)日本マリン事業協会リサイクルセンター

3-4 処理実施主体

区分		処理・保管の実施施設	
可燃ごみ(燃えるごみ)	稲美町	エコクリーンピアはりま	
	播磨町	播磨町可燃ごみ中継センター/エコクリーンピアはりま	
長尺可燃ごみ(長尺物)	稲美町	エコクリーンピアはりま	
	播磨町	加古郡リサイクルプラザ/エコクリーンピアはりま	
使い切りライター	稲美町	加古郡リサイクルプラザ/エコクリーンピアはりま	
	播磨町		
不燃ごみ(燃えないごみ)	稲美町	エコクリーンピアはりま	
	播磨町	加古郡リサイクルプラザ/エコクリーンピアはりま	
粗大ごみ	稲美町	エコクリーンピアはりま	
	播磨町	加古郡リサイクルプラザ/エコクリーンピアはりま	
資源ごみ	あきびん類(分別)	稲美町	資源化業者
		播磨町	
	ペットボトル	稲美町	加古郡リサイクルプラザ
		播磨町	
	あき缶類(2分別)	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者
		播磨町	播磨町可燃ごみ中継センター 空き缶プレス施設
	プラスチック製容器類	播磨町	加古郡リサイクルプラザ
	紙類(4・5分別)	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者
		播磨町	
	牛乳パック	播磨町	播磨町可燃ごみ中継センター内 牛乳パック保管場所
	布類	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者
		播磨町	
	スプレー缶等	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者
	蛍光灯	稲美町	加古郡リサイクルプラザ内 蛍光灯・乾電池等保管施設
		播磨町	
乾電池類	稲美町	加古郡リサイクルプラザ内 蛍光灯・乾電池等保管施設	
	播磨町		
食用廃油	播磨町	資源化業者	
剪定枝(事業系)	稲美町	加古郡ストックヤード内 剪定枝資源化設備	
	播磨町		
草類(事業系)	稲美町	加古郡ストックヤード 草類保管場所	
	播磨町		

3-5 中間処理施設

(1) 中間処理施設概要

ごみ焼却施設については、稲美町清掃センターが平成8年4月から、播磨町塵芥処理センターが平成4年4月から稼働していますが、エコクリーンピアはりまの稼働に伴い、令和3年度で停止します。不燃粗大ごみ処理施設については、加古郡リサイクルプラザが平成10年4月から稼働していましたが、エコクリーンピアはりまの受入基準に適合しない一部のごみを除き、同様にエコクリーンピアはりまで処理を行い、町内で発生する家庭系ごみと事業系ごみを焼却・資源化处理しています。

本圏域におけるごみ焼却施設は、長い歴史があり導入実績が多く安全性の高いストーカー式焼却炉であり、ロタリー回転式火格子でごみを移動させ、緩やかに燃焼させる安定した焼却方式です。

リサイクルプラザでは、不燃ごみ・粗大ごみの中継業務のほか、ペットボトル、プラスチック容器包装類や剪定枝などを資源化处理しています。

(焼却施設)

名 称	エコクリーンピアはりま
処理方式	ロタリー回転式ストーカ炉
能 力	429t/日(143t×3炉)
竣 工	令和4年4月稼働
設置者	高砂市

名 称	稲美町清掃センター(廃止)
処理方式	バッチ式ストーカ炉
能 力	30t/日(15t×2炉)
竣 工	平成8年4月稼働
設置者	稲美町

名 称	播磨町塵芥処理センター(休止)
処理方式	準連式ストーカ炉
能 力	90t/日(45t×2炉)
竣 工	平成4年4月稼働
設置者	播磨町

(不燃・粗大ごみ処理施設)

名 称	エコクリーンピアはりま
処理方式	低速破砕機+高速破砕機+選別機
能 力	34t/5H
竣 工	令和4年4月稼働
設置者	高砂市

名 称	加古郡リサイクルプラザ
処理方式	二軸式+高速回転式破砕(休止)
能 力	15t/5H
竣 工	平成10年4月稼働
設置者	加古郡衛生事務組合

※ 一部中継施設として利用

(資源化施設)

名 称	播磨町可燃ごみ中継センター内 あき缶プレス施設
処理方式	圧縮成形方式
能 力	1t/5H
竣 工	平成5年4月稼動
設置者	播磨町

名 称	加古郡ストックヤード
処理方式	圧縮梱包
能 力	10t/5H
竣 工	平成13年3月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

名 称	加古郡リサイクルプラザ内 ペットボトル処理施設
処理方式	圧縮減容梱包
能 力	0.5t/5H
竣 工	平成10年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

名 称	加古郡ストックヤード内 剪定枝破碎設備
処理方式	高速回転式破碎
能 力	8.5t/5H
竣 工	平成26年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

(中継・保管施設)

名 称	播磨町可燃ごみ中継センター
処理方式	コンパクター方式
能 力	40t/5H
竣 工	令和4年4月稼動
設置者	播磨町

名 称	播磨町可燃ごみ中継センター内 牛乳パック保管場所
処理方式	コンテナ方式
能 力	容量 200m ³
竣 工	平成5年4月稼動
設置者	播磨町

名 称	加古郡リサイクルプラザ内 蛍光灯・乾電池等保管施設
処理方式	専用回収ボックス方式
能 力	容量 120m ³
竣 工	平成30年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

(展示設備)

名 称	加古郡リサイクルプラザ内 学習・啓発棟
面 積	867m ²
竣 工	平成10年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

3-6 最終処分場

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸沖埋立処分場
面積	880,000m ²
規模	全体4か所 449ha(尼崎沖ほか)
容量	15,000,000m ³
残余容量	3,670,000m ³ (平成31年3月)
受入開始	平成13年12月稼動
搬入基地	9か所(播磨基地、姫路基地、尼崎基地ほか)
対象地域	近畿2府4県168市町
設置者	大阪湾広域臨海環境整備センター

3-7 その他の中間処理

- ・紙類は、委託業者により資源化をしています。
- ・廃プラスチック容器類委託業者により資源化をしています。
- ・ペットボトルは、「ボトルtoボトル」により資源化をしています。
- ・布類は委託業者により資源化をしています。
- ・空きびん類は委託業者により資源化をしています。
- ・廃蛍光灯、乾電池などの水銀使用廃製品は委託業者により資源化をしています。
- ・稲美町管内のスプレー缶は、委託業者により資源化をしています。
- ・播磨町管内の廃食用油は売却業者により資源化をしています。



SUNTORY
SUNTORY BEVERAGE & FOOD

ペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクル



・ペットボトルの「ボトルtoボトル」の取組は、コープこうべ、マルアイの店頭回収でも実施しています。



3-8 ごみ処理の実績

3-8-1 年間排出量

本圏域における過去5年間の年度別ごみ排出量を下の図に示します。

令和2年度の可燃ごみは、平成28年度から稲美町は約9.5%（約801t/年）減少、播磨町は約12.8%（約1,082t/年）減少していますが、課題であった稲美町の事業系ごみも減少しています。

不燃・粗大ごみについては、稲美町は約15%（90t/年）増加、播磨町は約35%（244t/年）増加しています。資源ごみについては、集団回収とともに減少傾向にありますが、事業系ごみについては、剪定枝や草類・落葉の資源ごみが増加しています。

ごみの年間総排出量の推移(実績)

単位；t

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	稲美町	8,441	8,615	8,381	8,289	7,640
	播磨町	8,453	8,307	8,186	7,576	7,371
	圏 域	16,894	16,922	16,567	15,865	15,011
不燃ごみ	稲美町	248	250	263	264	266
	播磨町	162	171	179	206	227
	圏 域	410	421	442	470	493
粗大ごみ	稲美町	345	371	433	381	417
	播磨町	535	547	632	677	714
	圏 域	880	918	1,065	1,294	1,131
資源ごみ	稲美町	356	363	382	667	721
	播磨町	825	823	788	1,301	1,459
	圏 域	1,181	1,186	1,170	1,731	2,180
家庭系・事業系ごみ 総排出量	稲美町	9,390	9,599	9,459	9,601	9,044
	播磨町	10,303	10,114	10,139	9,760	9,771
	圏 域	19,693	19,713	19,598	19,361	18,815
集団回収	稲美町	1,058	1,034	950	799	637
	播磨町	721	750	752	498	315
	圏 域	1,779	1,784	1,702	1,297	952
ごみ総排出量	稲美町	10,448	10,633	10,409	10,400	9,681
	播磨町	11,024	10,864	10,891	10,258	10,086
	圏 域	21,472	21,497	21,300	20,658	19,767
うち資源化量	稲美町	1,837	1,801	1,789	1,602	1,358
	播磨町	2,039	2,021	2,112	2,047	2,006
	圏 域	3,876	3,822	3,901	3,649	3,364
うち最終処分量	稲美町	1,306	1,318	1,266	1,335	1,021
	播磨町	1,330	1,131	1,083	1,120	1,114
	圏 域	2,636	2,449	2,349	2,455	2,135
減量化率	稲美町	87.5%	87.6%	87.8%	87.2%	89.5%
	播磨町	88.0%	89.6%	90.1%	89.1%	89.0%
	圏 域	87.7%	88.6%	89.0%	88.1%	89.2%
資源化率	稲美町	17.6%	16.9%	17.2%	15.4%	14.0%
	播磨町	18.5%	18.6%	19.4%	19.9%	19.9%
	圏 域	18.1%	17.8%	18.3%	17.7%	17.0%

※最終処分量は、焼却残渣及び破碎処理不燃物、不燃物(稲美町最終処分場扱い)を含みます。

※資源化量には、中間処理後の再生利用量を含みます。

家庭系ごみの年間排出量の推移(実績)

単位； t

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	稲美町	5,430	5,433	5,295	5,341	5,304
	播磨町	6,370	6,246	6,102	5,814	5,661
	圏 域	11,800	11,679	11,397	11,182	10,965
不燃ごみ	稲美町	248	250	263	235	216
	播磨町	162	171	179	176	199
	圏 域	410	421	442	411	415
粗大ごみ	稲美町	323	346	409	381	417
	播磨町	472	473	561	615	697
	圏 域	795	819	970	996	1,114
資源ごみ	稲美町	225	258	242	667	721
	播磨町	517	564	434	771	901
	圏 域	742	822	676	1,432	1,622
家庭系ごみ 総排出量	稲美町	6,226	6,287	6,209	6,624	6,658
	播磨町	7,521	7,454	7,276	7,376	7,458
	圏 域	13,747	13,741	13,485	14,000	14,116
うち資源化量	稲美町	1,706	1,696	1,649	1,596	1,348
	播磨町	1,731	1,762	1,758	1,467	1,124
	圏 域	3,437	3,458	3,407	3,063	2,472

※資料：一般廃棄物実態調査結果

※資源化量には、中間処理後の再生利用量を含みます。

※集団回収量を含みます。

事業系ごみの年間排出量の推移(実績)

単位； t

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	稲美町	3,011	3,182	3,086	2,948	2,336
	播磨町	2,083	2,061	2,084	1,762	1,710
	圏 域	5,094	5,243	5,170	4,710	4,046
粗大ごみ	稲美町	22	25	24	29	50
	播磨町	63	74	71	52	45
	圏 域	85	99	95	81	95
資源ごみ	稲美町	131	105	140	0	0
	播磨町	308	259	354	570	558
	圏 域	439	364	494	570	558
事業系ごみ 総排出量	稲美町	3,164	3,312	3,250	2,977	2,386
	播磨町	2,454	2,394	2,509	2,384	2,313
	圏 域	5,618	5,706	5,759	5,361	4,699
うち資源化量	稲美町	131	105	140	6	10
	播磨町	308	259	354	580	567
	圏 域	439	364	494	586	577

※資料：一般廃棄物実態調査結果

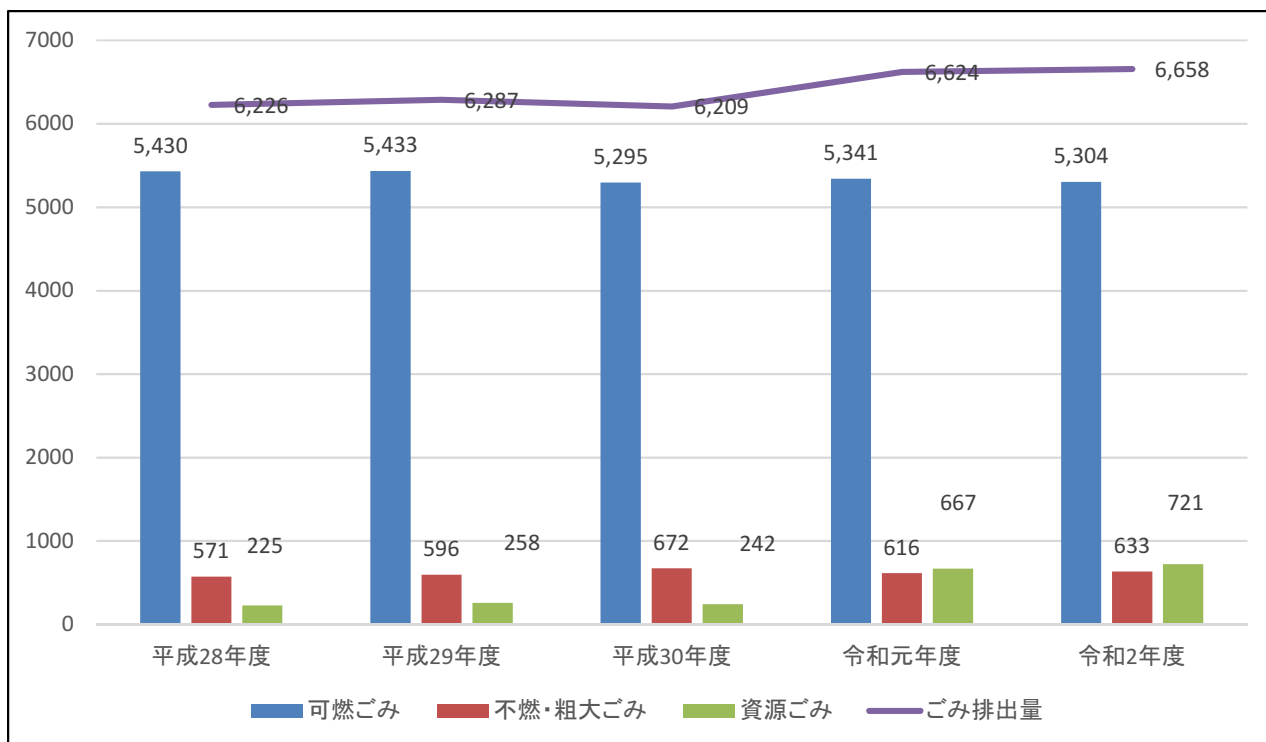
※資源化量には、中間処理後の再生利用量を含みます。

(年間排出量)

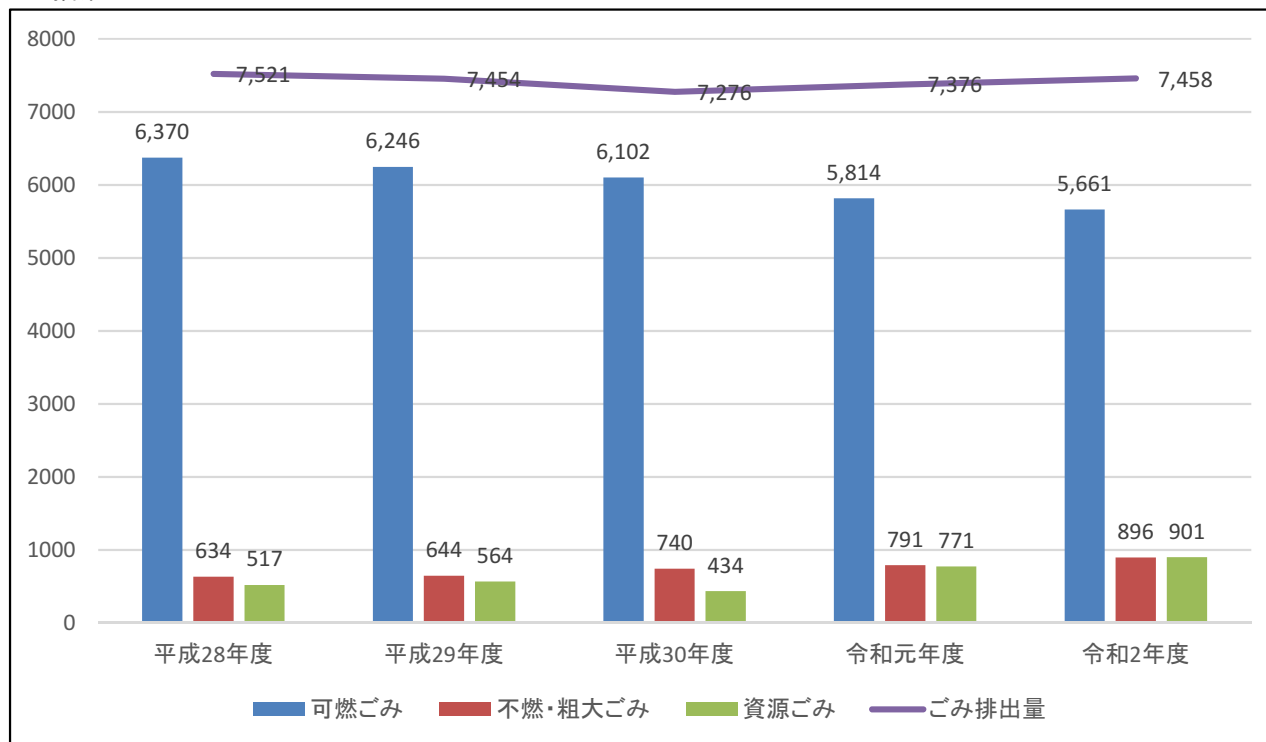
本圏域における過去5年間の年度別ごみ排出量を図に示します。

①家庭系ごみ

稲美町



播磨町

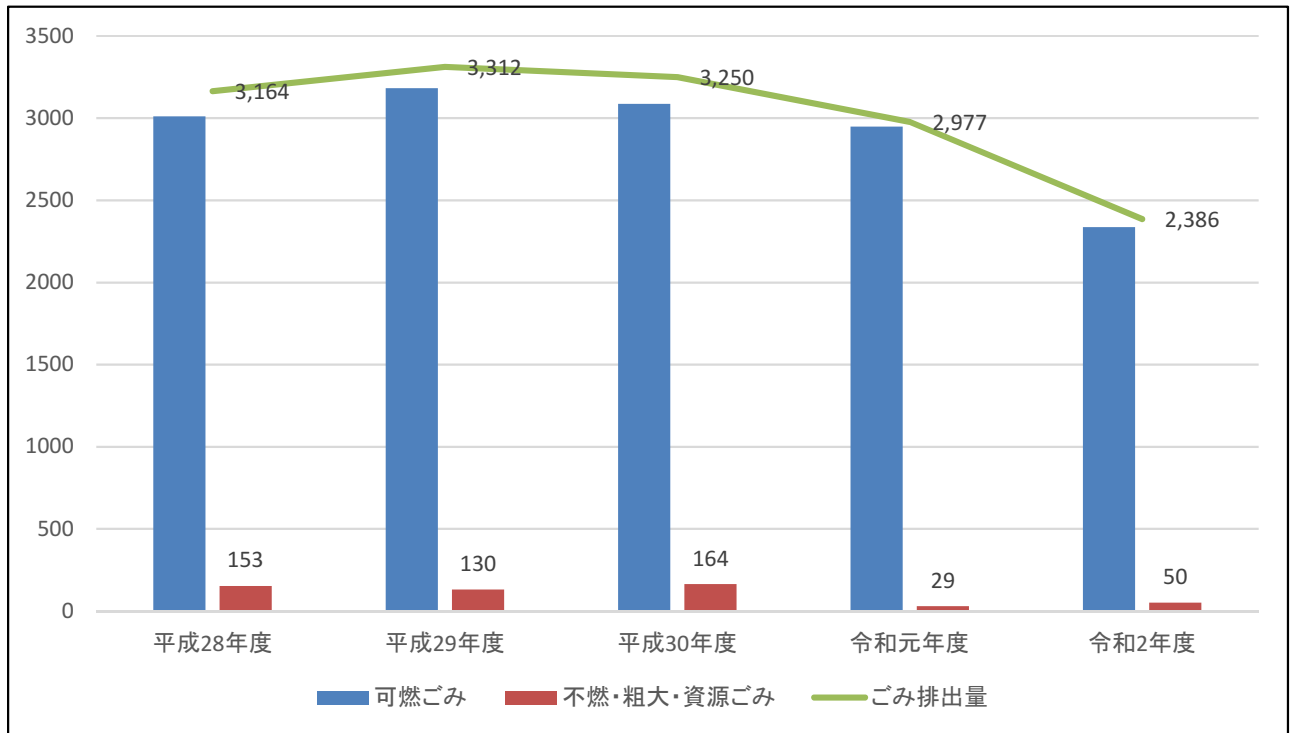


※資料：一般廃棄物実態調査結果

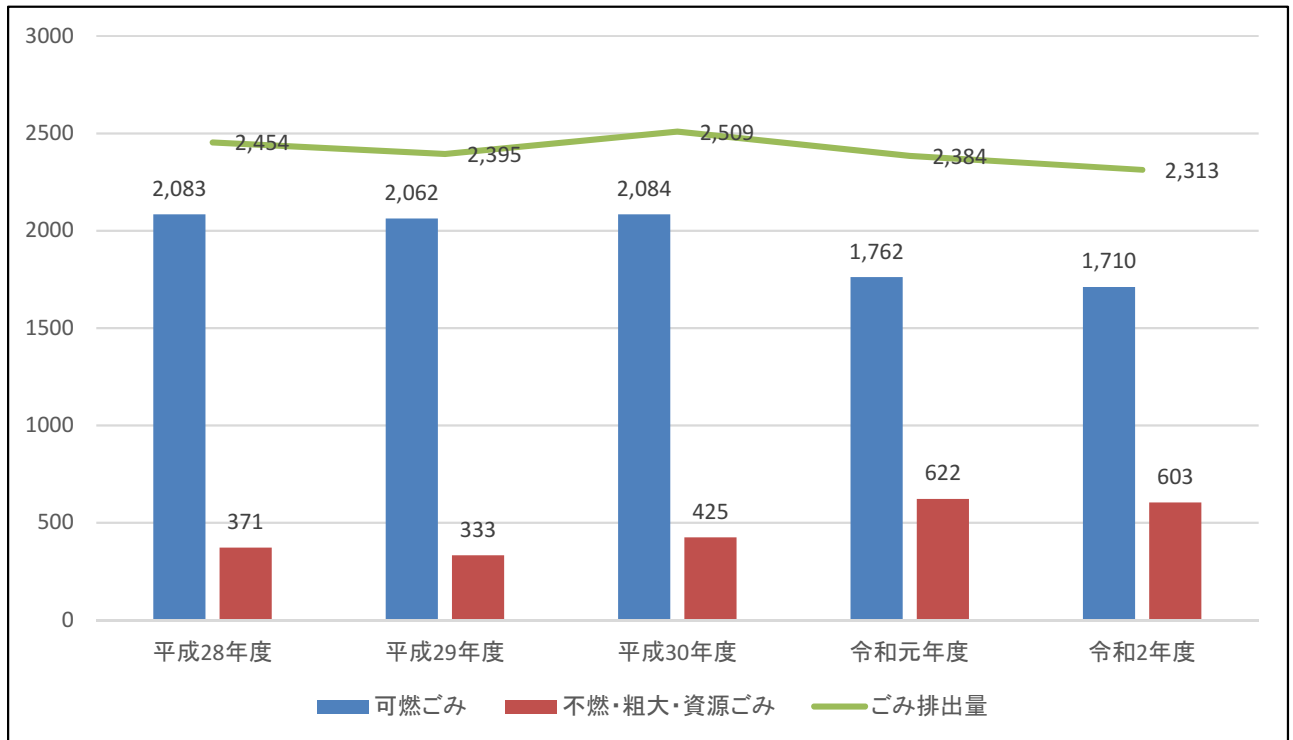
家庭系ごみ = 計画収集量 + 直接搬入量

家庭系ごみ排出量 = 可燃ごみ量 + 不燃・粗大ごみ量 + 資源ごみ

②事業系ごみ
稲美町

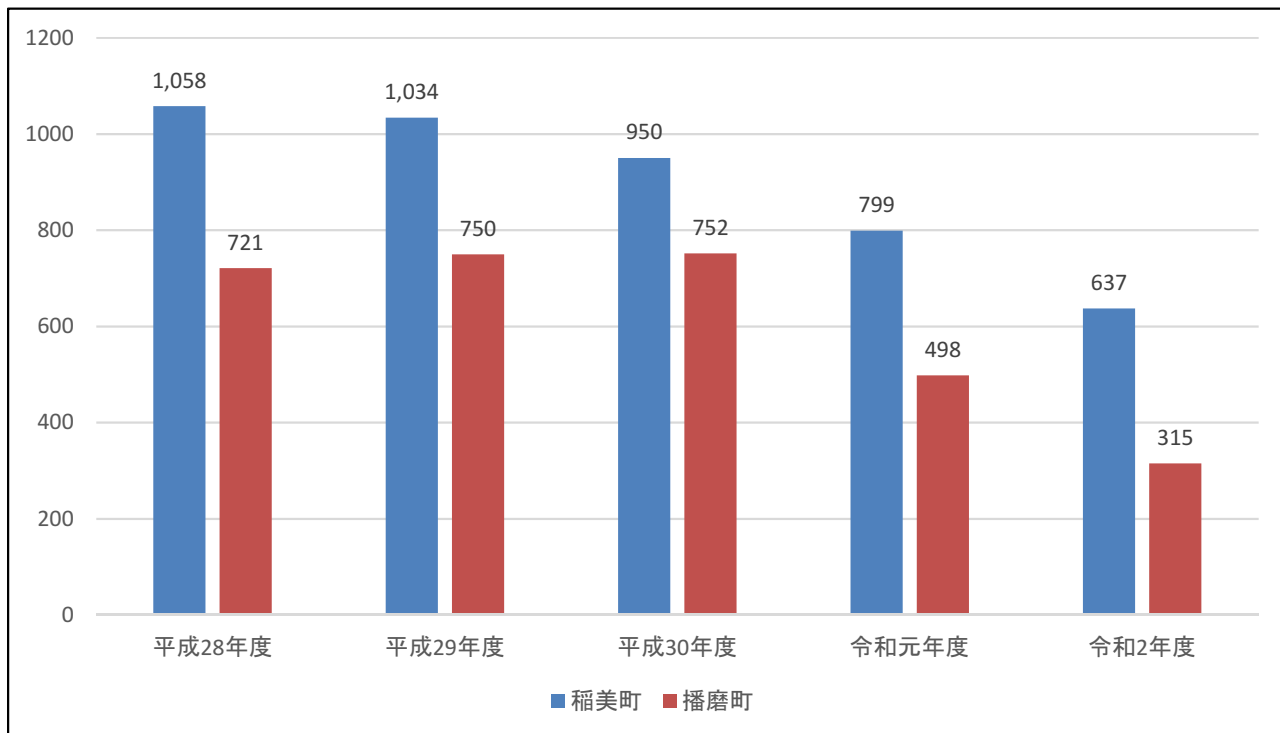


播磨町



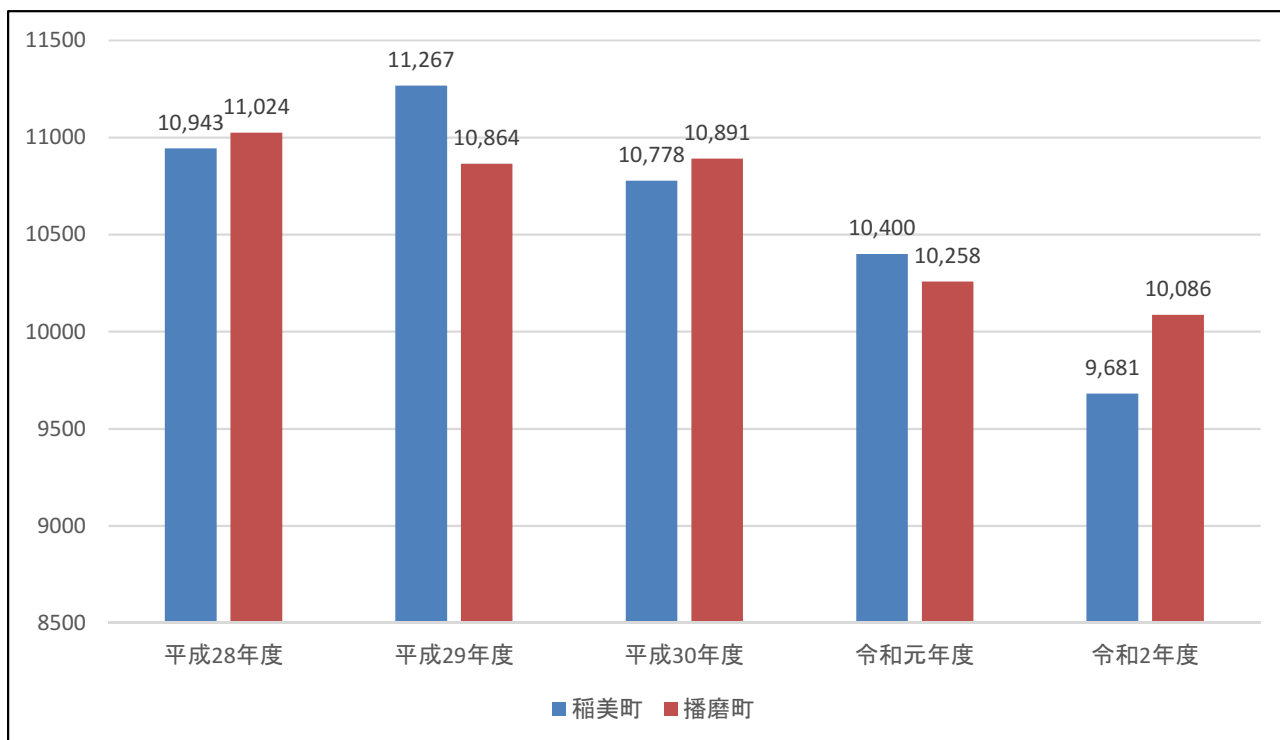
※資料：一般廃棄物実態調査結果

集団回収量の推移



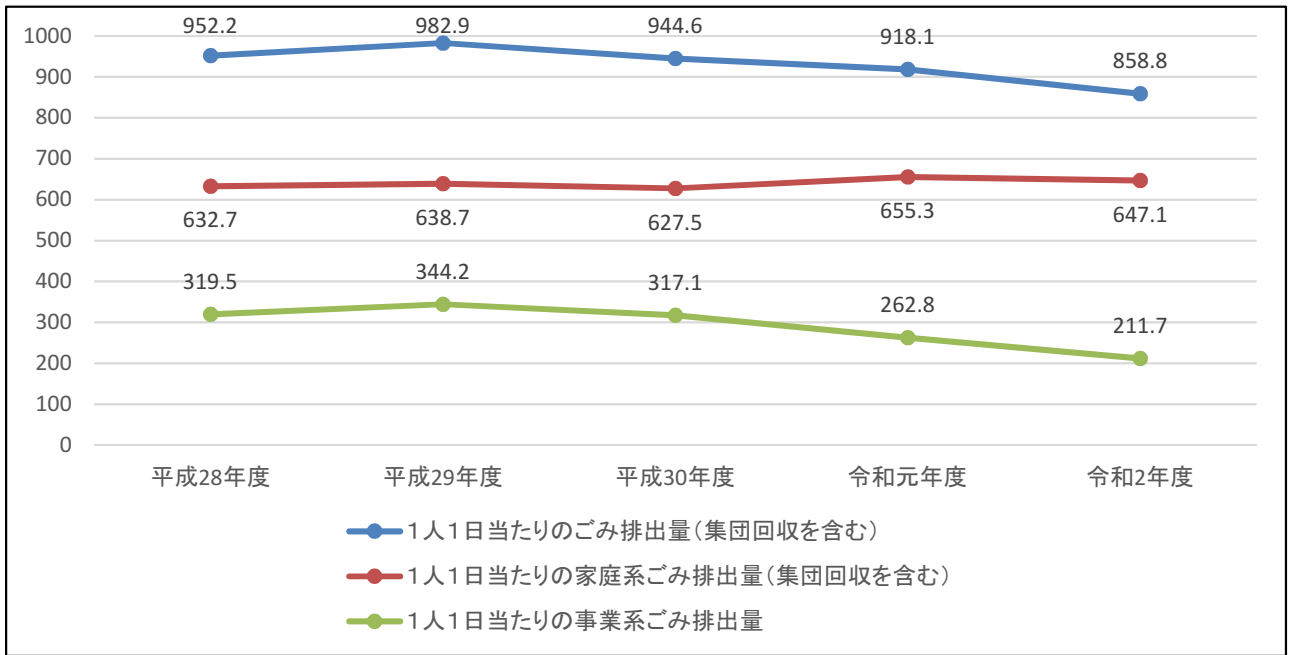
※資料：一般廃棄物実態調査結果

ごみ総排出量の推移

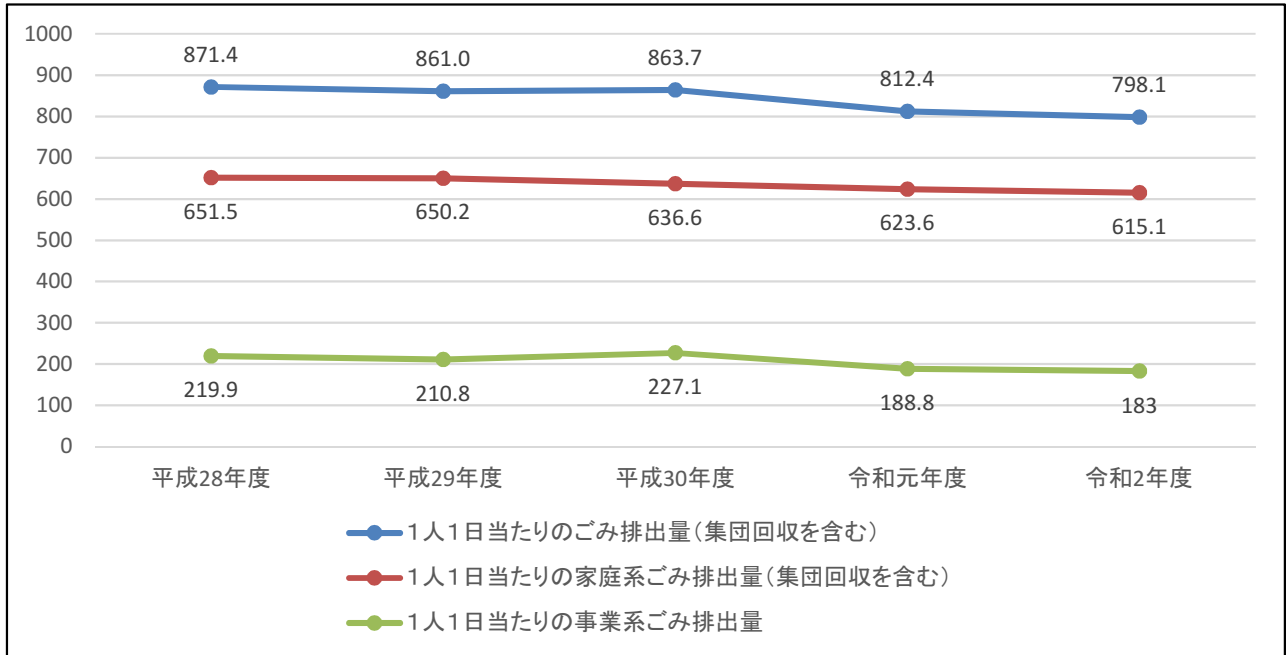


※資料：一般廃棄物実態調査結果

1人1日当たりのごみ排出量の推移
稲美町



播磨町



※ 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) = ごみ総排出量/総人口/年間日数

※ 1人1日当たりのごみ排出量【家庭系】 (g/人・日) = 家庭系ごみ量/総人口/年間日数

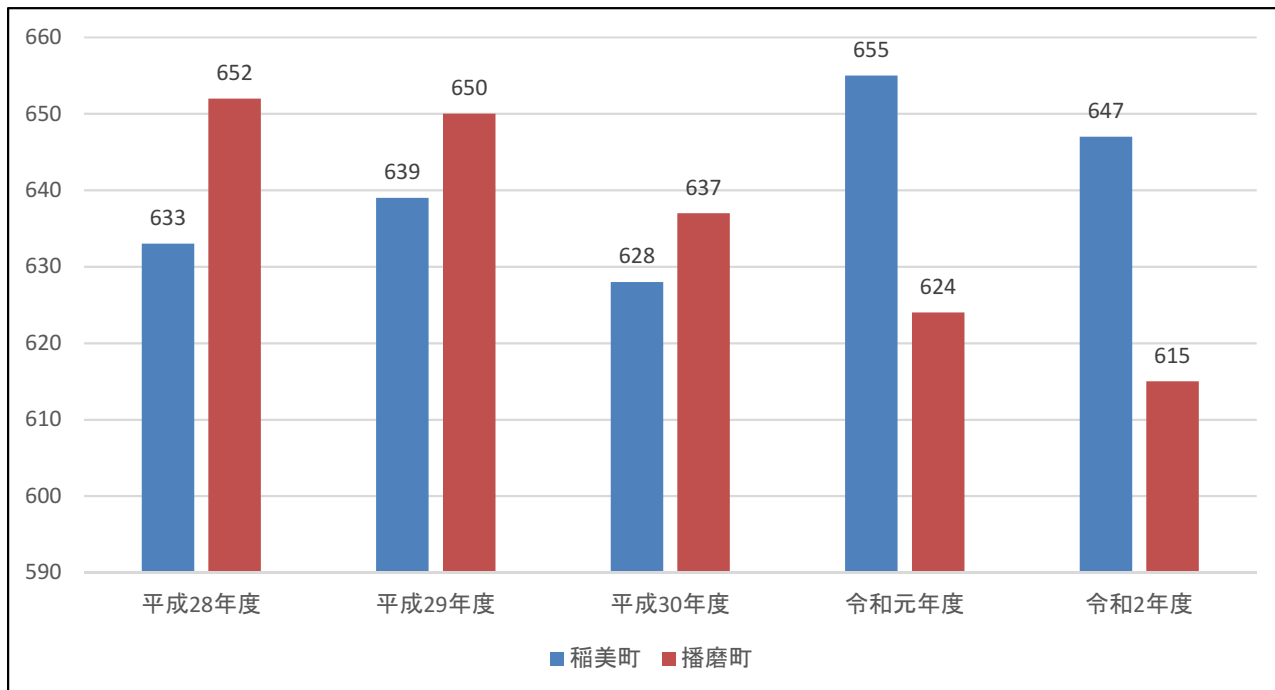
※ 1人1日当たりのごみ排出量【事業系】 (g/人・日) = 事業系ごみ量/総人口/年間日数

家庭系ごみの1人1日平均排出量の推移(実績)

単位；g/人日

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
稲美町	633	639	628	655	647
播磨町	652	650	637	624	615

※資料：一般廃棄物実態調査結果

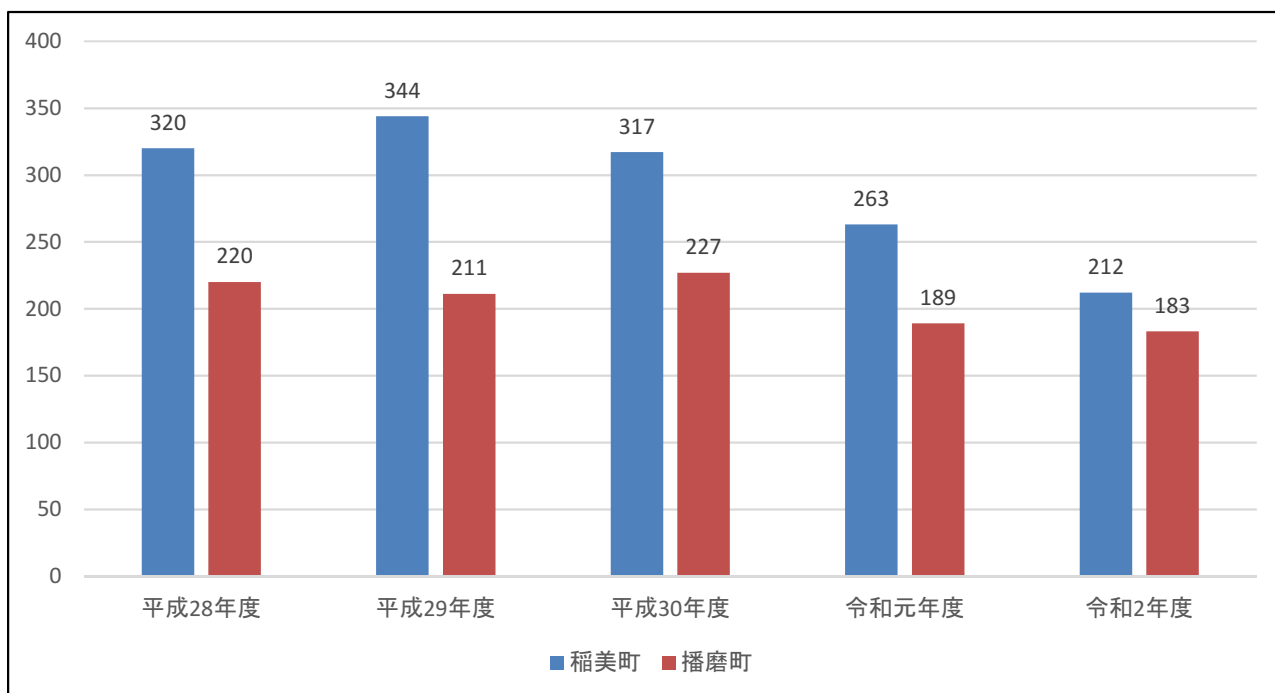


事業系ごみの1人1日平均排出量の推移(実績)

単位；g/人日

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
稲美町	320	344	317	263	212
播磨町	220	211	227	189	183

※資料：一般廃棄物実態調査結果



3-8-2 ごみの性状

本圏域における令和元年度の可燃ごみの組成を下の図に示します。

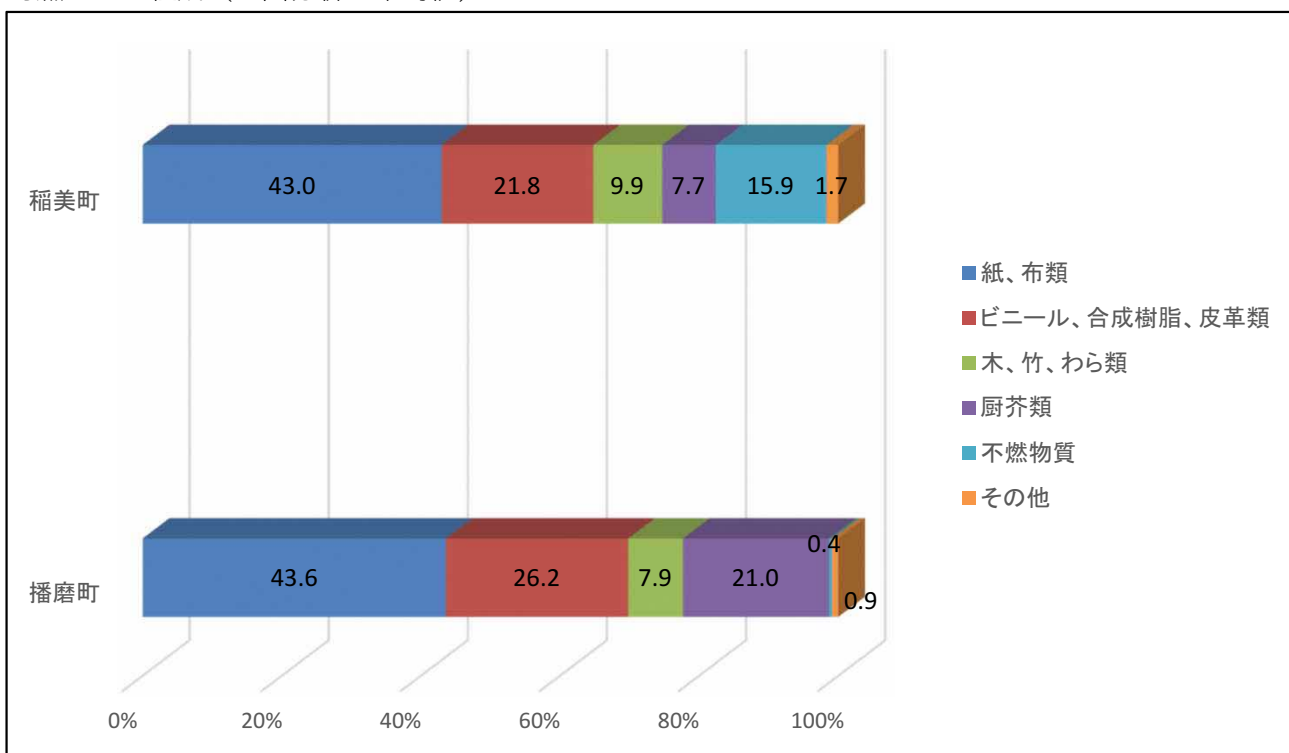
稲美町の組成では約43%が紙・布で、次いでビニール類・合成樹脂が約22%、不燃物質が約16%、木くず等の木質系が約10%、厨芥類が約8%となっています。播磨町の組成では約44%が紙・布で、次いでビニール類・合成樹脂が約26%、厨芥類が約21%、木くず等の木質系が約8%となっています。

稲美町のごみ質では、不燃物質が多かった影響から可燃分が約45%、灰分が約18%、水分が約37%と灰分が比較的に高くなっています。

一方、播磨町のごみ質は、厨芥類が多かった影響から可燃分が約55%、灰分が約5%、水分が約40%と水分が比較的に高くなっています。

両町を比較すると、稲美町の灰分が高いのは可燃ごみの中に不燃物が多いこと、播磨町の水分が高いのは厨芥ごみが多いことが要因となっています。

可燃ごみの組成（4回分析の平均値）



【稲美町】

単位；%

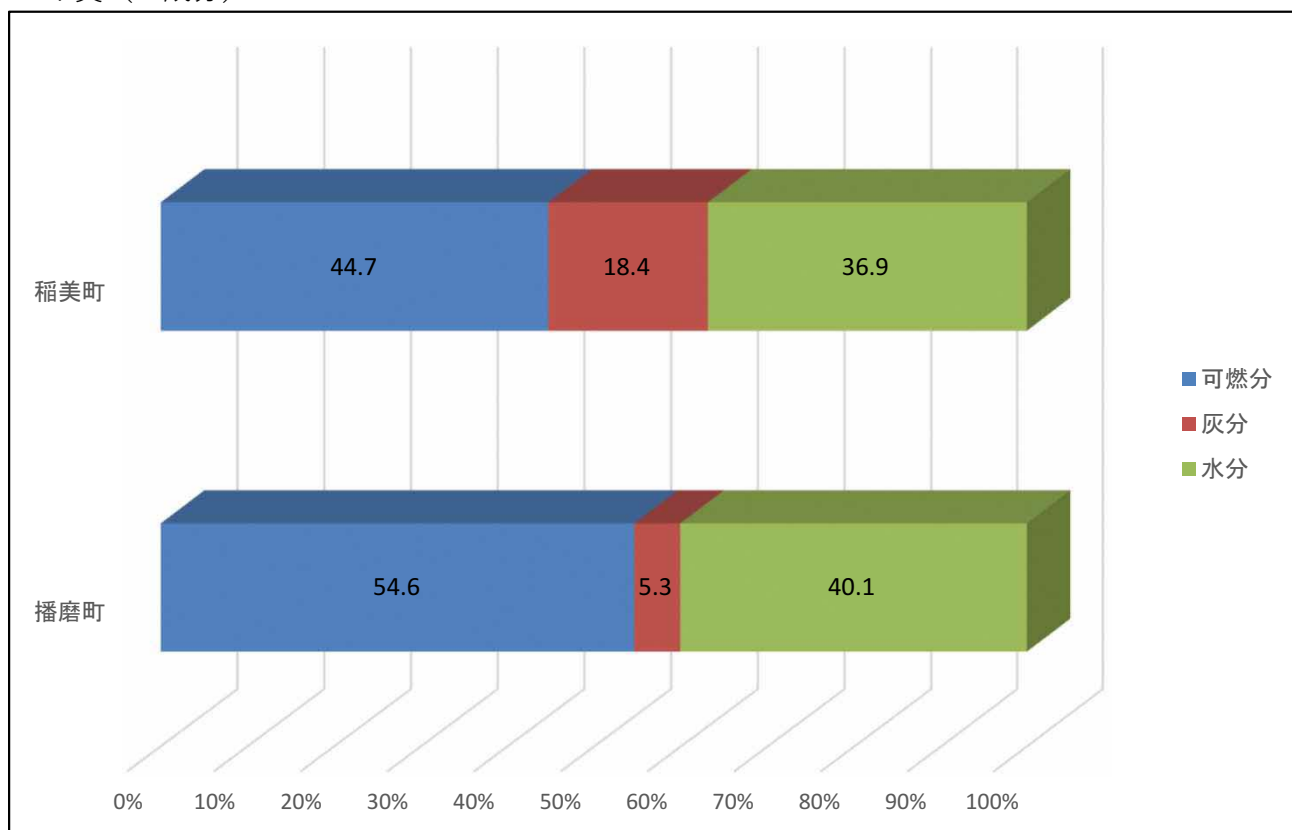
採取年月日	紙、布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物質	その他	
令和2年度	6月16日	46.6	19.2	15.8	3.0	10.5	4.9
	8月24日	20.6	17.8	3.8	13.2	44.2	0.4
	11月17日	39.0	29.8	15.9	7.6	6.2	1.5
	2月25日	65.6	20.2	4.1	6.8	3.0	0.3

【播磨町】

単位；%

採取年月日	紙、布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物質	その他	
令和2年度	4月10日	45.5	26.9	4.7	21.3	0.2	1.4
	7月17日	48.5	21.1	10.8	19.1	0.1	0.4
	10月9日	36.7	29.3	10.8	22.1	0.2	0.9
	1月15日	43.6	27.7	5.4	21.5	1.0	0.9

ごみ質（三成分）



【稲美町】

単位；%

採取年月日		可燃分	灰分	水分
令和2年度	6月16日	41.9	13.0	45.1
	8月24日	29.9	36.0	34.1
	11月17日	50.8	13.7	35.5
	2月25日	56.4	10.9	32.7

【播磨町】

単位；%

採取年月日		可燃分	灰分	水分
令和2年度	4月10日	59.9	5.6	34.5
	7月17日	56.5	5.1	38.4
	10月9日	53.0	4.8	42.2
	1月15日	49.1	5.5	45.4

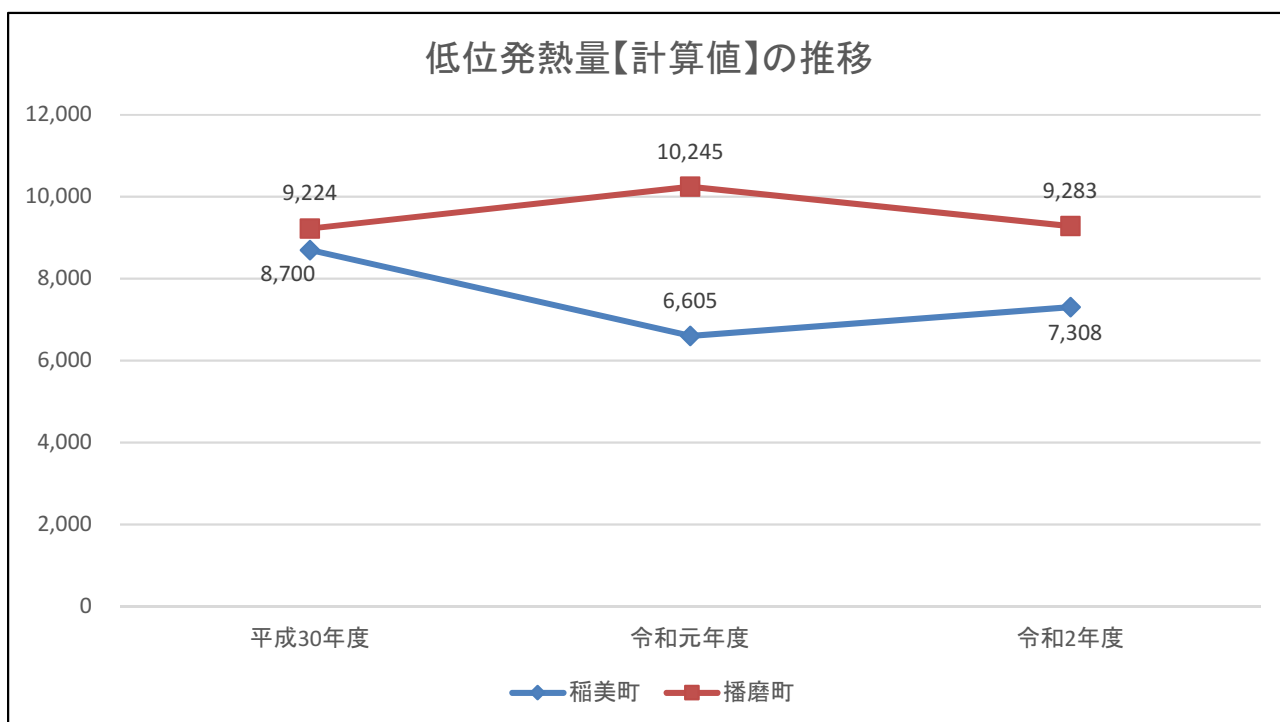
平成30年度からの可燃ごみ質の低位発熱量の推移について下記の表に示します。

可燃ごみの低位発熱量の推移(実績)

単位； t

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却処理量	稲美町	9,323	9,270	8,187
	播磨町	8,783	8,205	8,060
	圏 域	18,106	17,475	16,247
低位発熱量【計算値】 (KJ/kg)	稲美町	8,700	6,605	7,308
	播磨町	9,224	10,245	9,283
低位発熱量【実績値】 (KJ/kg)	稲美町	8,525	6,975	7,435
	播磨町	9,966	10,925	10,423

※焼却処理量に破碎可燃を含みます。



【稲美町】

単位；KJ/kg

採取年月日		計算値	実測値
令和2年度	6月16日	6,780	7,390
	8月24日	3,980	4,810
	11月17日	8,670	9,390
	2月25日	9,800	8,210

【播磨町】

単位；KJ/kg

採取年月日		計算値	実測値
令和2年度	4月10日	10,420	11,680
	7月17日	9,670	10,840
	10月9日	8,920	9,790
	1月15日	8,120	9,380

4 前回計画における目標の達成状況

4-1 ごみ排出量の目標の達成状況・達成見込み

ごみ処理基本計画目標（令和3年度）の達成状況・達成見込みを下の表に示します。

総排出量は、令和元年度時点で前回計画の最終目標を達成しており、現状のまま推移した場合、目標を達成できる見込みとなっています。可燃ごみ焼却量は、令和元年度時点で前回計画の最終目標を達成しており、令和3年度まで最終目標を下回る値で推移する見込みとなっていますが、一部の事業系ごみで増加傾向にあることから注意が必要となっています。

資源化量では、集団回収の落ち込みが激しく最終目標を下回る可能性が大きくなっています。次期計画で本格的に導入するセメントリサイクルや家庭系の剪定枝・草類の堆肥化の取り組みのほか、集団回収の見直しが必要となっています。

目標の達成状況

単位；t

区 分		最終目標 (令和3年度)	令和元年度	令和2年度
総排出量	稲美町	10,665	10,400	9,681
	播磨町	10,675	10,258	10,258
	圏 域	21,340	20,658	19,767
可燃ごみ焼却量	稲美町	8,691	8,956	8,370
	播磨町	9,079	8,205	8,061
	圏 域	17,770	17,161	16,431
資源化量	稲美町	2,190	1,602	1,358
	播磨町	2,680	2,047	2,006
	圏 域	4,870	3,649	3,364
資源化率	稲美町	20.6%	15.4%	14.0%
	播磨町	25.1%	19.9%	19.9%
	圏 域	22.9%	17.7%	17.0%

※可燃ごみ焼却量には、可燃残渣・不燃残渣を含みます。（稲美町分は、プラ容器類も含みます。）

5 ごみ処理行政の動向

5-1 国際的な動向

ア 持続可能な開発目標（SDGs）（平成27年9月採択）

SDGsとは、国連サミットで採択された令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成されており、発展途上国の開発に関する課題にとどまらず、経済・社会・環境を不可分なものとして捉え、世界の課題に統合的に取り組むために掲げられたものです。わが国においては、平成28年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長:内閣総理大臣、構成員:全国務大臣）が設置されており、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、あらゆるステークホルダーと協力しながら取り組んでいくことが示されています。

廃棄物分野に関連する項目としては、主に目標12「つくる責任 つかう責任」において食品廃棄物の削減や3Rの促進などが掲げられています。

目標12「つくる責任 つかう責任」:持続可能な生産消費形態を確保する

○すべての国が持続可能な消費と生産に関する対策を講じること

○2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させること

○2030年までに3Rの促進により廃棄物の発生を大幅に削減すること など

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



<SDGsの17ゴール>

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障、栄養改善、持続可能な農業
3. 健康的な生活・福祉
4. 質の高い教育
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の持続可能な管理

7. 持続可能なエネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱(レジリエント)なインフラ、包摂的かつ持続可能な産業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進、司法へのアクセス
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

イ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（令和元年6月共有）

G20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32年までにゼロにすることを 目指す世界共通のビジョンとして、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20各国と共有しました。

5-2 国の動向

ア 第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）

これまでのリサイクル率の向上や最終処分量の削減などに関する施策に加え、経済的側面や社会的側面にも視野を拡大し、食品ロス削減やプラスチック対策などの国際的な課題、高齢化社会や災害時に対応した廃棄物処理体制の構築などについても言及しています。

【主な目標値】(目標年次:令和7年度)

	国目標	稲美町	播磨町
		(令和2年度)	
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	約850g	約788g	約726g
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)(※)	約440g	約533g	約519g

※ 家庭系ごみ排出量

集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量(「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込みごみ」)

イ 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月策定）

国は、「廃棄物処理法」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、一般廃棄物の減量化に関して、当面、令和2年度を目標年度として、排出量、再生利用量、最終処分量の目標を個別に設定しています。（基準年度：平成24年度）

【主な目標値】(目標年次:令和2年度)

	国マイルストーン
排出量	約12%削減
再生利用量	約27%
最終処分量	約14%削減

ウ 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）

国民、事業者の食品ロス削減努力を規定し、市町村に対しては、「食品ロス削減推進計画」策定の努力義務を規定しています。

令和2年3月、国において、食品ロス削減に向けた取組の指針となる「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示されました。

エ 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針（令和元年7月策定）

事業系食品ロス量削減目標、発生抑制目標、再生利用等実施率の3種類の目標値を設定しています。

【食品ロスに関する主な目標値】(目標年次:令和12年度)	
	国目標
家庭系食品ロス	平成12年度比の半減(第4次循環型社会形成推進基本計画)
事業系食品ロス	平成12年度比の半減(食品リサイクル法に基づく新たな基本方針)

オ プラスチック資源循環戦略（令和元年5月策定）

海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの幅広い課題に対応するための重点戦略として、リデュースの徹底やリサイクルの促進による資源循環、マイクロプラスチックの流出抑制やポイ捨て・不法投棄撲滅などによる海洋プラスチック対策を規定しています。

【主なマイルストーン】(令和12年度まで)	
	国マイルストーン
ワンウェイプラスチック	25%削減
プラスチック製容器包装	6割をリユース又はリサイクル

カ プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化（令和2年7月開始）

令和元年12月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の関係省令を改正し、令和2年7月から小売事業におけるプラスチック製買物袋の原則有料化を義務付けされています。

キ 災害廃棄物処理対策（平成27年8月改正）

平成27年8月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害対策基本法」を改正し、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を規定しています。

ク 気候変動適応法（平成30年12月施行）

市町村の「地域気候変動適応計画」策定の努力義務を規定しています。令和元年12月には「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」が策定され、廃棄物・リサイクル分野の適応策を一般廃棄物処理基本計画等に位置付けることが記載されています。

5-3 兵庫県の動向

ア 兵庫県廃棄物処理計画（平成30年8月策定）

持続可能な循環型社会の実現に向けて、家庭系では食品ロス削減や紙資源のリサイクル、事業系では、紙資源の分別、食品ロス削減やセメントリサイクルの推進などの取組を推進していくこととします。

【主な目標値】(目標年次:令和7年度)	
	目標(平成27年度比)
家庭系1人当たりの食品ロス	30%削減
プラスチックなど容器包装廃棄物の回収量	約15%増加
紙ごみ	50%削減
古紙再生利用(家庭系)	40%増加

イ 第5次兵庫県環境基本計画（平成31年2月策定）

平成31年2月に改定された第5次兵庫県環境基本計画では、地域に根ざした環境づくりのあり方として、「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」を基本理念に掲げています。

【主な目標値】(目標年次:令和7年度)	
	目標(平成24年度比)
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	463g/人日
最終処分量(一般廃棄物)	32%削減
最終処分量(産業廃棄物)	28%削減
最終処分率(一般廃棄物)	10.8%
最終処分率(産業廃棄物)	2.27%
ごみ発電能力	15%増加

5-4 ごみ処理の課題

5-4-1 ごみ処理の広域化

東播臨海広域市町圏2市2町では、平成19年からごみ処理に関する施策、事業の広域化について検討を進めてきました。

令和4年度から、高砂市での可燃ごみ及び不燃粗大ごみの広域処理を開始します。

広域処理施設の処理対象以外の資源ごみなどについては、引き続き、本圏域内で適正処理を行うとともに、広域処理施設搬入前に分別を要するふとん等の長尺ごみなどの排出区分を見直し直送での運搬体制や中継施設での運搬体制など特性に基づいた効率の良い収集運搬体制の構築をはかります。

5-4-2 ごみ減量化の推進

エコクリーンピアはりまが稼働するまでに平成21年度の可燃ごみ排出量の全国平均742g/人・日を目標にごみの減量化に取り組み、目標を達成しましたが、サステイナブルな社会を目指してより一層のごみ減量化の推進が必要です。

5-4-3 事業系ごみの排出抑制

事業系可燃ごみが増加しており、特に増加が顕著であった稲美町において、指定袋制の導入等の事業系ごみの排出抑制策を講じています。

事業系ごみの適正排出及び適正処理の周知をはかるとともに、減量対策として更に食品ロス防止の資源化などの啓発と指導が必要です。

5-4-4 資源化の推進

本圏域におけるリサイクル率は、過去は高い水準であったものの、近年は減少傾向にあり、全国平均や類似団体と比較して低くなっています。

分別内容が悪化しており、資源となるペットボトル、紙類、空き缶などが可燃ごみとして排出されています。再度、ごみ分別意識の向上をはかる必要があります。

廃プラスチックについても、「プラスチック資源循環戦略」に基づき取り組むべき施策について検討する必要があります。

5-4-5 不法投棄防止

ごみステーションなどに不法投棄されるごみが増加しており、適正な処理の支障となる場合があります。

不法投棄は重大な犯罪であり、今後、移動式監視カメラの設置などの対策をはかる必要があります。

5-4-6 分別収集品目の見直し

令和4年度より広域処理を行うことから、できる限り2市2町の分別収集品目を合わせるとともに、エコクリーンピアはりまの受入基準に合わせる必要があります。

そのため、令和4年度に向け、ごみの分け方・出し方等を見直し、住民に周知、協力を依頼する必要があります。

5-4-7 最終処分

がれき類については、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において埋立を行っています。

令和4年度以降は、セメントリサイクルの取り組みを本格化し最終処分量を減量するとともに資源化量を向上させる必要があります。

5-4-8 災害廃棄物

稲美町及び播磨町では、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と高い確率で予測されている。「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」（兵庫県 平成26年6月）において算出されている被害想定は、稲美町では津波堆積物の被害はないものの建物被害が全壊家屋230棟、半壊家屋が1,744棟で災害廃棄物等の発生量は約67,000 t余りとされている。

通常時の処理能力等を大きく超える災害廃棄物等の対応が課題となる中で、行政間だけでなく建築廃材等産業廃棄物の処理を行っている民間事業者との連携などが必要となっている。

6 ごみ処理基本計画

6-1 ごみ処理基本計画

6-1-1 基本理念及び基本方針

①基本理念

本計画の基本理念は、循環型社会形成推進基本法の理念に則ったものであり、上位計画「第6次稲美町総合計画」及び「第5次播磨町総合計画」の将来像として、稲美町は「ともにつくる未来へつなぐ 稲美町」を、播磨町は「いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくるふるさと はりま」を掲げており、環境については、稲美町は「自然豊かな環境の保全」を、播磨町は「生活環境を良好に保つまちづくり」を推進しています。これを踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

- 「自然豊かな環境の保全」の構築を目指します。
- 「生活環境を良好に保つまちづくり」を推進します。

②基本方針

基本方針において、発生抑制及び循環的な利用、適正処分とする取組を示し、その取組を進めることによりごみの減量化を促進し、その上でなお処理しなければならない廃棄物については、安全かつ衛生的に適正な処理をする体制整備をはかることが重要になります。

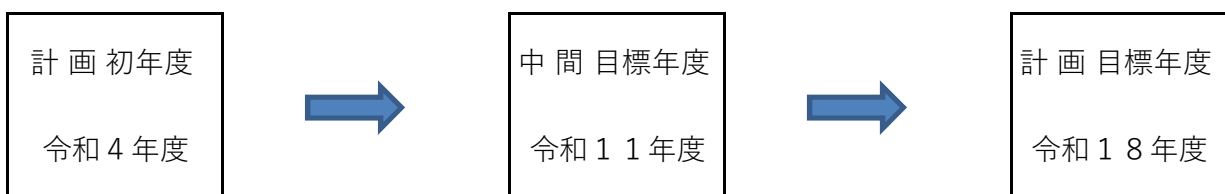
ごみ処理の現状と課題を踏まえ、今後のごみ処理については住民、事業者及び行政の相互理解と協力のもとに、長期的・総合的な視点から、計画的かつ効果的な施策の推進をはかっていきます。

また、適正な循環利用や適正処分を進める上で必要性を踏まえ、本圏域を超えて東播臨海広域行政圏を構築している加古川市、高砂市との連携等による広域的な取組をはかります。

- ① 発生抑制の推進； ごみになるものをできるだけ減らす。減量化＝リデュース
- ② 再使用の推進； 不要になったものはできるだけ繰り返し使う。再使用＝リユース
- ③ 資源化の推進1； 繰り返し使えない物は、資源としてリサイクルする。再生使用＝マテリアル・リサイクル
- ④ 資源化の推進2； 資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用する。熱回収＝サーマル・リサイクル
- ⑤ 適正処理の推進； 捨てるしかない物は、環境を汚染しないよう、ごみの種類に応じた処分をする。

6-1-2 計画目標年次

本計画では、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成25年6月）の趣旨に従い、長期的な施策の検討を行うため、令和4年度から令和18年度までの15年間を計画期間とし、中間目標年度の令和11年度に見直すこととします。また、計画策定の前提となっている法体系及び社会情勢等に大きな変化があった場合においては、必要に応じて見直しを行うこととします。



6-2 ごみ処理基本計画目標

本圏域における数値目標については、基本方針で描く将来像を目標にしながら、地域の実情に即し、国の基本方針や兵庫県廃棄物処理計画にて設定されている値との整合を考慮することを基本とします。

計画目標最終年次である令和18年度のごみ処理基本計画目標を次の表に示します。

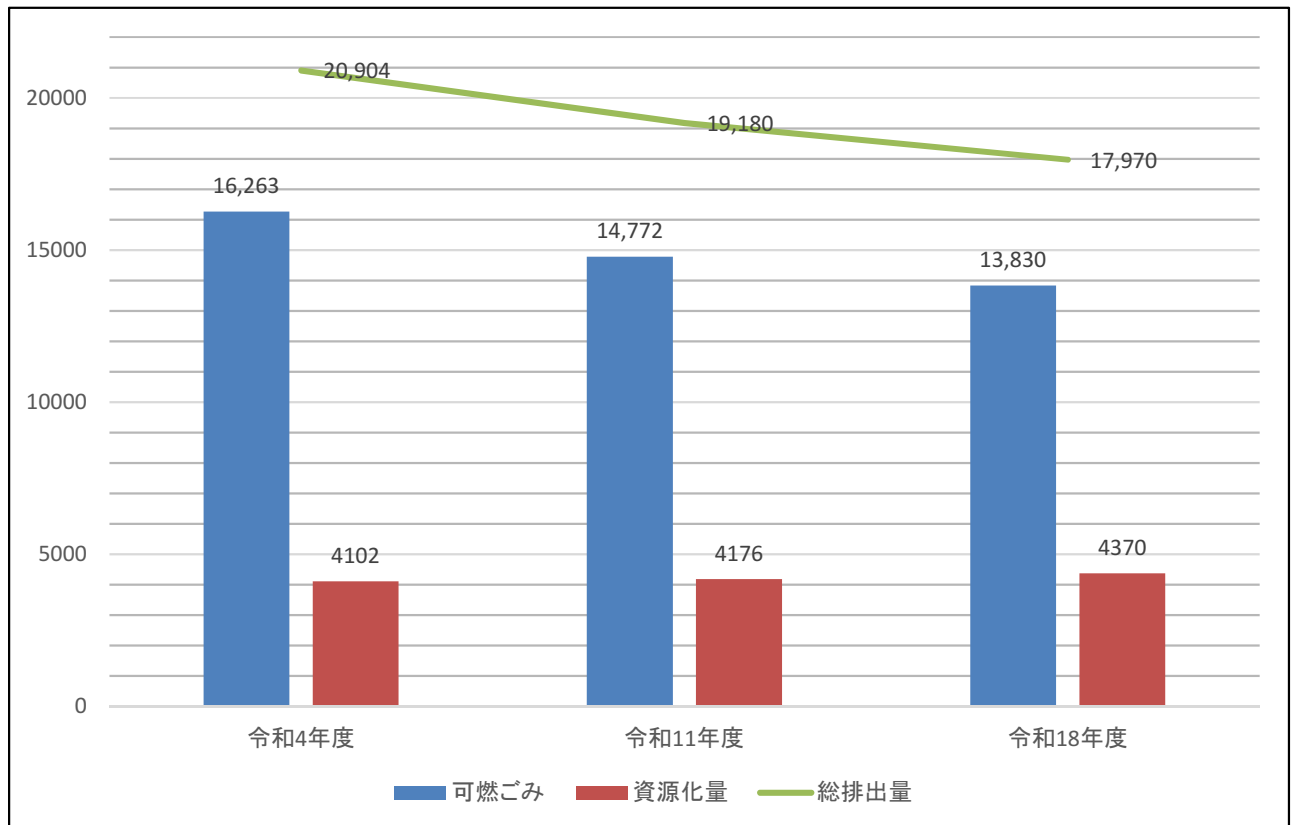
(令和18年度 ごみ処理基本計画目標)

総排出量	17,970t以下とする。			
	稲美町	8,490 t	播磨町	9,480 t
可燃ごみ排出量	13,830t以下とする。			
	稲美町	8,350 t	播磨町	8,980 t
資源化量	4,370t 24.3%以上とする。			
資源化率	稲美町	1,715t 20.2%	播磨町	2,655t 28.0%

ごみ処理基本計画目標は、各種ごみ減量施策、分別収集及び啓発活動により、下記の目標を設定したものです。

- ①ごみ総排出量は、平成28年度以降の直近5年間の実績に対し91%以下とします。
- ②可燃ごみ排出量は、平成28年度以降の直近5年間の実績に対し85%以下とします。
- ③資源化量及び資源化率は、令和2年度の実績に対し7%向上を目指します。

目標



※資源化量に集団回収を含む。

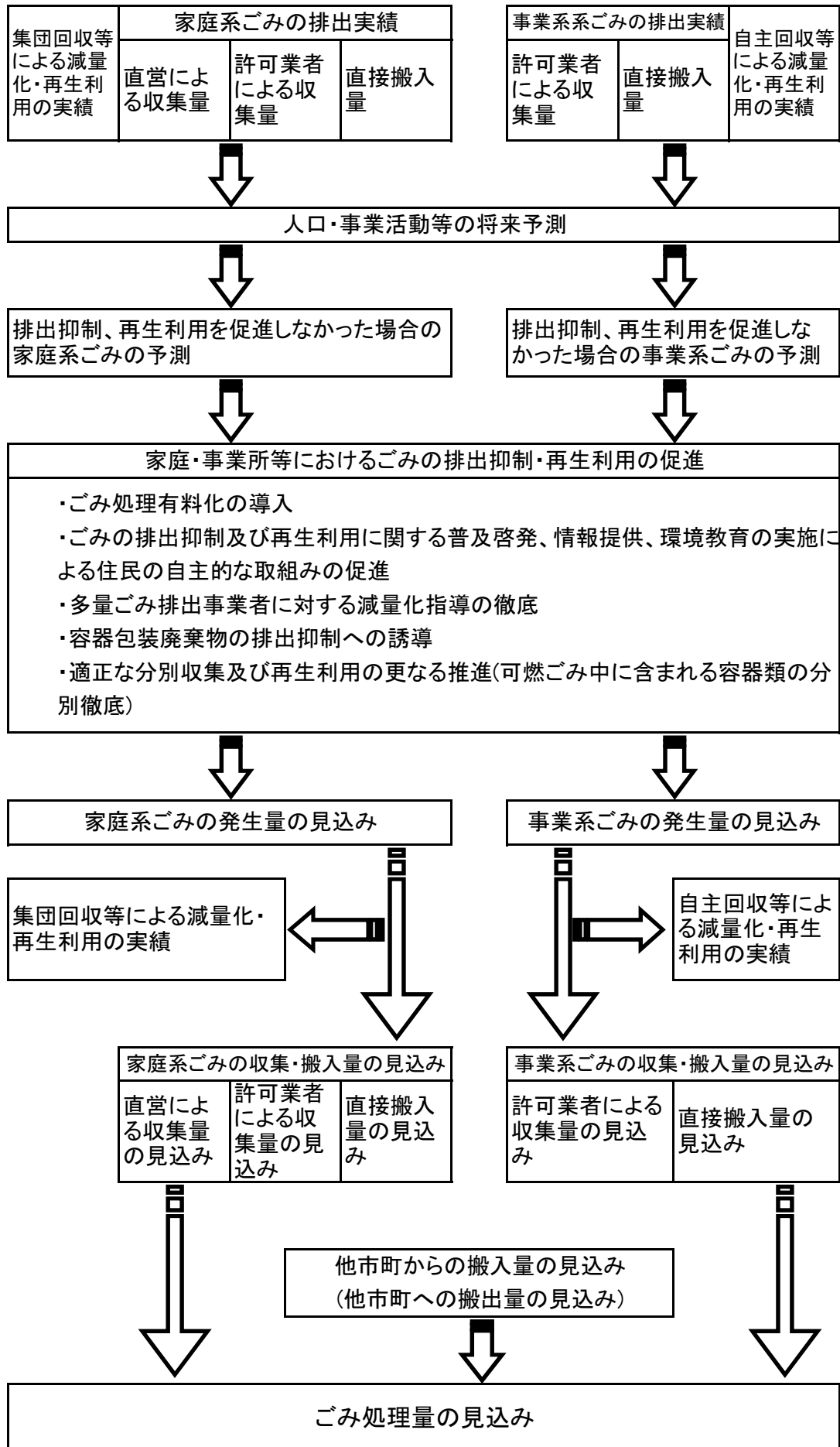
排出原単位となる数値は以下のとおりです。

(平成28～令和2年度直近5年間 平均ごみ処理実績)

総排出量	19,734t					
	稲美町	9,717 t	播磨町	10,017 t		
可燃ごみ焼却量	18,252t					
	うち可燃ごみ	稲美町	8,892 t	播磨町	9,360 t	
			8,273 t		7,979 t	
資源化量(令和2年度)	3,364t		17.0%			
資源化率(令和2年度)	稲美町	1,358t	14.0%	播磨町	2,006t	19.9%

※播磨町の可燃ごみ焼却量に高砂市の事業系ごみは含んでいません。

6-3 ごみ排出量の予測



6-3-1 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック製品の分別収集の検討等による資源化量、リサイクル率の向上を目指すとともに可燃ごみの排出量の減少をはかっていきます。今後、大きな減少は期待できないと予測できることから、住民等の直接搬入が多く、野外焼却の規制が行われている剪定枝木や抜根についてチップ化を拡大することにより、更なる資源化量及びリサイクル率の向上、可燃ごみの減少をはかります。

また、可燃ごみについて今後も適正排出・適正処理を積極的に推進、各家庭による生ごみの堆肥化促進、資源ごみの分別促進による可燃ごみ及び不燃ごみの排出量の減少を見込み、人口減も伴い総排出量を微減と予測しています。

予測の手順としては、将来人口を設定し、過去の5年間排出実績に基づき1人1日当りの発生量(g/人・日)を算出し、この実績をトレンド法を用いて将来推計した上で、設定した将来人口を乗じながら、期待できる施策効果を加味して推計しています。

なお、将来人口については、広域計画との整合性をはかるため、「東播臨海広域市町圏におけるごみ処理施設整備基本計画」(平成26年3月)における予測値を使用します。

家庭系ごみの1人1日平均排出量(平成28～令和2年度実績)

単位；g/人・日

区 分	平 均	
可燃ごみ	稲美町	480
	播磨町	500
	圏域	491
不燃ごみ・粗大ごみ	稲美町	58
	播磨町	65
	圏域	61
資源ごみ	稲美町	37
	播磨町	48
	圏域	43
集団回収	稲美町	77
	播磨町	49
	圏域	63
家庭系ごみ 総排出量	稲美町	652
	播磨町	662
	圏域	658

将来人口

単位；人

区 分	令和4年度 計画初年度	令和11年度 中間目標年度	令和18年度 計画目標年度
稲美町	30,660	28,577	26,723
播磨町	34,281	32,577	31,197
合 計	64,941	61,154	57,920

家庭系ごみ排出量の予測を下記の表に示します。

家庭系ごみの年間排出量の予測

単位； t

区 分		令和4年度	令和11年度	令和18年度	
可燃ごみ	稲美町	5,425	4,857	4,630	
	播磨町	6,430	5,775	5,350	
	圏 域	11,855	10,632	9,980	
不燃ごみ・粗大ごみ	稲美町	649	605	510	
	播磨町	813	772	710	
	圏 域	1,462	1,377	1,220	
資源ごみ 総排出量	稲美町	414	488	505	
	播磨町	600	635	680	
	圏 域	1,014	1,123	1,185	
	うち プラスチック製容器包装類	稲美町	—	—	—
		播磨町	240	216	210
		圏 域	240	216	210
	うち ペットボトル・空きびん・ 空き缶・古紙・古布など	稲美町	414	488	505
播磨町		360	419	470	
圏 域		774	907	975	
集団回収	稲美町	730	680	530	
	播磨町	430	408	390	
	圏 域	1,160	1,088	920	
家庭系ごみ 総排出量	稲美町	7,218	6,630	6,175	
	播磨町	8,273	7,590	7,130	
	圏 域	15,491	14,220	13,305	
	うち 資源化量	稲美町	1,521	1,545	1,715
		播磨町	2,581	2,631	2,655
		圏 域	4,102	4,176	4,370
	うち 資源化率	稲美町	21.1%	23.3%	27.8%
播磨町		31.2%	34.7%	37.2%	
圏 域		26.5%	29.4%	32.8%	
将来人口推計	稲美町	30,660	28,577	26,723	
	播磨町	34,281	32,577	31,197	
	圏 域	64,941	61,154	57,920	
【家庭系ごみ】 1日1人当りの排出量(g)	稲美町	645.0	635.6	633.1	
	播磨町	661.1	638.3	626.2	
	圏 域	653.5	637.1	629.4	

※資源化量には、中間処理後の再生利用量及び剪定枝等を含みます。

※人口推計については、「東播臨海広域市町圏におけるごみ処理施設整備基本計画」
(平成26年3月)等における予測値を使用します。

※事業系ごみの資源化量は、家庭系ごみの資源化量に含みます。

6-3-2 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、古紙回収等による資源化の促進、分別等による適正処理の周知、啓発により資源化の量の増加、リサイクル率の向上が見込まれる一方、廃棄物処理法、県条例による野外焼却の規制の強化等により、可燃ごみの排出量に大きな減少は期待できないと予測されています。剪定枝木や草類についてチップ化や堆肥化を拡大することにより、更なる資源化量及びリサイクル率の向上、展開検査による適切な排出への指導や指定ごみ袋制度（稲美町）による可燃ごみの減少をはかります。

事業系ごみ排出量の予測を下記の表に示します。

事業系ごみの年間平均排出量(平成28～令和2年度実績)

単位； t

区 分		平 均
可燃ごみ	稲美町	2,913
	播磨町	1,940
	圏 域	4,853
粗大ごみ	稲美町	30
	播磨町	61
	圏 域	91
資源ごみ	稲美町	125
	播磨町	410
	圏 域	535
事業系ごみ 総排出量	稲美町	3,068
	播磨町	2,411
	圏 域	5,479

※事業系ごみの資源化量は、家庭系ごみの資源化量に含みます。

※播磨町の可燃ごみには、高砂市の事業系ごみは含んでいません。

事業系ごみ排出量の予測を下記の表に示します。

事業系ごみの年間排出量の予測

単位； t

区 分		令和4年度	令和11年度	令和18年度
可燃ごみ	稲美町	2,628	2,346	2,190
	播磨町	1,980	1,794	1,660
	圏 域	4,608	4,140	3,850
粗大ごみ・資源ごみ	稲美町	155	144	125
	播磨町	650	676	690
	圏 域	805	820	815
事業系ごみ総排出量	稲美町	2,783	2,490	2,315
	播磨町	2,630	2,470	2,350
	圏 域	5,413	4,960	4,665
将来人口推計	稲美町	31,846	28,577	26,723
	播磨町	34,281	32,577	31,197
	圏 域	66,127	61,154	57,920
【事業系ごみ】 1日1人当りの排出量(g)	稲美町	239.4	238.7	237.3
	播磨町	210.2	207.7	206.3
	圏 域	224.3	222.2	220.6

※事業系ごみの資源化量は、家庭系ごみの資源化量に含みます。

6-3-3 総ごみ排出量

家庭系ごみと事業系ごみを合わせた年間排出量の予測を下記の表に示します。

年間排出量の予測

単位； t

区 分		令和4年度	令和11年度	令和18年度
可燃ごみ	稲美町	8,053	7,203	6,820
	播磨町	8,410	7,569	7,010
	圏 域	16,463	14,772	13,830
不燃ごみ・粗大ごみ	稲美町	679	635	540
	播磨町	873	832	770
	圏 域	1,552	1,467	1,310
資源ごみ 総排出量	稲美町	539	602	600
	播磨町	1,190	1,251	1,310
	圏 域	1,729	1,853	1,910
うち プラスチック製容器包装類	稲美町	—	—	—
	播磨町	240	216	210
	圏 域	240	216	210
うち ペットボトル・空きびん・ 空き缶・古紙・古布など	稲美町	414	488	505
	播磨町	360	419	470
	圏 域	774	907	975
集団回収	稲美町	730	680	530
	播磨町	430	408	390
	圏 域	1,160	1,088	920
ごみ総排出量	稲美町	10,001	9,120	8,490
	播磨町	10,903	10,060	9,480
	圏 域	20,904	19,180	17,970
うち 資源化量	稲美町	1,521	1,545	1,715
	播磨町	2,581	2,631	2,655
	圏 域	4,102	4,176	4,370
うち 資源化率	稲美町	21.1%	23.3%	27.8%
	播磨町	31.2%	34.7%	37.2%
	圏 域	26.5%	29.4%	32.8%
将来人口推計	稲美町	30,660	28,577	26,723
	播磨町	34,281	32,577	31,197
	圏 域	64,941	61,154	57,920
ごみ1日1人当りの排出量(g)	稲美町	884.4	874.3	870.4
	播磨町	871.3	846.0	832.5
	圏 域	877.8	859.3	850.0

※資源化量には、中間処理後の再生利用量及び剪定枝等を含みます。

6-4 目標達成のための指針

本圏域住民、事業者、行政が一体となり推進する目標達成のための指針について下記に示します。

(基本指針)

【住民】

- ・省エネルギー型への転換や必要なものを必要量だけ購入する等の生活様式の見直しを行います。
- ・買い物袋(マイバック)を持参しましょう。
- ・不法投棄に注意しましょう。(行政に連絡をお願いします。)
- ・野焼きはやめましょう。
- ・行政施策に協力しましょう。
- ・環境委員又は衛生委員の指導、助言活動に協力して減量化・分別収集・資源化の推進に努めましょう。

【事業者】

- ・行政施策に協力しましょう。
- ・グリーン購入を推進する、簡易包装等への転換など、減量化及び資源化の具体的目標を設定し、それぞれに取り組みましょう。
- ・ごみの不適切排出・不法投棄や野焼きを行わず、法令・条例等に遵守したごみ処理を行います。

【行政】

- ・排出の実態把握及び排出量の把握に努めます。
- ・減量化、資源化目標の設定をします。
- ・減量化、資源化、適正処理の周知、啓発活動を行います。
- ・加古郡リサイクルプラザ等を有効活用し、3R・環境に関する学習の場所提供や情報発信に努めます。
- ・環境委員又は衛生委員研修会、環境出前講座を開催し、住民に対し3Rや環境に対する知識や情報の習得に努めます。
- ・環境委員又は衛生委員の活動推進を支援します。
- ・事業者に対し適正処理の啓発・推進、ごみステーションへの便乗排出の抑制、自ら処理できない場合の許可業者への処理委託を誘導します。
- ・多量排出事業者の指導を行います。

(発生抑制に関する指針)

【住民】

- ・過剰包装、使い捨て容器、トレイ商品等の購入をできる限り控えましょう。
- ・可燃ごみの減量化、生ごみ処理容器等による堆肥化、生ごみの水切りによる排出時の減量化に努めましょう。

【事業者】

- ・使い捨て容器の使用抑制、自主回収ルートを構築しましょう。
- ・マイバッグの活用支援とレジ袋を削減しましょう。
- ・過剰包装を抑制しましょう。
- ・原材料の選択、製造工程の工夫で排出廃棄物を抑制しましょう。
- ・耐久性のある製品の製造、販売を促進しましょう。

【行 政】

- ・マイバッグ持参運動による包装廃棄物の減量化を推進します。
- ・発生抑制と減量化に関する情報の提供、周知、啓発を行います。
- ・多量排出事業者に対して、発生抑制と減量化要請を行います。
- ・イベントごみの減量を推進します。
- ・事業系ごみの施設搬入時の展開検査を強化します。
- ・事業系可燃ごみ指定袋制度を徹底します。(稲美町)

(再使用に関する指針)

【住 民】

- ・リサイクル製品を積極的に使用しましょう。
- ・フリーマーケット等を活用し再使用に努めましょう。

【事業者】

- ・再利用しやすい商品の製造、販売を行いましょう。
- ・マイバッグの活用支援とレジ袋を削減しましょう。
- ・再利用可能な商品等の表示及び販売促進に積極的に取り組みましょう。
- ・再利用可能な商品の事業所内での使用に努めましょう。

【行 政】

- ・リサイクル協力店の紹介、資源物回収店舗の周知を行います。
- ・加古郡リサイクルプラザでの再生品の利用を促進します。
- ・公共施設における再利用可能な商品の購入・使用を行います。

(資源化に関する指針)

【住 民】

- ・分別収集による資源化に努めましょう。
- ・集団回収による資源化に努めましょう。
- ・店頭回収等を積極的に利用しましょう。
- ・フードドライブに協力しましょう。(コープこうべで常時受付)
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等に則って適正に資源ごみを排出しましょう。
- ・加古郡リサイクルプラザを有効に利用しましょう。

【事業者】

- ・リサイクル技術の普及、開発に取り組みましょう。
- ・家庭系ごみ分別方法に準じた資源化に取り組みましょう。
- ・資源ごみの自主回収ルートを確立しましょう。
- ・古紙回収による紙類の資源化に取り組みましょう。
- ・厨芥類、厨房からでるごみ類の堆肥化に取り組みましょう。

【行 政】

- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等による適正処理を推進します。
- ・ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシの配布と活用の周知と啓発を行います。
- ・住民に対して分別収集の周知、指導を行います。
- ・資源物集団回収事業の助成を行います。
- ・加古郡リサイクルプラザでの再生品の利用を促進します。

(適正処理に関する指針)

【住 民】

- ・ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシで確認して分別しましょう。
- ・ごみステーションへの不適切排出を防止監視で注意しましょう。(行政に連絡をお願いします。)

【事業者】

- ・家庭ごみステーションへの便乗排出を行わない。
- ・自ら処理できない場合は、許可業者へ処理を委託しましょう。

【行 政】

- ・ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシの配布と活用の周知と啓発を行います。
- ・住民、事業者への適正処理の周知、啓発、誘導を行います。
- ・広報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した適正処理の意識高揚をはかります。

(計画の進行管理)

- ・住民、事業者、行政が一体となった取組の推進がはかれるよう本計画の進行管理をおこないます。
- ・廃棄物処理実施計画の策定により実効性を確保します。
- ・環境保全審議会での評価、提言、意見の把握をはかります。
- ・住民からの提言、意見を把握します。

(施策の評価)

- ・毎年度のごみの減量化、資源化の状況の実態を把握します。
- ・環境保全審議会での評価、ごみ減量化推進委員や住民からの提言、意見を元に評価を実施します。
- ・評価結果をフィードバックし、新たな施策の取組をはかります。
- ・廃棄物処理基本計画策定時の基礎資料としての活用、目標設定の際の目安とします。

6-5 発生抑制、資源化の取組の現状

6-5-1 発生抑制の取組

- ・レジ袋削減の取組みとして、コープこうべ・兵庫南農業協同組合・マックスバリュ西日本(株)マルアイの事業者と消費者団体、そして町の三者で「レジ袋削減推進に向けた取り組みに関する協定を締結しました。(稲美町は(株)エーコープ近畿とも協定締結)
- ・構成町広報、ホームページ、各種イベントを利用したごみ減量の指導や啓発を行います。
- ・プラザ学習棟にてベビー用品の貸し出し、廃家具の展示販売や制服の交換により再利用を促進します。
- ・多量排出の一般家庭ごみを直接、エコクリーンピアはりまに持ち込む場合は、10kgあたり50円の処理手数料を徴収します。
- ・ごみステーションへの事業者や他地域の便乗排出が散見されることから監視カメラを導入して、不適切排出への対応を強化します。
- ・増加している稲美町の事業系可燃ごみに対して、展開検査を強化するとともに事業系指定ごみ袋制度を徹底します。(指定袋制度：令和2年10月)

6-5-2 資源化の取組

- ・本圏域における資源ごみの定期収集による資源化の推進
- ・資源ごみの適正排出を図るため、ごみの分け方・出し方のチラシ配布、広報、ホームページやアプリ等を活用した周知、啓発の実施
- ・圏域住民による加古郡リサイクルプラザ等への資源ごみの自己搬入による資源化の推進
- ・加古郡リサイクルプラザ搬入剪定枝のチップ化による資源化の推進
- ・加古郡リサイクルプラザ学習棟での環境教室として、紙すき等の体験教室の実施
- ・事業系の刈り草等の草類について、焼却する可燃ごみから、堆肥化を目的とする資源ごみとします。(草類の堆肥化：平成30年1月)

6-5-3 その他の取組

- ・加古郡リサイクルプラザの情報公開

6-6 目標達成のための施策

6-6-1 家庭系ごみ

- ① 家庭系ごみの分別収集は、基本的には今後とも現状の収集形態で積極的に取り組むものとし、資源化のための分別収集の周知、啓発をはかり、資源化量の増加、ごみ減量化を推進します。
- ② 家庭系ごみのうち、あきびん類、あき缶類、紙類、布類を除く資源ごみは、加古郡リサイクルプラザ及び加古郡ストックヤードにおいて中間処理による資源化を推進します。
- ③ 家庭系ごみのうち、播磨町で発生するあき缶類は、播磨町可燃ごみ中継センターあき缶プレス施設において中間処理による資源化を推進します。
- ④ 加古郡リサイクルプラザにおいては、一般家庭から排出される剪定枝、廃消火器、廃バッテリー、廃タイヤの直接搬入による受入を実施し、適正処理を確保するとともに選別等による資源化を推進します。
- ⑤ 搬入された廃小型家電のうち、携帯電話・デジタルカメラ・ゲーム機等の高品位のものは選別工程においてピックアップ回収を行うとともに町イベント等でボックス回収も行い回収量の増加をはかりながら、より付加価値の高い資源化を推進します。
- ⑥ 廃棄物処理法、県条例による野外焼却の規制の強化等により、可燃ごみについて更に適正処理を積極的に推進します。
- ⑦ ごみステーションに一時的に多量排出されるごみや不適切排出・不法投棄されるごみに対して今後研究・検討を進めます。
- ⑧ 処理困難物について、処理状況の把握に努めながら、情報提供と啓発、周知をはかります。
- ⑨ 具体的な施策を以下に示します。

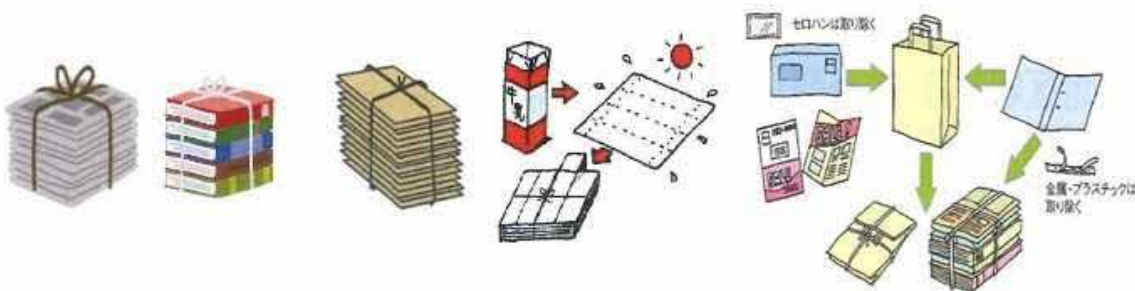
◎資源ごみの定期的な収集や回収ボックスを利用して小型家電等の資源化を推進します。



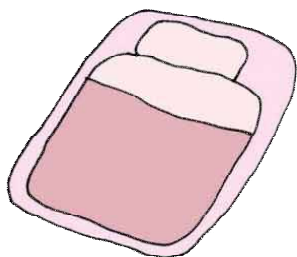
◎分別品目の周知徹底(不燃ごみへの他分別区分のごみの混在や可燃ごみへの資源ごみである紙類の混在率が高く、住民の記憶違いや思い込みもあることから、より一層の分別啓発をはかります。



紙製容器包装の識別表示



◎エコクリーンピアはりまの搬入・受入基準に適合し、収集運搬効率をはかるため、搬入に際してその他のごみと分別が必要な布団等の「長尺可燃ごみ」や収集運搬の際に火災発生の原因となる「使い切りライター」の分別品目を追加します。



◎ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方チラシに加えてスマートフォンやタブレット端末からごみの分別方法や収集日などがわかるようにするよう各種ツールを効果的に利用した排出指導、啓発活動を行います。



◎本圏域における広報、ホームページ、ケーブルテレビ、環境出前講座(稲美町)、わくわく講座(播磨町)、イベント等を活用した適正処理及び減量化の意識高揚をはかります。



◎ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、住民の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、今後、国のガイドライン等により検討します。

現時点では、可燃ごみの減量目標値が達成できる見込みであることから、ごみ処理の有料化の即時導入はしていませんが、近隣の状況や環境への配慮やごみ処理コストの削減等の観点も踏まえて、指定ごみ袋制導入等の適切な施策を検討します。



近隣の指定ごみ袋(加古川市 単純指定袋制度)

◎資源回収運動に対する奨励金を交付します。

令和3年度からリサイクル運動奨励金の単価を増額します。(稲美町)

【対象品目】

- 古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール等)
 - 飲料用紙パック(牛乳パック)
 - 布類(古着、端切れ等)
 - 金属類(アルミ缶、スチール缶等)
 - びん類(生びん)
- } 1 kgあたり 5円から7円に増額
(令和3年度から)

資源回収運動奨励金及び飲料用紙パック回収運動奨励金を交付します。(播磨町)

【対象品目】

- 古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール等) 1 kgあたり 7円
- 布類(古着、端切れ等) 1 kgあたり 7円
- 飲料用紙パック(牛乳パック) 1 kgあたり 20円

◎ごみステーションに一時的に多量排出されるごみや不適切排出・不法投棄されるごみへの取組として、自治会の方の協力のもと移動監視カメラを設置します。



粗大ごみ収集日 1 回で収集された石油ストーブ (播磨町)



ため池に不法投棄された畳 (稲美町)



このごみは収集できません！

紙類及びプラスチック容器類が多く混じっていますので取り残します。紙類及びプラスチック容器類は資源ごみとして分別回収していますので、出された方は“紙類の日”又は“プラスチック容器類の日”に出し直して下さいようご協力をお願いします。

播磨町



◎蛍光灯以外のご家庭で不要になった水銀体温計、水銀温度計および水銀血圧計など水銀が使われている製品を回収し、適正な排出と資源化をはかることで環境汚染を防止します。



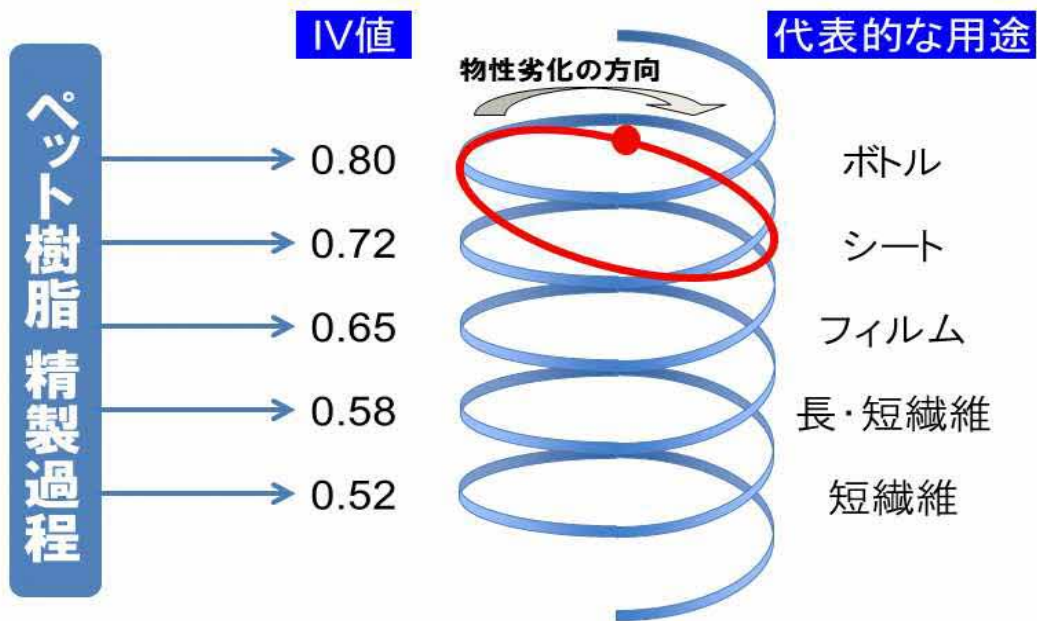
(名称：水銀製品回収ボックス)

◎生ごみ堆肥化容器の購入に対して補助をします。(稲美町 20 基)
 電動式生ごみ処理機の購入に対して補助をします。(稲美町 5 基)



段ボールコンポスト

◎ペットボトルの再資源化について、使用済ペットボトルから新しいペットボトルに繰り返してリサイクルする「ボトル TO ボトル リサイクル事業」に取り組みます。



IV値（固有粘度）の減少がペットボトルのリサイクルに関係します。物性の劣化を防ぐことが重要となります。



6-6-2 事業系ごみ

- ① 家庭系ごみに準じた分別方法による資源化を推進します。
- ② 家庭系ごみ集積所への不適切排出が少なからず発生していると推測されることから、状況把握に努めるとともに、適正排出・処理に関して啓発、周知の徹底、減量化を促進します。
- ③ 古紙回収等により資源化及びごみ焼却量減量化の推進をはかります。
- ④ 廃棄物処理法、県条例による野外焼却の規制の強化等により、可燃ごみについて更に適正処理を積極的に推進します。
- ⑤ 園芸業者等から搬入される剪定枝の資源化・ごみ減量を促進するため、可燃区分の剪定枝を資源ごみとしてチップ化・堆肥原料として再生利用を行っていますが、更なる資源化・ごみ減量を行うため、草・わら類についても堆肥原料としての再生利用を行います。
- ⑥ 多量排出事業者のごみの排出について、今後研究・検討を進めます。
- ⑦ ほかに具体的な施策について、以下に示します。

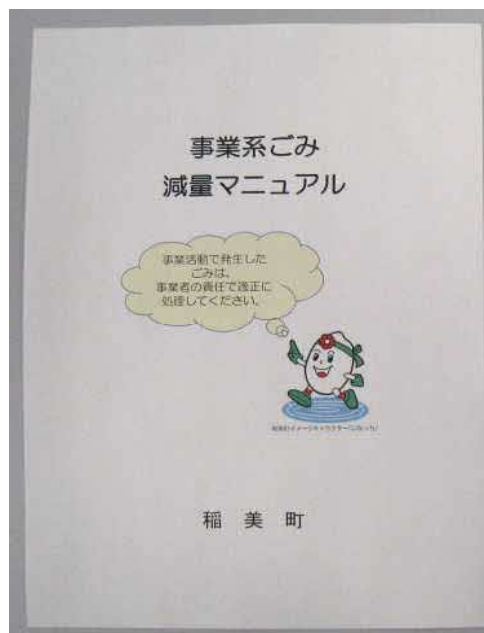
◎事業系ごみの適正処理の促進を図るための研究・検討、関係機関との協力をはかります。

◎本圏域における広報、ホームページ、ケーブルテレビ、イベント等を活用した適正処理及び減量化の意識高揚をはかります。

◎古紙回収、事業者独自の資源化の推進をはかります。

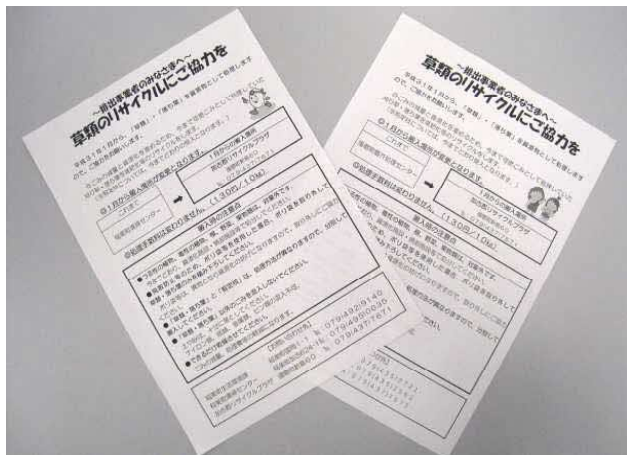
◎生ごみの減量及びリサイクルを推進するため、食品の製造・流通・消費・廃棄等の各段階において、食べ残し等の食品ロスが発生しないように工夫することや登録再生事業者等のリサイクル事業者の利用を促進します。

◎一般廃棄物と産業廃棄物の分別に関する啓発、産業廃棄物の混入防止、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の種類及び処理方法を周知します。



(左：稲美町 事業者向けごみマニュアル 右：播磨町 事業者向けごみチラシ)

◎剪定枝に加え、草類も資源化することで、可燃ごみ減量及び資源化量の向上をはかります。



(事業者向け草類のリサイクル啓発チラシ)



(加古郡リサイクルプラザ 草類保管ヤード)

◎展開検査を強化し、不適切排出等の抑制をはかります。

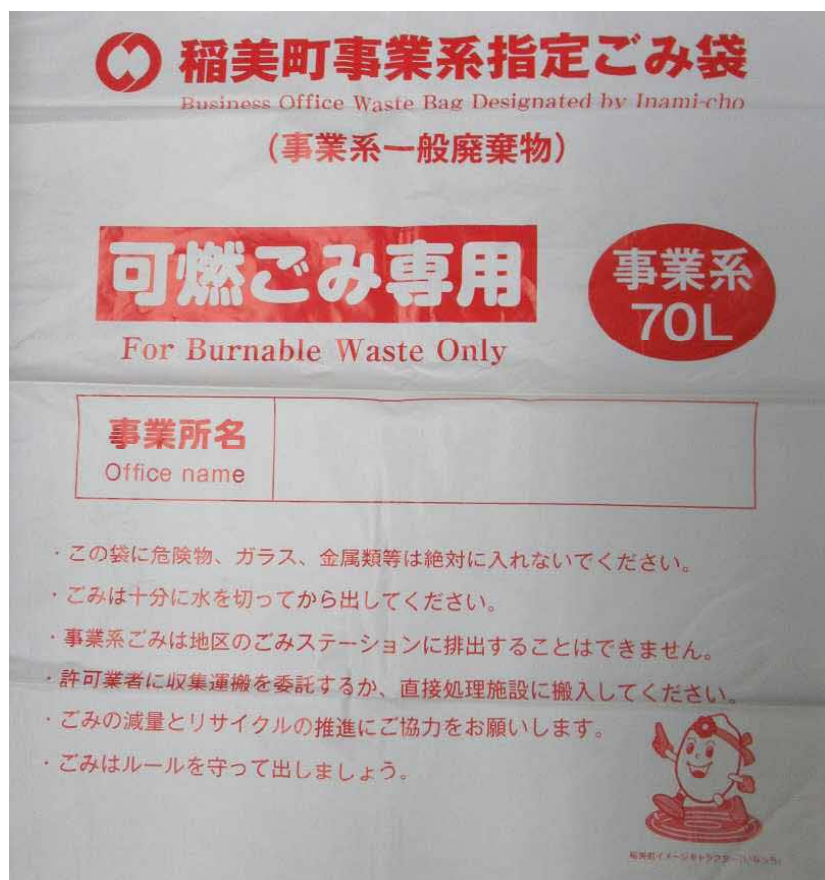


(稲美町清掃センター 事業系可燃ごみ展開検査風景)

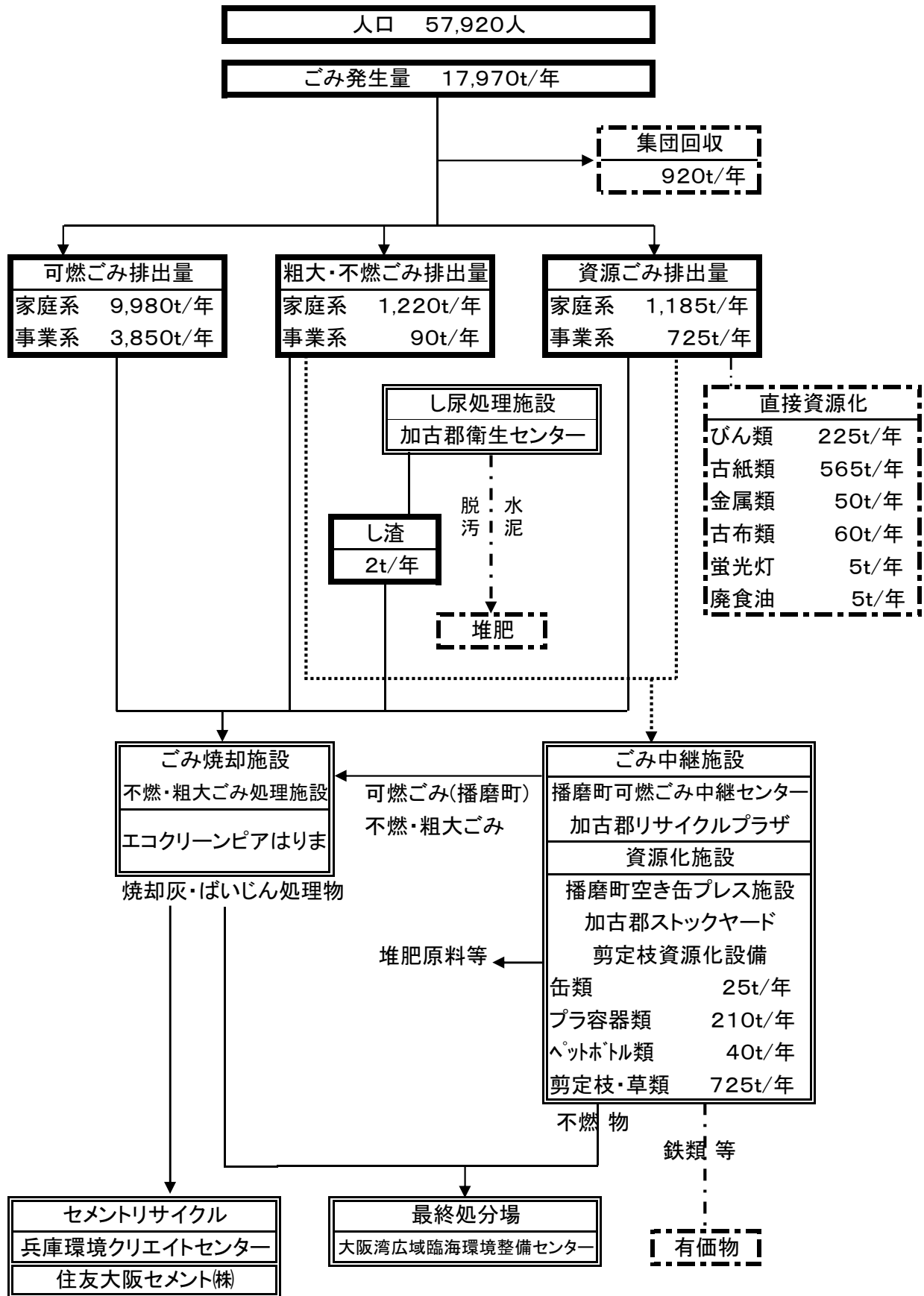


(事業系可燃ごみ展開検査 不適切排出物)

◎事業者のごみ処理責任を明確にし、産業廃棄物の混入防止やごみ減量をはかるため、事業系指定ごみ袋制度を導入しています。（稲美町）



6-6-3 最終目標年度(令和18年度)のごみ処理状況の流れ



※ステーション回収について、稲美町はエコクリーンピアはりまに直接搬入を行い、播磨町は不燃ごみを除き播磨町可燃ごみ中継センターまたは加古郡リサイクルプラザにて中継します。

6-7 収集運搬計画

6-7-1 分別して収集するごみの種類及び分別の区分

分別して収集するごみの種類及び分別の区分を下記の表に示します。

(令和4年度)

分別区分		収集運搬形態		収集回数	排出場所
家庭系ごみ	可燃ごみ(燃えるごみ)	稲美町	委託方式	2回/週	ごみステーション(約600ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)
	不燃ごみ(燃えないごみ)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約650ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)
	粗大ごみ 長尺可燃ごみ※	稲美町	委託方式	3回/年	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	直営方式	1回/月	ごみステーション(約130ヶ所)
	あきびん類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	委託方式		ごみステーション(約100ヶ所)
	ペットボトル	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約130ヶ所)
	あき缶類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約650ヶ所)
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約130ヶ所)
	プラスチック製容器類	播磨町	直営方式	1回/週	ごみステーション(約430ヶ所)
	紙類(分別)	稲美町	委託方式	2回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		播磨町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
	布類	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
播磨町		委託方式	ごみステーション(約110ヶ所)		
スプレー缶等	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
蛍光灯・乾電池 使い切りライター	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
	播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)	
使い切りライター	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)	
	播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)	
食用廃油	播磨町	直営方式	1回/月	各コミセン、ごみステーション(一部)	

収集しないごみ (再掲)

事業系ごみ	店舗、事務所、事業所の一般廃棄物	業者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入することが義務付けられています。 搬入処理手数料 130円/10kg
引越の際などに出る一時の多量ごみ、一般家庭から排出されるオートバイ(排気量125cc以上)、自動車の部品、タイヤ、バッテリー、消火器、ドラム缶、農機具等の大型機械類、農薬、劇薬、ピアノ、仏壇、廃油(固化処理されていないもの)、耐火金庫、FRP船、石、家屋の改造・解体による建築廃材(がれき類、スレートなど)		排出者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。(稲美町のオートバイは回収協力店へ) ※引越ごみを引越業者が、直接、処理施設に搬入することは廃棄物処理法施行規則によりできません。

6-7-2 収集区域

稲美町全域及び東新島を除く播磨町全域とします。

6-7-3 ごみステーション

ごみステーションの位置は、その場所にごみを排出する住民の要望・総意に基づき、ごみ収集作業の安全性及び収集車の安全運行が確保できる場所として設置しています。

今後は、地区による密度の格差や分別の細分化等を勘案しながら、段階的にごみステーション数及び設置場所、排出容器等の設定の見直しを行います。

6-7-4 ごみ中継

播磨町は、広域処理開始後のごみ収集運搬業務や住民・事業者の利便性等を検討し、令和4年度に向けてごみ量の多い可燃ごみを対象とする播磨町広域ごみ処理中継施設を整備します。

また、エコクリーンピアはりまに搬入する際に他のごみと分けて搬入するなどの条件がある粗大ごみについては、両町住民が直接搬入する不燃粗大ごみと合わせて加古郡リサイクルプラザで中継業務を行います。

6-7-5 収集・運搬車両

稲美町は、令和4年度の広域ごみ処理開始に向けて、ごみ収集運搬業務の強化をはかり、安定的な収集運搬体制を構築します。播磨町は、中継施設から広域ごみ処理施設までの運搬をコンテナ方式で効率化するとともに、老朽化等による収集運搬車両の更新の際には、環境負荷の小さい車両の採用について検討を行います。

6-7-6 ごみの戸別収集

一人暮らしの高齢者や身体が不自由な方などを対象に直接収集を行う福祉的収集事業を、稲美町「ふれあい収集」、播磨町「戸別収集」として実施します。

6-7-7 まとめ

収集運搬体制について、全てのごみの適正処理が行われるよう、その収集運搬体制の確保に努めます。

6-8 ごみの適正処理及び実施主体

6-8-1 家庭系ごみ

家庭系ごみの処理は、直営又は委託方式で収集を実施し、これ以外の家庭系ごみは、排出者が処理施設へ自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼するものとします。

このほか、各種リサイクル法対象物、適正処理困難物、一時的に多量排出されるごみは、それぞれ定められた方法により処理を行うものとします。

家庭系ごみの適正処理及びその実施主体について、下記の表に示します。

排出区分	処理方法	処理主体
可燃ごみ(燃えるごみ)	焼却、残渣埋立	エコクリーンピアはりま (播磨町:播磨町可燃ごみ中継センター)
不燃ごみ(燃えないごみ) 粗大ごみ	資源化 <small>破碎選別後、残渣は焼却又は埋立</small>	エコクリーンピアはりま (処理困難物:加古郡リサイクルプラザ)
資源ごみ(あきびん類、あき缶類、紙類、布類)	資源化	廃品回収業者又は資源化業者 (播磨町のあき缶類は播磨町可燃ごみ中継センター)
資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器類、蛍光灯、乾電池)	資源化	加古郡リサイクルプラザ (加古郡ストックヤード)
スプレー缶等	資源化	稲美町 廃品回収業者又は資源化業者
食用廃油	資源化	播磨町 資源化業者

・家電リサイクル法等の対象品目(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、パソコン)は、排出者が法に従い再商品化のために業者に引渡しを行います。

・適正処理困難物は、排出者が専門業者又は取扱店へ処理のための引渡しをします。

・一時的に多量排出されるごみは、排出者が処理施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼します。

・在宅医療廃棄物のうち、注射針、注射器は受け取られた医療機関又は薬局に引渡しをします。

・小型家電は、両町庁舎に設置した回収ボックスやイベントでの回収及び不燃ごみ中からピックアップにて回収し、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者に引き渡します。

・体温計、血圧計や温度計など水銀が使用された製品について、両町庁舎に設置する回収ボックスなどを通してできる限り速やかに回収します。

・剪定枝、草類は、施設に直接搬入できる場合は、資源ごみとして扱います。

6-8-2 事業系ごみ

事業系ごみの処理は、事業者が処理施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼するものとします。

事業系ごみの適正処理及びその実施主体を下記の表に示します。

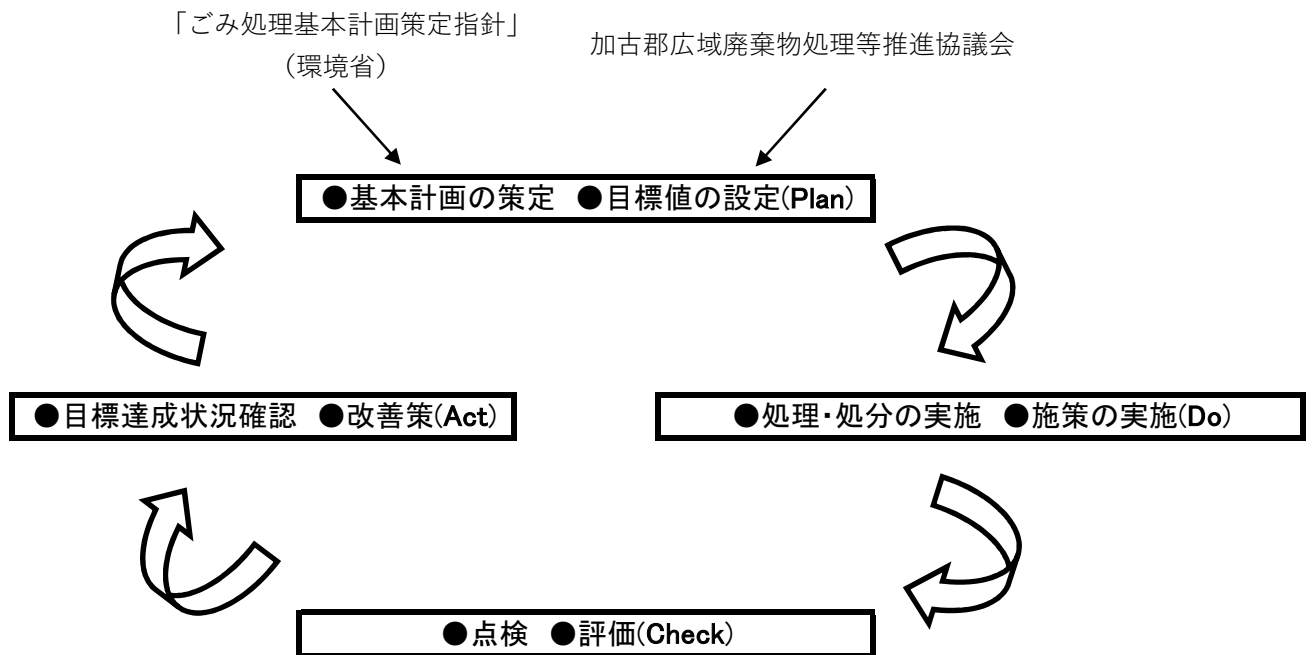
排出区分	処理方法	処理主体
可燃ごみ(燃えるごみ)	焼却、残渣埋立	エコクリーンピアはりま (播磨町:播磨町可燃ごみ中継センター)
粗大ごみ 剪定枝、草類	資源化 <small>破碎選別後、残渣は焼却又は埋立</small>	エコクリーンピアはりま 又は 加古郡リサイクルプラザ
資源ごみ(紙類、布類(対象外あり))	資源化	廃品回収業者又は資源化業者 (播磨町の紙類は播磨町可燃ごみ中継センター)

・特別管理一般廃棄物は、排出者が廃棄物処理法に従い処理を行います。

6-9 評価システムの構築

◎本計画は、5年ごとに見直しを行う予定ですが、PDCAサイクルを活用し、本計画の事業実施や達成状況の評価、そして改善点の洗い出し等を毎年継続することが重要です。

本計画の施策については、稲美町環境委員会、播磨町衛生委員会や加古郡広域廃棄物処理等推進協議会等にて達成度について評価し、その結果、本計画に合っていない部分や重要な課題等があれば、意見を聞きながらその課題の施策や本計画の変更（案）等を策定し、積極的にごみ減量目標値の達成に努めます。また、その状況については、町や事務組合のホームページに掲載する等情報公開に努めます。



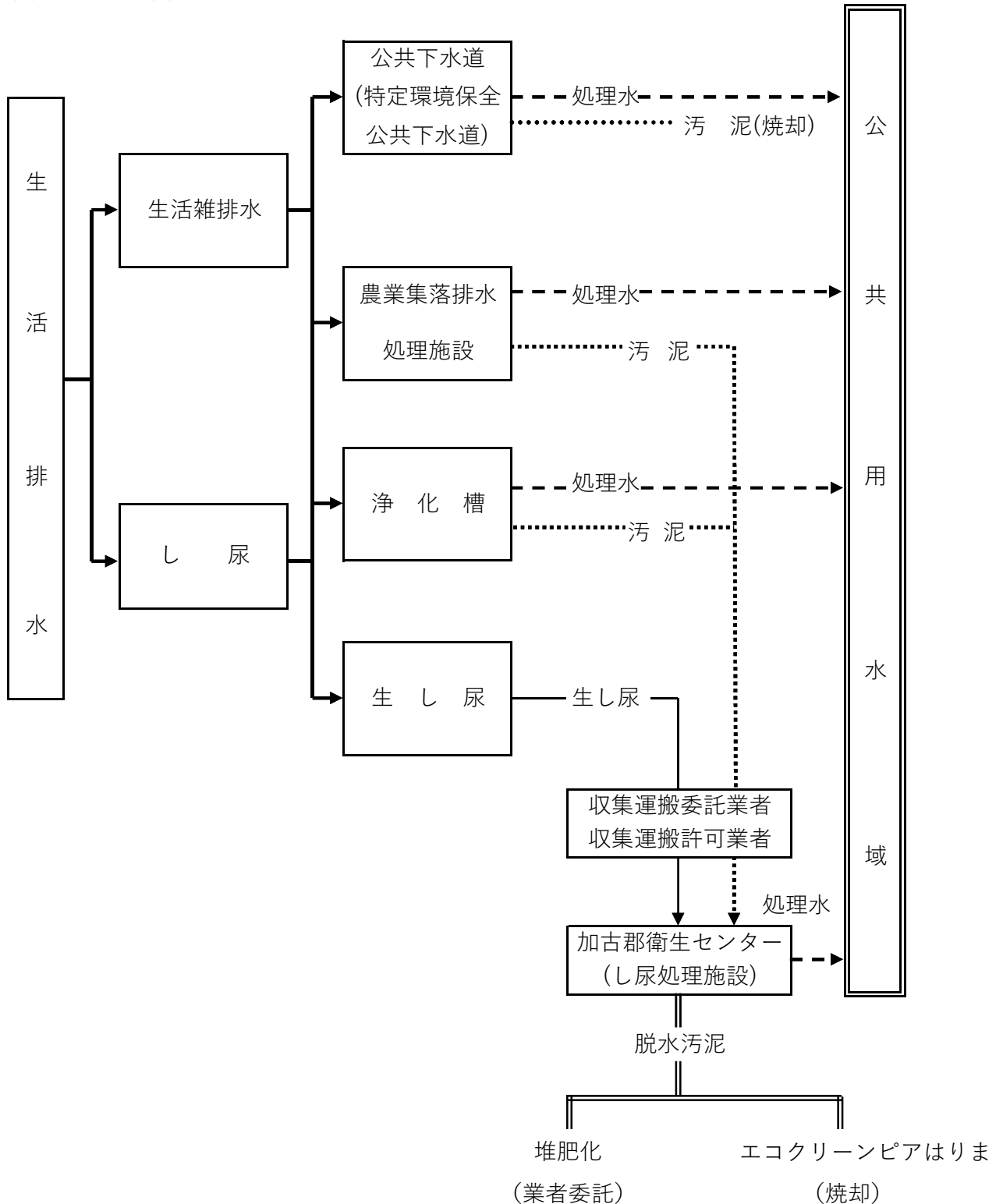
7 生活排水処理の概要

7-1 基本理念及び基本方針

生活排水処理体制を下図に示します。

本圏域では、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を使用している世帯、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯及びし尿の汲み取りを行っている世帯があります。

図 処理体系図



7-2 生活排水処理の実績

7-2-1 生活排水処理形態別人口の実績

生活排水処理形態別人口の実績を下図に示します。

排出状況は下記の表に示す通りであり、令和2年度の水洗化人口は63,637人、全体の97.1%となっています。

排出状況図(実績)

単位：人

区分		令和2年度	
行政区域人口	稲美町	30,885	
	播磨町	34,623	
	圏 域	65,508	
計画処理区域内人口	稲美町	30,885	
	播磨町	34,623	
	圏 域	65,508	
水洗化人口	稲美町	29,357	
	播磨町	34,280	
	圏 域	63,637	
	うち 公共下水道水洗化人口	稲美町	16,704
		播磨町	31,600
		圏 域	48,304
	うち 特定環境保全公共下水道水洗化人口	稲美町	7,802
		播磨町	0
		圏 域	7,802
	うち 農業集落排水水洗化人口	稲美町	4,022
		播磨町	0
		圏 域	4,022
うち 浄化槽人口	稲美町	829	
	播磨町	2,680	
	圏 域	3,509	
非水洗化人口	稲美町	1,528	
	播磨町	343	
	圏 域	1,871	
生活排水処理率	稲美町	95.1%	
	播磨町	99.0%	
	圏 域	97.1%	

※処理屋間人口として、公共下水道の整備計画外の東播臨海工業地帯の新島（浄化槽にて処理）に勤務する約4,000人が存在しています。

※生活排水処理率とは、計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口(合併処理浄化槽人口+公共下水道水洗化人口)の割合をいいます。

7-2-2 し尿・浄化槽汚泥収集量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の平成28年度から令和2年度までの排出量の推移を下記の表に示します。

排出量の推移(新島工業団地(従業員数約4,000人)の合併浄化槽を含む)

単位：キロリットル

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量合計	稲美町	5,605	5,502	5,369	5,350	5,324
	播磨町	3,025	2,830	2,855	2,684	2,743
	圏 域	8,630	8,332	8,225	8,034	8,067
うち 生し尿排出量	稲美町	2,547	2,715	2,662	2,709	2,636
	播磨町	746	758	719	680	688
	圏 域	3,293	3,473	3,381	3,389	3,324
うち 浄化槽汚泥 排出量	稲美町	3,058	2,787	2,707	2,642	2,688
	播磨町	2,280	2,072	2,136	2,004	2,056
	圏 域	5,338	4,859	4,843	4,645	4,744

※計量システムの関係から、この計画において生し尿、浄化槽汚泥の区分無く排出量1トン
を1キロリットルとして比重換算を行っています。(以下、この計画においては同様の比重換算と
します。)

※四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

7-2-3 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

し尿の収集運搬は委託方式とし、稲美町は委託業者2社、播磨町は委託業者1社により行い、
浄化槽汚泥の収集運搬は許可方式とし、稲美町は許可業者3社、播磨町は委託業者5社によ
り定期的に収集を行っています。

ア) し尿(生し尿)

稲美町；委託業者2社

播磨町；委託業者1社

イ) 浄化槽汚泥

稲美町；許可業者3社

播磨町；許可業者5社

7-2-4 し尿・浄化槽汚泥の処理体制

し尿及び浄化槽汚泥は、加古郡衛生センターにて中間処理を行っています。

し尿処理施設の概要を下記の表に示します。

し尿処理施設の概要

施 設 名	処 理
加古郡衛生センター	標準脱窒素方式(低希釈二段活性汚泥+高度処理) 110Kℓ/日(生し尿 88Kℓ/日+浄化槽汚泥 22Kℓ/日) 昭和62年3月稼動 設置主体;加古郡衛生事務組合

し尿・浄化槽汚泥の受入により発生する夾雑物(後の水処理工程の中で、管路の閉塞などの原
因となる異物)は、エコクリーンピアはりまで焼却処理を行い、焼却後の残渣はセメントリサ
イクル又は大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分を行っています。

8 生活排水処理行政の動向と課題

8-1 生活排水処理行政の動向

8-1-1 国の動向

環境省では、「平成 27 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」において、以下の通り示しています。

【環境・循環型社会・生物多様性白書の関連事項】

○水環境の保全対策〔公共用水域における水環境の保全〕

生活排水対策については、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、短期的にはおおむね 10 年で污水处理施設の整備を概成することを目指し、また中長期的には污水处理施設の改築・更新等の運営管理の観点で、污水处理に係る総合的な整備計画である「都道府県構想」の見直しを推進し、浄化槽、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の各種污水处理施設の効率かつ適正な整備を図ります。浄化槽については、「都道府県構想」の下、市町村が浄化槽の整備計画の策定・見直しを積極的に行うことで普及促進が図られるよう、市町村が浄化槽の整備・維持管理の主体となる「市町村浄化槽整備推進事業」の推進を図ります。一方、「市町村浄化槽整備推進事業」における市町村の金銭的・事務的負担の軽減に向け、PFI 等の民間活用を推進し、さらに、官民が連携して整備の促進・適正な管理に取り組んでいけるよう民間活用による新たな整備・管理手法の検討を行います。また、浄化槽台帳情報を電子データとして関係者間で効率かつ正確に管理することを可能とする浄化槽台帳システム整備を支援することにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、適正な維持管理の確立や災害対応力の強化等の管理体制の強化を図るとともに、浄化槽の信頼性の向上を目指します。下水道整備については、全人口の約 7 割の污水处理を担っていますが、市街化区域にも下水道未普及地域が残されており、快適で衛生的な生活環境の享受という公平性が確保されておらず、また、広域的な水質保全の面からも課題となっています。そのため、未普及地域のうち、人口が集中している地域や水道水源水域等、水質保全上重要な地域において重点的に整備を推進するとともに、その他の地域においては、他の污水处理施設と連携強化を図るとともに地域の実状に応じた低コストの整備手法の導入により、機動的な整備を行います。また、水域の早期水質改善に向け、既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な高度処理も含め、引き続き下水道における高度処理を推進するとともに、計画的な合流式下水道の改善を推進します。農業集落排水事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する農業集落排水施設の整備又は改築を実施するとともに、既存施設について、長寿命化や老朽化対策を適時・適切に進めるための地方公共団体による機能診断等の取組を支援します。

8-1-2 兵庫県 の 動 向

兵庫県では「第8次水質総量規制に係る総量削減計画」において、以下の通り示しています。

◆ 基 準 年 度 ； 平成26年度

◆ 目 標 年 度 ； 平成31年度

◆ 目 標 (生 活 排 水) ； 化 学 的 酸 素 要 求 量 平成26年度：24t/日 ⇒ 平成31年度：19t/日

窒素含有量 平成26年度：20t/日 ⇒ 平成31年度：19t/日

りん含有量 平成26年度：1.5t/日 ⇒ 平成31年度：1.6t/日

【削減目標量の達成のための方途】

◆生活排水対策

市町等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備・更新を進めるとともに、海域の状況を勘案しつつ、排水処理の高度化並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進する。

(1) 下水道の整備等

下水道については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、流域別下水道整備総合計画に基づき整備を促進する。また、下水道終末処理場については、効率的な施設更新及び維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努める。合流式下水道については、各下水道管理者が作成した「合流式下水道緊急改善計画」（平成16年度策定、平成21年度改定）に基づき、雨水滯水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等、計画的かつ緊急的・集中的な改善を推進する。

(2) その他の生活排水処理施設の整備

農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、地域の実情に適した形で計画的、効果的に更新整備を図るとともに、維持管理の適正化並びに放流水質の安定及び向上に努める。し尿処理施設については、維持管理の徹底を図ることにより、放流水質の安定及び向上に努める。浄化槽については、設置整備事業の活用等により、計画的かつ効率的な設置整備の促進を図るとともに、公共用水域等の水質保全上、水質汚濁負荷が高い既設のみなし浄化槽については、その撤去に係る国の助成制度の積極的な活用を図るなど、浄化槽への転換促進を図る。また、浄化槽法、建築基準法、兵庫県浄化槽指導要綱（昭和60年9月制定）等に基づき、適正な設置や維持管理の徹底を図る。特に、設置後の維持管理については、保守点検・清掃・法定検査の確実な実施を浄化槽管理者等に対し積極的に働きかけるとともに、法定検査未受験者への指導強化により、放流水質の安定化と向上に努める。

8-2 当圏域内での課題

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、公共下水道の整備が進み、減少傾向になっています。

公共下水道整備後は、稲美町では農業集落排水(計画1,685世帯)及び合併浄化槽世帯(約350世帯)から、播磨町では調整区域内世帯(約150世帯)及び新島工業地帯(従業員数約4,000人)の合併浄化槽から発生するし尿の処理が必要となります。

2.9%は生活雑排水が未処理で公共用水域に放流されている状況にあります。

水環境への負荷を抑制するため、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。また、処理量の減少及び搬入物の性状比率の変化等の地域の実情に合わせ、生活排水処理体制の適宜見直しを実施し、効率的なし尿・浄化槽汚泥の処理体制を構築する必要があります。

9 生活排水処理基本計画

9-1 基本理念及び基本方針

9-1-1 基本理念

上位計画「第6次稲美町総合計画」及び「第5次播磨町総合計画」では、下水道の整備・接続を進めること、効率的な尿の収集及び処理施設の適正な運営、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域の浄化槽の設置を目標として掲げています。本計画では、基本理念を下記に示します。

河川・公共用水域環境の保全のための生活排水の適正な処理を行います。

9-1-2 基本方針

生活排水処理対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水処理施設の整備による基本方針を下記に示します。

生活雑排水による環境負荷の軽減をはかります。

また、生活排水処理施設の整備に関する基本方針を下記に示します。

◆ 公共下水道

- ・市街化区域では、公共下水道の処理区域の拡大を進めることを基本とします。
- ・公共下水道計画区域に隣接する区域においても、ほかの処理方式よりも経済的・効率的な場合は公共下水道の整備をはかります。
- ・公共下水道の供用開始までに期間の要する地域については、合併処理浄化槽設置等の対策を検討します。
- ・公共下水道の整備が完了した区域では、公共下水道への接続を促進します。

◆ 農業集落排水処理施設

- ・農業振興地域においては、農業集落排水処理施設の処理区域拡大を進めます。
- ・既存の処理区域に隣接する区域において、農業集落排水処理施設への接続を検討します。
- ・処理水の農業用水への再利用、汚泥の有機肥料としての再生利用をはかります。

◆ 合併処理浄化槽

- ・公共下水道等の集合処理施設の整備に期間を要する地域、市街化調整区域や地形的要因により集合処理施設の整備が出来ない地域では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・合併処理浄化槽の設置促進にあたっては、「浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備促進事業」を活用します。
- ・既に単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換を促進します。

◆ 住民理解

- ・生活排水対策に関する広報や施設見学会等の啓発活動により、整備に対する住民理解が深まるようにはかります。

9-2 生活排水処理の目標

9-2-1 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理計画人口を下記の表に示します。

し尿の収集人口は、公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備により、年々減少していますが、浄化槽汚泥収集人口は稲美町においては農業集落排水世帯及び浄化槽利用世帯、播磨町(新島工業団地を除く)においては調整区域内世帯があります。

公共下水道や合併処理浄化槽の普及に努め、計画目標年度である令和18年度の本圏域の目標は98.5%に、また、最終的には、公共下水道や合併処理浄化槽の整備により100%の生活排水処理率を目指します。

単位：人

区 分		令和4年度 (初年度)	令和11年度 (中間目標)	令和18年度 (計画目標)	
行政区域内人口	稲美町	31,846	28,577	26,723	
	播磨町	34,281	32,577	31,197	
	圏 域	66,127	61,154	57,920	
計画処理区域内人口	稲美町	31,846	28,577	26,723	
	播磨町	34,281	32,577	31,197	
	圏 域	66,127	61,154	57,920	
水洗化人口	稲美町	30,332	27,734	25,976	
	播磨町	33,937	32,414	31,073	
	圏 域	64,269	60,148	57,049	
	うち 公共下水道水洗化人口	稲美町	17,792	15,789	14,787
		播磨町	31,249	29,830	28,583
		圏 域	49,041	45,619	43,370
	うち 特定環境保全公共下水道 水洗化人口	稲美町	7,732	7,361	6,895
		播磨町	0	0	0
		圏 域	7,732	7,361	6,895
	うち 農業集落排水水洗化人口	稲美町	3,986	3,864	3,620
		播磨町	0	0	0
		圏 域	3,986	3,864	3,620
うち 浄化槽人口	稲美町	822	720	674	
	播磨町	2,688	2,584	2,490	
	圏 域	3,510	3,304	3,164	
し尿収集人口(非水洗化人口)	稲美町	1,514	843	747	
	播磨町	344	163	124	
	圏 域	1,858	1,006	871	
生活排水処理率(%)	稲美町	95.2	97.0	97.2	
	播磨町	99.0	99.5	99.6	
	圏 域	97.2	98.3	98.5	

※水洗化人口は、公共下水道人口、特定環境保全公共下水道人口、農業集落排水人口及び浄化槽人口を合計しています。

※これとは別に今後も昼間人口として、公共下水道の整備計画外の東播臨海工業地帯の新島(浄化槽にて処理)に勤務する約4,000人が存在します。

9-2-2 し尿・浄化槽汚泥量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測を下記の表に示します。

下水道の進展により、汚泥量は減少する予測結果となっていますが、下水道敷設計画のない新島工業団地等があることから一定量の汚泥は発生するものと予測しています。

表 排出量の推移(新島工業団地(従業員数約4,000人)の合併浄化槽を含む)

単位：キロリットル

区 分		令和4年度 (初年度)	令和11年度 (中間目標)	令和18年度 (計画目標)
排出量合計	稲美町	5,270	4,000	3,670
	播磨町	2,730	2,270	2,180
	圏 域	8,000	6,270	5,850
うち 生し尿排出量	稲美町	2,610	1,460	1,290
	播磨町	680	300	250
	圏 域	3,290	1,760	1,540
うち 浄化槽汚泥排出量	稲美町	2,660	2,540	2,380
	播磨町	2,050	1,970	1,930
	圏 域	4,710	4,510	4,310

※し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測については、生活排水処理形態別人口の見込みをもとに平成28年度～令和2年度の実績から、生し尿の1人1日当りの排出量を稲美町4.73リットル(キログラム)、播磨町5.48リットル(キログラム)、浄化槽汚泥の1人1日当りの排出量を、稲美町1.51リットル(キログラム)、播磨町1.68リットル(キログラム)としました。これに稲美町農業集落排水処理施設及び播磨町の新島工業団地から排出される浄化槽汚泥の排出量に加えています。

9-2-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

本計画においては、公共下水道の普及を考慮し、以下の事項を収集運搬の目標とします。

- ・公共下水道の普及による収集量の減少や、収集区域の変化に対応し、効率的な収集体制を確保します。
- ・浄化槽の設置世帯に対して、法令で定められた清掃頻度を遵守し、計画的な収集に協力するよう啓発します。

9-2-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本圏域全域とします。

9-2-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の方法及び量

① 収集対象

計画区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

② 収集回数

ア) し尿(生し尿)

稲美町；一般汲取式トイレ、簡易水洗トイレ共に申込みを原則とします。

播磨町；一般汲取式トイレ、簡易水洗トイレは月1回を、店舗・事業所からは申込みを原則とします。但し、特別な事情がある場合は一般家庭の申込みも収集します。

イ) 浄化槽汚泥

稲美町；浄化槽法上の法定回数及び環境保全上清掃が必要となったときとします。

播磨町；環境保全上、清掃が必要となったときとします。

③ 収集運搬の実施主体

ア) し尿(生し尿)

稲美町；委託業者 2 社

播磨町；委託業者 1 社

イ) 浄化槽汚泥

稲美町；許可業者 3 社

播磨町；許可業者 5 社

④ 収集運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、バキューム車により行うものとします。

⑤ 収集方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を効率的に行うため、し尿の収集運搬は稲美町又は播磨町が委託した一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬とし、浄化槽汚泥の収集運搬は稲美町又は播磨町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬とし、排出者はその業者に収集運搬を依頼するものとします。

9-2-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理

し尿及び浄化槽汚泥は、加古郡衛生センター(し尿処理施設)において処理します。

9-3 処理施設

(下水処理場)

施設名	処 理
加古川下流浄化センター	水処理:標準活性汚泥法 汚泥処理:流動床炉(濃縮+脱水+焼却) 水処理:159,900m ³ /日 汚泥処理:焼却180t/日 平成5年3月稼動 設置主体;兵庫県

(農業集落排水)

汚泥の処理は、加古郡衛生センターにて行います。

(し尿処理場)

施設名	処 理
加古郡衛生センター	標準脱窒素方式(低希釈二段活性汚泥+高度処理) 110Kℓ/日(生し尿 88Kℓ/日+浄化槽汚泥 22Kℓ/日) 昭和62年3月稼動 設置主体;加古郡衛生事務組合

当分の間、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、加古郡衛生センターにて行いますが、ごみ処理と同様に広域処理や下水道事業との汚泥処理施設共同整備事業での処理も検討します。

9-4 その他の施策

① 排出抑制（環境学習）

生活雑排水の排出抑制は、公共下水道区域内では終末処理場への負荷を軽減し、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽においても処理水量を減らすことにより放流水量を抑制することにつながります。よって、ライフスタイルを見直すことで生活雑排水の発生を抑制することが重要となります。

住民に対して、生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、住民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。風呂の残り湯の洗濯水への利用、米のとぎ汁の植木への散水利用、食器汚れの拭き取り、節水型トイレの導入、廃食用油の生活排水への混入防止等について協力を呼びかけます。

② 浄化槽の管理等に関する広報・啓発

生活排水対策の重要性、浄化槽管理の重要性について、住民への周知のため本圏域広報誌及びホームページ等での清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進めるとともに下水道利用を呼びかけます。

③ 市民・事業者の役割

- ・下水道が整備され、使用できるようになったら、すみやかに水洗化の工事を行いましょう
- ・浄化槽の適切な維持管理を行いましょう。
- ・家庭や事業所でできる生活排水対策に積極的に取り組みましょう。

加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画

令和4年4月1日策定

稲美町・播磨町・加古郡衛生事務組合
(加古郡広域廃棄物処理等推進協議会)